# スウェーデンの家族と少子化対策への含意

- 「スウェーデン家庭生活調査」 から -

# 主なポイント

1.高い女性労働力率と出生率の要因

高い出産期女性の労働力率(84.3%)と高い合計特殊出生率(1.65) 充実した育児休業制度

- ・休業直前の8割の所得を1年半にわたり保障(両親保険)。2年半以内に次の子供を生んだ場合も保障される(スピードプレミアム)
- ・女性は7割以上が1年以上の育児休業を取得
- ・労働時間の短縮も可能

少ない残業と短い通勤時間により男女とも多くは午後6時前に帰宅 両親保険、児童手当等家族政策に係る財政支出は対GDP比3.31%

2. サムボ(事実婚、同棲)制度

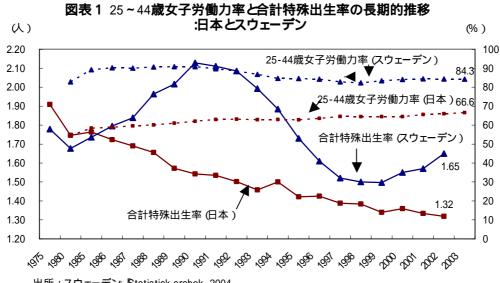
法律婚の9割はサムボを経て結婚 ステップファミリーは全体の2割 サムボ法によりサムボを制度化。財産分与や養育権等を規定 離婚あるいはサムボ解消後も、父親に子の養育費の負担義務あり

# 平成16年4月28日 内閣府経済社会総合研究所

財団法人家計経済研究所に委託した平成 15 年度内閣府経済社会総合研究所委託調査 日本・スウェーデン家庭生活調査報告書」。大ストックホルム地域在住で35-44 歳のパートナーのいる男女300人ずつから回答を得たアンケートを実施。

# 1 高い女性労働力率と出生率を支えるもの

(1)スウェーデンでは、出産期の女性の労働力率は84.3%と高い一方、出生率も変動はあるものの、1.65(2002年)と日本(1.32)よりも高い水準を保っている(図表1)。



出所:スウェーデン: Statistisk arsbok 2004」 日本: 厚生労働省人口動態統計」

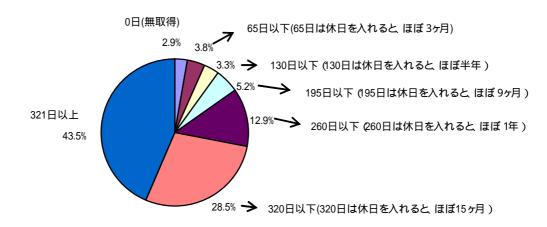
(2)他方、スウェーデンでは、母乳志向が強いため、「1歳児神話」ともいうべき考え方が存在しており、1歳までは母親が育てるべきだと考えている人が多い。日本の「3歳児神話」と類似している(図表2)。

賛成 まあ賛成 やや反対 反対 日本 35-44歳有配偶女性 38.6 8.5 29.0 35.5 27.4 (うち、日本フルタイム女性) 8.1 スウェーデン 35-44歳有配偶女性 23.4 40.2 16.7 19.7 40.4 (うち、スウェーデンフルタイム女性) 24.1 15.6 19.9 80% 100%

図表 2 性別役割分業意識 子どもが小さいうちは妻は育児に専念すべき」 :日本とスウェーデン

出所:スウェーデン:内閣府経済社会総合研究所編 ワウェーデン家庭生活調査」 日本 家計経済研究所 現代核家族調査」 ②)このため、出産後1年は育児休業をとって子育てに専念し、その後、復職して子どもを保育所に預けながら勤務時間を短縮して働き、数年後に通常の労働時間に戻るというパターンが多い(図表3-1、図表3-2、図表4)。

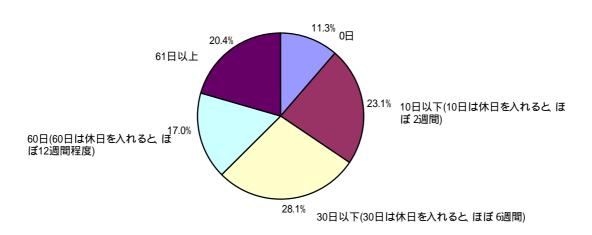
スウェーデンでは育児休業取得日数が長い。ただし、必ずしもこれを連続して取得しているわけではなく、子どもが1歳を超えてからは夫妻の仕事の状況や職場の状況に応じて、夫妻のいずれかが取得している(ボックス1を参照)。



図表 3-1 女性の休業取得日数(労働日):スウェーデン

出所:内閣府経済社会総合研究所編 ワウェーデン家庭生活調査」

注 1990年 (回答者22-31歳)~2003年 (回答者35-44歳)の14年間に子供を産んだ延べ697人の取得日数の分布

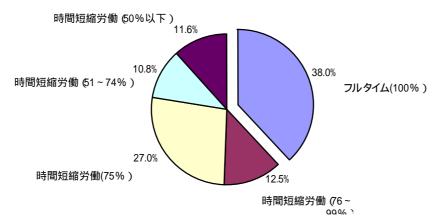


図表 3-2 男性の休業取得日数(労働日):スウェーデン

出所:内閣府経済社会総合研究所編 ワウェーデン家庭生活調査」

注:1990年 (回答者22-31歳)~2003年 (回答者35-44歳)の14年間にパートナーが子どもを産んだ延べ705人の休業取得日数の分布

図表4 女性の復職後の働き方:スウェーデン



出所:内閣府経済社会総合研究所編 ワウェーデン家庭生活調査」

注 1 :1990年 (回答者22-31歳) ~ 2003年 (回答者35-44歳) か14年間に子供を産んだ延べ697人の復職後の働き方

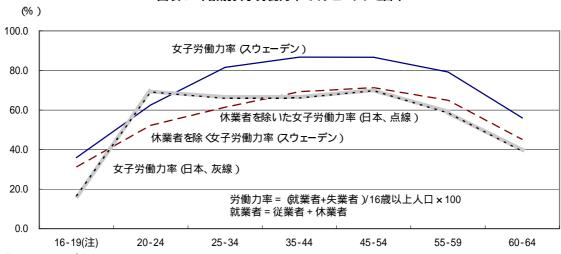
注2:()内の%は、フルタイムの労働時間に比較した労働時間

# これを支えているのは、

# (イ) 育児休業制度とスピード・プレミアム

日本の女子労働力率はM字型であるが、スウェーデンは逆U字型である。すなわち、日本では出産によって仕事を辞め、その後再就職する女性が多いが、スウェーデンでは育児休業等の取得により育児との両立を図り、就業を継続している。なお、休業者を除くと、日本の女性の労働力率とほぼ同じになる(図表5)。

図表 5 年齢別女子労働力率:スウェーデンと日本



出所:スウェーデン: SCB 'Labor Force Survey,"

日本 総務省 労働力調査」

注:日本のデータは15-19歳

# ボックス 1 【育児休業と就学前教育(1歳からの保育・教育の保障)】

# 両親保険

- ・ 1974 年に導入された世界初の両性が取得できる育児休業の収入補填制度。
- ・ 給付率は、導入当初は<u>休業直前の収入</u>の90%であったが、その後いったん、75%に削減されたものの、1998 年から 80%とした。収入がない者に対しては一定の保証額を給付(1日180クローナ)(注:1クローナ=約15円)
- ・ 出産 10 日前から 8 歳の誕生日までに、両親合わせて最大で 480 日(労働日) 取得することが可能。ただし、給与の 80%が支払われるのは 390 日のみであ り、残りの 90 日は 60 クローナしか支給されない。
- ・390 日の内訳は、パパクォーター・ママクォーター(配偶者に譲ることができない休業日数)はそれぞれ60 日ずつ、両親が譲り合える(多くは父親の分を母親が使う)日数はそれぞれ135 日ずつある。連続してとる必要はなく、また、全日でとる必要もない。親の事情にあわせて、出勤時間を全日、4分の3日、2分の1日、4分の1日で組み合わせて出勤できる(例:30日全休=60日2分の1出勤)。ひとり親家庭では480日分をひとりで取得することができる。双子以上の場合、子どもひとりにつき、180日が追加される。
- ・ 通常、同じ期間内には父親か母親のどちらかしか休業をとることはできない。しかし、子どもの出産後、29 日間は母親に無条件の受給権があるので、この 29 日間は、父親も母親と同時に休むことが可能である。さらに、出産前の両親教室に参加する場合にも、この両親保険受給権を行使することができる。
- ・ 給付額は、<u>休業直前の収入</u>により決まる。特例として次の子どもが2年6ヶ 月以内に生まれた場合、スピード・プレミアムが受けられる。
- ・ <u>スピード・プレミアム</u>とは、休業中や労働時間を短縮して復職中であっても、 その前の子どもを産む前にフルタイムであった人はそのフルタイムの給与 から給付額が決められる。育児休業制度が導入された当初は、1年という短 い期間であったので、制度による出生率上昇の効果はみられなかったが、 1980年に「2年以内」へ条件を変更したこと(いわゆるスピード・プレミア ム)により、出生率の上昇がみられた。
- ・ 両親保険の財源は、事業主が支払う社会保険拠出(両親保険料率は 2003 年 で支払い給与の 2.20%) による。

# その他

- ・子どもや両親の病気、子どもの予防接種、健康診断などのために給付を受けながら休暇をとる一時介護両親保険がある。また、父親による出産への立ち会い、家事や他の子どもの世話をするための父親出生休暇手当が保障され、利用者は多い。
- ・ さらに、1歳半から8歳まで、もしくは小学校1年終了まで、労働時間を4

分の1短縮できる権利などが認められている。

# 保育サービス

- ・ 1996 年、スウェーデンの保育所は社会省から教育省の管轄への移行に伴い、 保育サービスは、就学前教育システムへと位置づけ。
- ・ 就学前学校(1~5歳:全日利用可)は日本の保育所に該当。利用者負担額は19%(2000年)と低く、残りはコミューン(市町村)が負担。
- ・ 就学前クラス(6歳:半日利用)は小学校の中に置かれ、集団生活を学ぶことを目的としている。
- ・ 学童保育(6~12歳:始業前、放課後、休日)は、小学校に併設されており、 小学校に行く前や後などに子どもが立ち寄ることが可能。両親ともにフルタ イム労働の場合には貴重な施設。
- ・ 公開児童センター(1~5歳:2~3時間利用)は、後述の保育ママや育児 休業中の親が立ち寄る団らん場所として利用。
- ・ 家庭的保育(1~12歳:全日)では、子どもを4人まで保育ママが自宅で保育する制度。

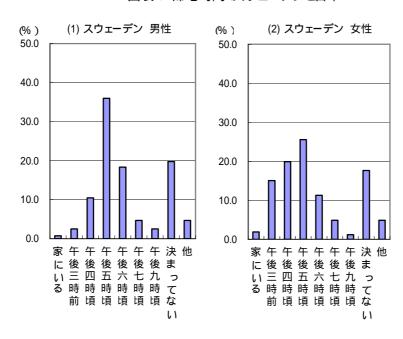
上記のサービスを組み合わせることにより、仕事と子育ての調整を行うことが可能である。

# (ロ)勤務時間短縮制度及び男女ともに早い帰宅時間

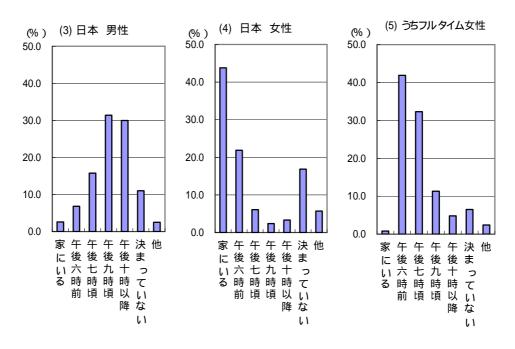
スウェーデンの男女の多くは午後6時までに帰宅している(図表6)1。

(参考:労働時間(図表7)通勤時間(図表8))

図表 6 帰宅時間:スウェーデンと日本



<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 帰宅時間が決まっていない」者が少なくないが、その多くはシフト勤務者である。



出所: スウェーデン:内閣府経済社会総合研究所編 ワウェーデン家庭生活調査」 日本 家計経済研究所 現代核家族調査」(1999 年に東京 30 km圏の核家族世帯に対して同研究所が実施)

図表7 :スウェーデンの就業形態と労働時間

就業形態		(%)
	女性	男性
雇用者 (フルタイム)	50.0	79.0
雇用者(時間短縮労働)	35.1	4.1
自営 家族従業者	3.4	11.9
無職·失業	6.3	3.2
その他	5.2	1.9
合計	100.0	100.0

連吊の週あた	(%)	
	女性	男性
19時間以下	2.7	0.4
20-34時間	36.3	4.6
35-40時間	51.0	67.1
41-45時間	4.2	9.7
46時間以上	5.8	18.3
合計	100.0	100.0
平均(時間)	32.7	41.2

出所:内閣府経済社会総合研究所編 ワウェーデン家庭生活調査」

注:スウェーデンのパートタイムとは、労働時間が短縮されていることを指しており、非正規雇用といった雇用形態を指すのではない。

図表8 :スウェーデンと日本との平均通勤時間 往復 比較

	男性	女性
スウェーデン (20-64才)	40分	27分
日本 (有業者 )	80分	65分

出所: スウェーデン: SCB "Time Use Survey 2000/01" 日本 総務省統計局 社会生活基本調査 2001年」

# (八)所得制限のない児童手当制度

16 歳未満の子を持つすべての親に第1子から児童手当(非課税)が支給される。3人の子どもがいるカップル世帯では可処分所得の約1割、2人の子どもがいるひとり親世帯でも約1割に相当する(図表9)<sup>2</sup>。

これとは別途、子どもがいる世帯の約3割が非課税の住宅手当も受給している。ただし、この住宅手当は、ミーンズテスト(資力調査)を伴っている。

図表 9 スウェーデンの児童手当額

2001年現在

			対平均可処分所得比 (%)	
		支給額 (クローネ / 月 )	手当額 / 子どものいるカップル世帯の可処分	手当額 / ひとり親世帯 の可処分所得
	<u>∽</u> 47	050	所得	5.0
	第 1子	950	3.3	5.6
出生順	第 2子	950	3.3	5.6
位	第 3子	1204	4.1	7.1
177	第 4子	1710	5.9	10.1
	第 5子以降	1900	6.5	11.2
	1人	950	3.4	6.0
子ども	2人	1900	6.4	10.2
数	3人	3104	10.5	*
₹X	4人	4814	15.5	*
	5人	6714	*	*

注: \*」はデータの制約上算出できない。

出所:スウェーデン統計局 'Hushallens utgifter' (The Family Expenditure Survey )1999-2001 年版より作成。

備考:日本の場合の児童手当額(月額)は、第1子5000円、第2子5000円、第3子以降10000円。(ただし所得制限あり。また、義務教育就学前まで。)

(4)以上の諸制度は、育児負担を社会全体で担い、すべての子どもの生活を親の属性にかかわらず保障することを基本理念としている。この理念に基づく一貫した子育て支援が、スウェーデンの出生率を支えている。

スウェーデンの家族現金給付・サービス費の対 GDP 比は 1998 年時点で 3.31% と極めて高い(日本は 0.47%)(図表 1 0)

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 所得税率が高いので、非課税の児童手当は可処分所得に占める割合が高くなる (両親保険は課税対象)。

図表 10 社会保障給付費対 GDP比の国際比較 (1998 年、%)

	社会保障給付全体	
		家族現金給付 現物給付
日本	14.66	0.47
スウェーデン	30.98	3.31
アメリカ	14.59	0.51
フランス	28.82	2.69
ドイツ	27.29	2.73
イギリス	24.70	2.22

出所:OECD Public Social Expenditure

障害児養育手当 養育費支援 (億クローネ) 1995 両親保険 その他 児童手当 住宅手当 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 0 100 200 400 600 300 500

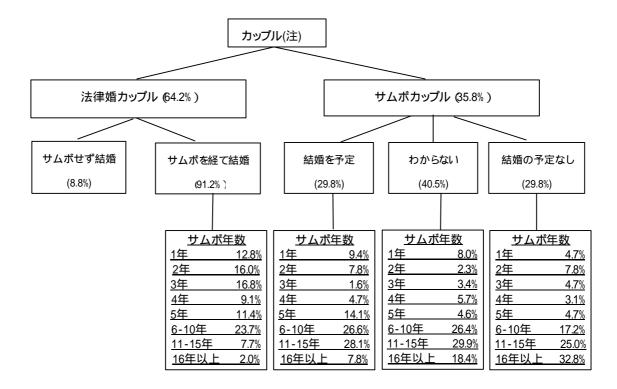
図表 11 スウェーデンの家族・子ども関係社会保障給付費

注: 社会保障給付 = 失業給付+労働災害・疾病手当給付+老齢年金 障害年金+家族・子ども関係 給付(児童手当・養育費援助 住宅手当など)+その他

出所: Statistics Sweden "Statistical Yearbook of Sweden "2000,2004より作成。

# 2 法律婚への移行過程としての サムボ」 事実婚、同棲 )の制度

(1)スウェーデンでは、サムボによるカップルが多いが、法律婚のカップルの 9割以上がサムボを経験しており、一種の試行期間として機能していると考え られる(図表12)。



図表 12法律婚カップル、サムボカップルの割合

出所:内閣府経済社会総合研究所編 ワウェーデン家庭生活調査」。

注:調査対象は大ストックホルム在住。35-44歳。600カップル

(2)サムボは「サムボ法」により保護されており、死別した場合にも残された配偶者は、住居は相続できる(なお、法律婚と異なり、金融資産は相続できない)。離別の場合には、住居は名義にかかわりなく必要としている方のものになり、家財道具は平等に分割されるなどの規定がおかれている。また、サムボカップルに生まれた子ども、すなわち婚外子に対する法律上の差別はなく、法律婚カップルの子と同様の権利が保障されている(ボックス2「サムボ法」を参照)。

# ボックス2 【婚姻法・パートナーシップ法・サムボ法】

# **婚姻法 (**Aktenskapsbalken)

- 1987 年に、それまでの「結婚法 (Giftemalsbalken)」を改正し、「婚姻法」 として公布、1988 年に施行。
- ・ 婚姻は成人(18歳)の男女により成立。夫婦は共同で家庭を営み、家事・育児を分担し合い、またそれぞれの経済力に応じて家計の支出分を負担すべきことが定められている。
- ・ 婚姻後に得た財産は基本的に全て夫婦の共有財産。婚姻前からもつ財産に関 しては、裁判所で個人資産として登記することが可能。
- ・ 離婚の際は必ず地方裁判所に離婚判決を請求しなければならない。双方が合意した上 16 歳未満の子どもがいなければ、すぐに離婚が成立。
- ・ 子どもがいる場合は、夫婦の合意があっても6ヶ月間の考慮期間が設けられる。
- ・ また、夫婦のいずれか一方のみが離婚を請求する場合も6ヶ月間の考慮期間 が設けられる。
- ・ いずれの場合も、考慮期間終了後には離婚が成立する。なお、夫婦が既に 2 年以上別居している場合は、考慮期間は設けられない。
- ・ 離婚の際、共有財産の分割がなされ、さらに、子どもに対する養育費の取り 決め(「親子法」にて規定)が行なわれるが、いずれか一方からの慰謝料や その他の生活費等の請求は行なわれない。
- ・その他の関連する法律として「親子法 (Foraldrabalken)」がある。未成年 の子どもについては、離婚後も共同の養育権 (Vardnad)をもつことが義務 づけ。子どもとの同居の有無に関わらず、子どもの成長過程における重要事 項の決定は全て両親共同で行なわなければならない。また、子どもと同居し ない親は養育費を支払う義務がある。
- ・ なお、1982 年には「姓名法 (Namnlag)」が制定され、夫婦の同姓・別姓選択 の自由が明記されている。

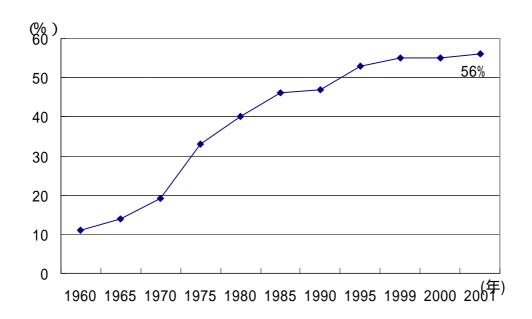
# パートナーシップ法

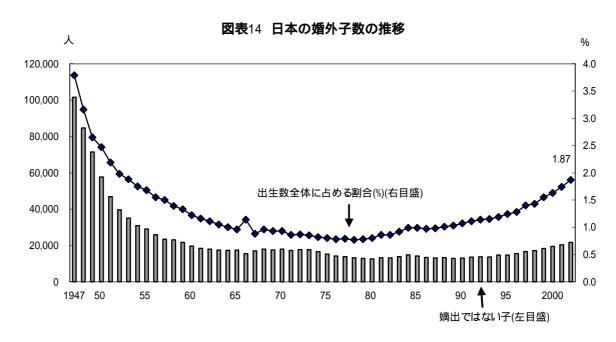
- ・ ホモセクシュアル・カップルを対象に、婚姻法に準ずる法として 1995 年 1 月に施行。
- ・ カップルの関係性や財産に関する定めは「婚姻法」とほぼ同様。以前は、ホモセクシュアル・カップルの養子縁組は認められていなかったが、これも、2003年の改正で認められた。

# サムボ法 (Sambolagen - Lagen om sambors gemensamma hem)

- ・ サムボとは、登録している住所を同じくし、継続して共同生活を営み、性的 関係をもつカップル。
- ・ サムボ法は、サムボカップルが離別する際、経済力が弱いいずれか一方に対して最低限の生活を保障することを目的に、1987年に成立、翌年に施行された。同年、ホモセクシュアル・カップルに適用される「ホモセクシュアル・サムボ法」(Lag om homosexuella sambor)もサムボ法に準ずる内容で施行された。
- ・ サムボ法でも「婚姻法」と同様、共同生活を営むカップルは家事・育児を分担し、家計の支出を負担し合うべきことが定められている。
- ・サムボ解消時に財産分割の対象となるのは、住居と家財のみで、それ以外の個人所有している全ての資産(預金・有価証券、余暇目的で購入した車・ヨット・サマーハウス等)は、たとえそれがサムボ開始後に取得したものであっても分割の対象外となる。この点が婚姻法と異なる。カップルに未成年の子どもがいる場合は、離別後、子どもと同居する親が同じ住居に住み続けることができる。
- ・また、カップルのいずれか一方が死亡した場合、パートナーが相続できるのは、住居・家財、政府が取り決めた額(2003年現在で77200クローナ)以下の金融資産である。ただし、死亡前に個人財産を共有財産とする法的手続きを取っていれば、法律婚夫婦と同等の権利を得ることができる。
- ・ なお、子どもの権利を保障する観点から、1976年に「親子法」が改正され、 サムボカップルに生まれた子どもに対する法的差別は全くなくなった。ただ し、養育権については、法律婚カップルの離婚の場合と異なり、母親が自動 的に単独で養育権を得る。スウェーデン政府は、全ての両親が共同養育権を もつことを推奨しており、そのように希望するサムボカップルは、サムボ中、 サムボ解消後に関わらず申請手続きをすればすぐに共同養育権を得られる。 なお、母親が単独養育権をもつ場合でも、父親は養育費を支払わなければな らない。

(3)スウェーデンでは、サムボに対し必要な法的保護を行うことを通じ、両性(特に女性)、子どもが特段の不利を被ることのないよう配慮している。その結果、サムボはライフスタイルの一つとして社会に受け入れられ、現在では生まれてくる子どもの半数以上が婚外子である(図表13、図表14)。ただし、出生順位別に見ると、第1子の婚外子率は65%に達するものの、第二子では44%、第三子では29%に減少しており(1990年現在)、サムボが法律婚に移行する前の段階として定着していることを示している。



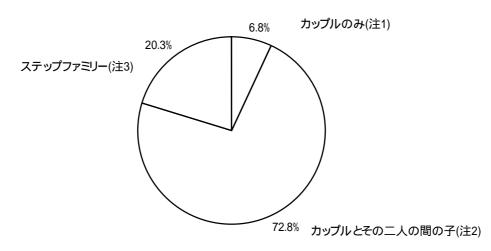


出所:厚生労働省 「人口動態統計」

(4) したがって、いわゆるステップ・ファミリー(連れ子のいる再婚家族)が多数派というわけではない。カップルと二人の子からなる家族が多数派である。(図表 1 5 )

また、サムボが法律婚への移行過程として一般的になったことにより、スウェーデンの男女の初婚年齢(法律婚)は上昇している(図表16、図表17)。

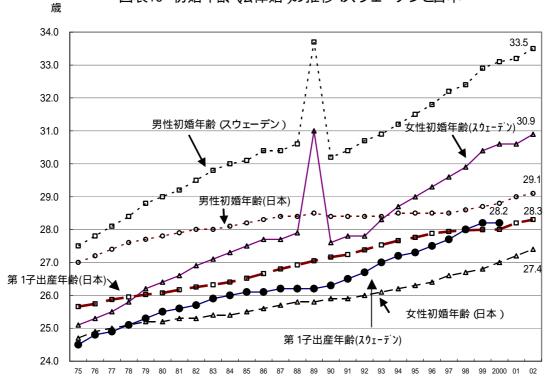
図表15 カップル形態:スウェーデン



出所:内閣府経済社会総合研究所編 ワウェーデン家庭生活調査」

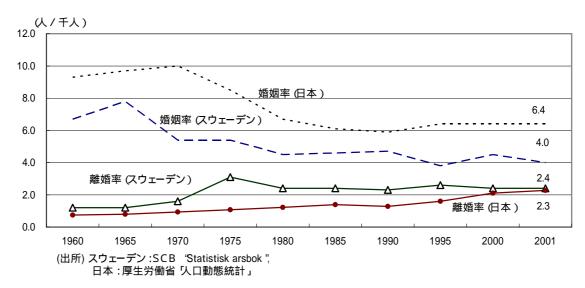
- 注 1 子供を有していないカップル 注 2 現在のカップルとの子供以外には子供を有していないカップル 注 3 上記注 1、注 2以外

図表16 初婚年齢 (法律婚)の推移:スウェーデンと日本



(出所)スウェーデン: SCB 'Statistisk arsbok " 日本 厚生労働省 人口動態統計」

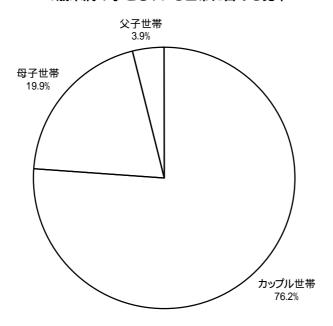
図表17 離婚率、婚姻率 (法律婚)の時系列推移:スウェーデンと日本



(5)ひとり親家族に対しては、養育費支援制度と養育費を強制徴収する制度を設けている(図表18)。子と離れて暮らす親に養育費の負担義務を課し、子を養育する親の経済的負担を軽減している。養育費の支払いが滞った場合、子を養育する親の申請に基づいて社会保険事務所が立て替え支給し、その後、支払わない親には、国税庁に委託して強制的に返済させる(ボックス3を参照)。なお、養育費も非課税である。

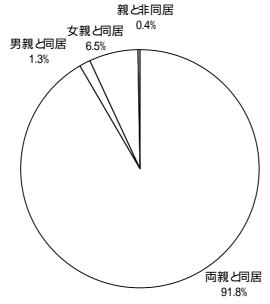
このようにスウェーデンでは、サムボと同様、ひとり親家族に対しても必要な法的保護を行い、子どもを育てることによって貧困に陥ることのないよう配慮されている。

図表18-1 スウェーデンの母子世帯 - 18歳未満の子どものいる世帯に占める比率



(出所)SCB"Statistical Yearbook of Sweden2004"

図表18-2日本の母子世帯 - 18歳未満の子どものいる世帯に占める比率



出所 総務省 平成 7年国勢調査」

# ボックス3 【養育費支援制度】

- ・子と離れて暮らす親は、法律婚カップルが離婚した場合はもちろんのこと、 サムボ (スウェーデン語の「同棲」)カップルが離別した場合も、初めから シングルマザーであった場合(父親が確定できない場合はDNA鑑定によっ て確定する)でも、養育費を支払わなければならない。
- ・ 養育費の額は両親が自主的に決定するが、最低額は子ども1人当たり月額1173 クローナと定められている。この額は、母子世帯の平均可処分所得比でみると約17%、子どものいるカップル世帯の平均可処分所得比で約13%に当たる。負担能力が最低額を下回る場合は差額を国が負担する。
- ・ この制度が導入されるに至った経緯は次の通りである。

スウェーデンでは、シングルマザーとその子どもの貧困が社会問題になったことから、1937年に当時の社会民主党が、「養育費立替払制度」という金銭給付を、これらの母子世帯支援策の一つとして導入。

導入当初は、父親が認知している子のみが支給対象であったが、1964年にはすべての単親世帯の 0~16歳の子どもが対象となった。現在は 18歳まで延長されている。この改正により、子を養育する親の性別や所得水準にかかわらず、離れて暮らす親には養育費負担の義務が課せられることになった。

- ・ 養育費を支払わない場合は、社会保険事務所は子を養育する親の申請に基づいて立て替え支給し、その後、支払わない親に返済請求をする。しかし、回収率は低く、1990 年代には3割にも満たなくなったため、1997 年に強制徴収を開始した。国税庁に返済の「強制執行」を委託し、賃金からの天引きや動産・不動産の差し押さえなどの方法で徴収する。未返済分は債務として蓄積される(遡及年数は5年)。
- ・ 立て替え支給する額は養育費最低額(子ども一人当たり月額 1173 クローナ)で、支払わない親への返済請求額も同額であるが、低所得者への請求額 は所得に応じて減額され、差額は国が負担する。

# スウェーデン家庭生活調査

平成 16 年 4 月

内閣府経済社会総合研究所編

本調査は、内閣府経済社会総合研究所が財団法人家計経済研究所に委託した「日本・スウェーデン家庭生活調査報告書」である。

# 目 次

# 第 | 部 政府統計にみるスウェーデンの家族・家庭生活

# 第1章 人口・世帯・婚姻

- 1 人口
- 2 世帯
- 3 サムボ・結婚・離婚
- 4 まとめ
- コラム1 スウェーデンの「婚姻法」と「パートナーシップ法」
- コラム2 スウェーデンの「サムボ法」

#### 第2章 経済・労働

- 1 経済
- 2 労働
- 3 まとめ
- コラム3 EUパートタイム労働指令とスウェーデンの状況

# 第3章 家族政策と教育

- 1 家族政策
- 2 教育制度
- 3 まとめ

#### 第4章 スウェーデンの生活時間

- 1 生活時間調査の概要
- 2 スウェーデンと日本との生活時間比較
- 3 まとめ

#### 第5章 スウェーデンの家計

- 1 スウェーデンの家計支出調査の概要
- 2 スウェーデンの家計の収入と支出
- 3 スウェーデンと日本の家計収支比較
- 4 まとめ

第 II 部 アンケート調査からみるスウェーデンの家族・家庭生活 - 日本調査との比較 -

#### 第6章 調査の概要

- 1 目的
- 2 方法
- 3 回答者の基本属性

#### 第7章 カップル形成・カップル関係

- 1 サムボと法律婚
- 2 パートナーからのサポート
- 3 性別役割分業意識
- 4 まとめ

#### 第8章 仕事と家庭生活

- 1 現在の労働時間と育児休業取得状況
- 2 帰宅時間・家族そろっての食事
- 3 家事分担
- 4 収入の共有
- 5 家計管理
- 6 まとめ

# 調査票

#### 執筆者

木村 清美 (大阪産業大学教授)・・・第5章、第8章4~6

永井 暁子((財)家計経済研究所次席研究員)・・・第1~第4章、第6~第8章3、コラム3

高橋 美恵子(大阪外国語大学助教授)・・・コラム1、コラム2

第 I 部 政府統計にみるスウェーデンの家族・家庭生活

#### 第1章 人口・世帯・婚姻

#### 1 人口

スウェーデンの国土は約45万km²で、日本の約1.2倍の面積をもつ。国土の53%が森林、9%が湖沼・河川であり、「森と湖の国」と呼ばれる由縁である。1900年初頭の人口は約400万人であったが、2004年3月時点でのスウェーデンの人口は約894万人へと増加し、首都ストックホルムには約74万人が暮らしている。

スウェーデンも他の先進国と同様、少子化を経験し、1930年代ならびに1970年代には、低い出生数の不安が社会的論議をよんだ(岡沢・奥島、1994)。スウェーデン、フランス、ドイツ、米国、ニュージーランド、日本の合計特殊出生率の推移を図表1-1に示している。スウェーデンの合計特殊出生率は、1980年に1.68まで低下した。1985年では、合計特殊出生率が低下してきた日本とスウェーデンの合計特殊出生率はほぼ同じ値であるが、日本はその後も低下し続けている。スウェーデンでは、その後、急速に回復し、1990年には2.13にまで上昇した。1990年代半ばは1.50まで再び出生率が低下したものの、2000年以降上昇傾向にあり、2002年では1.65となっている。他の国に目を向けると、この間、フランスやニュージーランドは高い出生率を維持しているが、ドイツは日本と同様、出生率が低下し続けている。第1子出生時の女性の平均年齢の推移をみると、スウェーデンと日本では大きな違いは見られない(図表1-8)。

少子化と同様、先進諸国での大きな問題となっている高齢化においても、スウェーデンは日本よりも早く進行していた。Yearbook2004(SCB)によれば、スウェーデンの平均寿命は1998年時点で男性77.3歳、女性82.0歳である。日本(男性77.6歳、女性84.6歳:厚生労働省『人口動態統計』2002)よりわずかに低いが、スウェーデンは、日本に次いで平均寿命が高い国である。1950年には65歳以上の割合が 10%を超え、1980年までに65歳以上の割合が14%を超えた「高齢社会」に到達している(図表1-2)。2000年時点ではスウェーデンの65歳以上人口の割合は17.3%であり、日本とほぼ同じ割合である。2050年にはスウェーデンの65歳以上人口の割合は23.0%に上昇すると予測されている。ただし、スウェーデンのこの割合は、日本の2050年高齢者人口推計割合32%に比べれば、はるかに低い。

#### 2 世帯

次に世帯構成についてみてみよう。1975 年から 2001 年にかけて単身世帯の割合が大幅に上昇し、カップル世帯の割合が低下した(図表 1-3)。1990 年から 2001 年にかけて、父子世帯や母子世帯の割合もわずかではあるが増加している。単身世帯の割合も高く、日本に比べると、単身高齢者世帯が占める割合が高い。ただし、一般には高齢者は子どもが比較的近くに住んでいることが少なくない(三上、1999)。

# 3 サムボ・結婚・離婚

先進国の中には、法律的な婚姻にこだわらない傾向が強くなっている国もある。たとえば、フランスでは婚姻関係にない同性のカップルにも法的諸権利がみとめられるパックス法が 1999 年に制定され、他のヨーロッパ諸国にも影響を及ぼしている。スウェーデンでも、サムボと呼ばれる事実婚カップルが広くみられ、法律婚とほぼ同じものとして見なされている。それは法律婚が婚姻法によって規定されているのと同様に、サムボもサムボ法という法律により、パートナー関係が保障されているからである(コラム1、コラム2参照)。

1975 年から 1990 年にかけて、サムボの割合は上昇しているが、全体では 1990 年時点で 2 割に満たない(図表 1-4)。その理由として、多くのカップルにとってサムボは法律婚への移行過程であり、ある程度の年数がたつと、法律婚へ移行するからであると考えられる。

婚姻率の推移をみると、スウェーデンは 1965 年以降、日本は 1970 年以降低下しているが、スウェーデンはこの低下した背景にはサムボとしてのカップルが多数いる点において、日本とは異なっている (図表 1-7)。 サムボは多くのカップルにとっては法律婚への移行過程であり、法律婚に移行する前に子供をもうけ、サムボカップルで子どもを養育している。したがって、図表 1-5 に示されるとおり、婚外子は 1970 年以降、増加している。比較のために、日本の婚外子数の推移を図表 1-6 に示した。日本でも婚外子の割合は近年増加しているものの、かなり少ない。

図表 1-7 にあらわれているスウェーデンの婚姻率の低下はカップルの減少を示すものではなく、図表 1-8 に示しているスウェーデンの初婚年齢の上昇は、カップル形成の遅れを示すものではない。これらはサムボ期間の延長やサムボの割合の上昇を示すものと推測される。それに対して、日本は数字どおり、カップルが減少傾向にあると考えられる。図表 1-8 について補足すると、スウェーデンにおける 1989年の一時的な初婚年齢の上昇は、寡婦年金の廃止が決定し 1990年以降に結婚したカップルからは寡婦年金が適用されなくなったからである。1989年末までにサムボから法律婚に移行する中高年カップルが急増したため、初婚年齢が上昇したと考えられ、制度変化による一時的な変化である。

離婚率はスウェーデンと日本はほぼ同じ割合である(図表 1-7)。これもサムボが離別した数は入っていないので、日本とスウェーデンでは数値の持つ意味は異なることに留意すべきである。また、1975 年前後でスウェーデンの離婚率が一時的に上昇しているのは、離婚に関する法律が改正され、離婚前の考慮期間が短くなったためである。スウェーデンでは離婚率は低いものの、サムボカップルが離別することもあるため、ひとり親世帯の割合は少なくない。スウェーデンでは 18 歳未満の子どもがいる世帯に占める母子世帯・父子世帯は約4分の1、一方、日本は1割に満たない(図表 1-9、図表 1-10)。

#### 4 まとめ

フランス、ニュージーランドほどではないが、日本やドイツに比べてスウェーデンは相対的に高い出生率を維持している。また、他のヨーロッパ諸国と同様、事実婚(サムボ)はカップルの一般的な関係として定着している。それらの事実婚カップルも法律婚カップルと同様に社会的に制度化されている。なお、日本ではカップル自体が減少傾向にあるのに対し、スウェーデンではサムボという形を経てのカップル形成は堅調である。

#### [参考文献]

岡沢憲芙・奥島孝康、1994、『スウェーデンの社会』、早稲田大学出版部.

三上芙美子、1999、「高齢者福祉サービス」、丸尾・塩野谷編『先進諸国の社会保障 5 スウェーデン』 p253,東京大学出版会

# コラム1 スウェーデンの「婚姻法」と「パートナーシップ法」

#### 婚姻法 (Äktenskapsbalken)

1987 年に、それまでの「結婚法 (Giftemalsbalken)」が改正されて「婚姻法」として公布され、1988 年に施行された。

婚姻は、成人(18歳)の男女により成立するもので、政府によって挙式執行の権限を与えられている者(スウェーデン教会及び認可されている宗教団体の牧師・僧侶、地方裁判所の判事、行政府役人)が執行する挙式を通じてのみ有効となる。そこで挙式証明書が作成され、執行者を通じて個人登録(税務局管轄)への届け出がなされる。

婚姻法では、夫婦は共同で家庭を営むべきであり、家事・育児を分担し合い、それぞれの経済力に応じて家計の支出を負担すべきであるとされている。また財産については、その自己管理と債務への自己責任が明記されている。婚姻後に得た財産については、基本的に全て夫婦の共有財産となり、これが離婚の際に財産分割の対象となる。しかし、主に婚姻前からもつ財産に関しては、裁判所にて財産契約を登記し、個人資産とすることができる。婚姻法には夫婦の財産関係が緻密に取り決められており、その条項数の多さは特筆に値する。

離婚の際は必ず地方裁判所に離婚判決を請求しなければならない。判決は破綻主義に基づき、双方が合意していて 16 歳未満の子どもがいなければ、すぐに離婚が成立する。子どもがいる場合は、夫婦の合意があっても6ヶ月間の考慮期間が設けられる。また、夫婦のいずれか一方のみが離婚を請求する場合も6ヶ月間の考慮期間が設けられる。いずれの場合も、考慮期間終了後には離婚が成立する。なお、夫婦が既に2年以上別居している場合は、考慮期間は設けられない。離婚の際、共有財産の分割がなされ、さらに、子どもに対する養育費の取り決め(「親子法」にて規定)が行なわれるが、いずれか一方からの慰謝料やその他の生活費等の請求は行なわれない。婚姻法は、婚姻中の夫婦双方の家計負担責任を明記しており、離婚後は各自で生計を立てていかなければならないと定めている。

関連する法律に「親子法 (Föräldrabalken)」がある。この法律では、未成年の子どもについて、 夫婦は婚姻中のみならず結婚を解消した後も共同で養育権 (Vårdnad)をもつことが義務づけられ ている。すなわち、子どもとの同居の有無に関わらず、子どもの成長における重要事項の決定は全 て両親共同で行なわなければならないと規定している。子どもと同居していない親は養育費を支払 う義務がある。また、1982年には「姓名法 (Namnlag)」が制定され、夫婦の同姓・別姓選択の自 由が認められた。

# パートナーシップ法 (Lag om registrerat partnerskap)

ホモセクシュアル・カップルを対象として 1995 年 1 月に施行された。その内容は「婚姻法」に準じており、ふたりの関係性や財産については「婚姻法」と同等である。親になる権利については長いあいだ制限されてきたが、2003 年になって養子縁組が認められた。しかし、人工授精を受ける権利は認められていない。

#### コラム 2 スウェーデンの「サムボ法」

(Sambolagen -Lagen om sambors gemensamma hem)

サムボ(同棲)とは、登録している住所を同じくし、継続して共同生活を営み、性的関係をもつ非法律婚カップルのことを意味する。サムボ法は、これらのカップルの住居および家財の分与について取り決めたもので、1987年に成立し、1988年に施行された(注)。その目的は、同居が解消された際、経済力が弱いいずれか一方に対して最低限の生活を保障することにあった。

サムボ法でも、婚姻法と同様に、カップルは家事・育児を分担し、家計の支出を負担し合うべき こと、財産を自己管理し、債務への自己責任をもつべきことが定められている。

婚姻法と異なる点は、サムボ解消時に財産分割の対象となるものが共同住居と家財のみで、それ以外の資産(預金・有価証券、余暇目的で購入した車・ヨット・サマーハウス等)は、たとえそれがサムボ開始後に得られたものであっても、個人名義であれば分割の対象外となる。カップルに未成年の子どもがいる場合は、離別後、子どもと同居する親が共同住居(特に居住権のみを所有するか賃貸している場合)に住み続けることができる。

また、相続についても婚姻法との違いが多少みられる。サムボのいずれか一方が死亡した場合、サムボ相手が相続できるのは、共同住居と家財の他には政府が取り決めた一律金額(2003年では77200クローナ)以下の資産のみである。ただし、死亡前に個人財産を共有財産とする法的手続きを取っていれば、法律婚夫婦と同等の権利を得ることができる。

サムボカップルの間に生まれた子どもに関しては、子どもの権利を保障する観点から、1976 年に「親子法」が改正され、婚内子との間の差異が取り除かれている。この改正によって、子どものもつ権利は同等なものとなり、婚外子に対する法的差別は全くなくなった。離別後の子の養育権に関しては、法律婚夫婦の離婚の場合と異なり、母親が自動的に単独で養育権を得るが、養育責任は両親にあり、別居親は養育費を支払わなければならない。スウェーデン政府は、全ての両親が共同養育権をもつことを推奨しており、そのように希望するサムボカップルは、サムボ中、サムボ解消後に関わらず、申請手続きを取ればすぐに共同養育権を得られる。

なお、法律婚夫婦の間に産まれた子どもは自動的に夫婦の子と認定されるが、サムボの場合は、 父親を確定する手続き(カップルが役所に書類を提出するのみ)をする必要がある。父親が確定で きない場合は、DNA 鑑定によって父親確定が行われる。

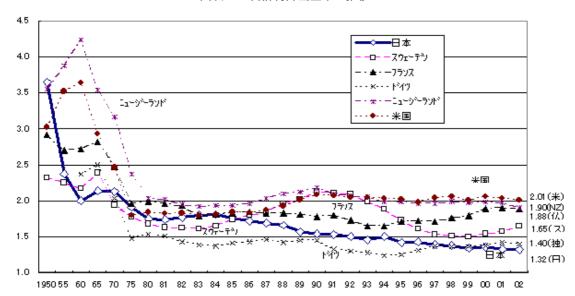
(注)2003年7月に、サムボの定義をより明確化するべく、新サムボ法が施行された。冒頭の「性的関係をもつ非法律婚カップル」という定義は、新サムボ法によって加えられたものである。尚、ホモセクシュアル・カップルに適用される「ホモセクシュアル・サムボ法」(Lag om homosexuella sambor)もサムボ法に準ずる内容で1988年に施行された。

#### [参考文献]

Familjeratt pa natet (http://www.famratt.com) (Skala コミューン勤務のソーシャルワーカーTomas Tornqvist 氏の Web サイトで家族法全般を公開)

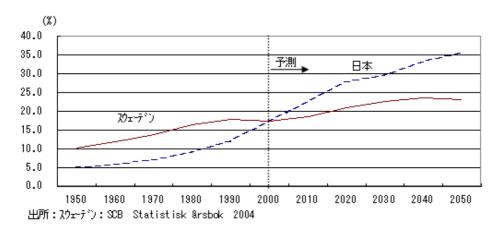
GLIMTEN Special Nr.2. (http://www.glimten.net.gg.Special2.htm) (ネット新聞による法の歴史特別号)
Justitiedepartementet. 2003. Sambo och deras gemensamma hem en kort information om sambolagen.
Rattnatet (http://www.notisum.se)(情報会社 Notisum AB による法律関係のWebサイト)

図表1-1 合計特殊出生率の推移



出所:2000年までのデータは、社会保障・人口問題研究所 少子化の現状と将来の見通し (http://www.ipss.go.jp/syoushika/syindex.htm) 。2001年以降、日本データは厚生労働省「人口動態統計」。スウェーデン・フランス・ドイツの2001年のデータは、Council of Europe, Recent demographic developments in Europe2002、2002年のデータはEurostat Statistics in Focus: Theme 3。ニュージーランドのデータはニュージーランド統計局 Demographic Trends 2003。

図表1-2 65歳以上人口割合の推移及び予測



図表1-3 世帯構成の変化

	四次10 户市情况00支10					
					(%)	
	1975	1980	1985	1990	2001 <sup>1)</sup>	
単身世帯	30.0	32.8	36.1	39.6	47.0	
男性	12.7	14.3	16.1	17.9	22.9	
女性	17.3	18.5	20.0	21.7	24.1	
父子世帯	0.4	0.5	0.5	0.6	1.0	
0-15歳の子どもあり	0.3	0.4	0.4	0.5		
16-17歳の子どものみ	0.1	0.1	0.1	0.1		
母子世帯	3.1	3.4	3.1	3.4	5.0	
0-15歳の子どもあり	2.8	3.0	2.7	3.0		
16-17歳の子どものみ	0.3	0.3	0.3	0.4		
カップル世帯	60.8	57.9	54.8	52.1	41.8	
0-17歳の子どもあり	31.2	30.8	31.0	30.3	22.6	
0-15歳の子どもあり	27.4	24.8	21.7	19.9	19.1	
16-17歳の子どものみ	2.2	2.3	2.2	2.0	18.1	
その他の世帯	5.7	5.3	5.5	4.4	5.3	
0-17歳の子どもあり	4.8	4.5	4.3	3.5		
0-15歳の子どもあり	0.7	0.7	0.9	0.7		
16-17歳の子どものみ	0.2	0.2	0.2	0.2		

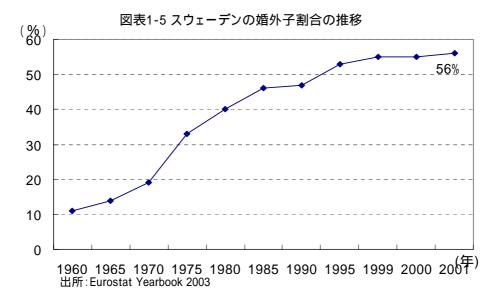
出所:1975~1990年データは、CENSUSにもとづくSCB Statistisk arsbok 1999。2001年データは、SCB Statistisk arsbok 2003。

1) 2001年データの世帯の定義は、ハウスキーピングの単位。同居し、食事をともにし、掃除をシェアする人たちを1つの世帯と見なし、推計した値。

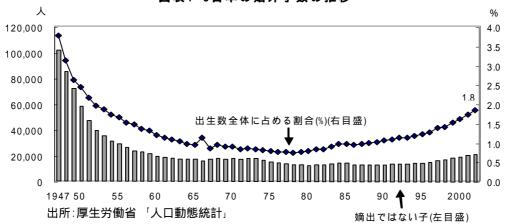
サムボ サムボと子 法律婚カップル 60 法律婚カップルと子29 1975 27 1980 57 13 24 1985 58 24 13 5 1990 20% 40% 60% 80% 100%

図表1-4 サムボの時系列推移

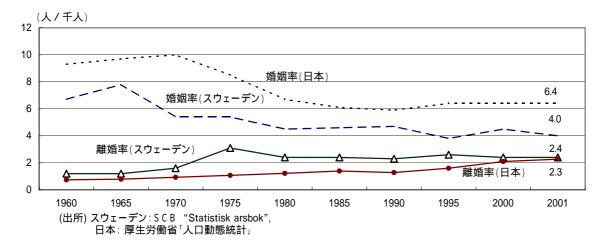
出所: SCB Statistisk arsbok 1999



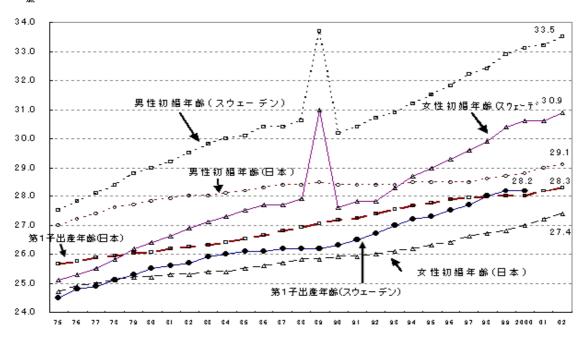
図表1-6日本の婚外子数の推移



図表1-7 離婚率、婚姻率(法律婚)の時系列推移:スウェーデンと日本

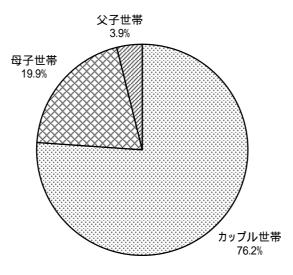


図表1-8 初婚年齢(法律婚)の推移:スウェーデンと日本



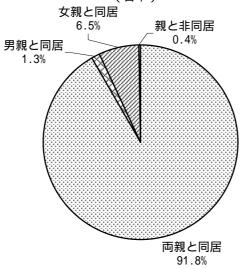
(出所)スウェーデン: SCB "Statistisk årsbok" 日本:厚生労働省「人口動態統計」

図1-9 18歳未満の子どものいる世帯に占める母子世帯の比率 (スウェーデン)



出所: SCB Statistisk arsbok 2004

図1-10 18歳未満の子どものいる世帯に占める母子世帯の比率 (日本)



出所:総務省「平成7年国勢調査」

#### 第2章 経済と労働

#### 1 経済

OECD によれば、名目 GDP は 2,403 億ドル ( 2002 年 ) 一人当たり GDP は 26,900 億ドル ( 2002 年 ) である ( 図表 2-1 )。

スウェーデン経済は、1990 年代初頭のバブル崩壊、金融危機により実質 GDP 成長率が 1991 年から 3 年連続のマイナス成長を記録するなど深刻な経済危機を経て、1990 年代半ば以降、回復軌道に戻った(図表 2-2)。2002 年の実質 GDP 成長率は 1.9%、2003 年は 1.6%であった。また、スウェーデン中央銀行が 1993 年から 2 プラスマイナス 1%のインフレ・ターゲティングを採用していることもあり、物価上昇率 は、近年は 1 から 2%台で安定して推移している (2002 年は 2.4%)(図表 2-3)。失業率は、1990 年代初頭の経済危機以後、上昇し、1990 年代半ばは 8%程度の高水準で推移したが、近年は、景気の回復に伴って低下している (2002 年は 4.0%)(図表 2-4)。

財政は、1998年以降黒字を継続しており、2002年の一般政府財政収支対 GDP 比は 1.1%の黒字、プライマリーバランスは 1.9%の黒字であった。スウェーデン政府は、長期的な財政の持続可能性を確保するため、景気循環による変動はあるものの、全体として対 GDP 比 2%程度の財政黒字を目指すこととしている。

#### 2 労働

スウェーデンの雇用は、現在のところ、概ね安定している(図表2-4)。他のEU諸国と同様、1990年代にはスウェーデンの失業率が上昇したが、その後、大きく改善し、2001年以降は4~5%台の水準で概ね安定している。

スウェーデンの女子労働力率は、世界で最も高い部類に属する(図表 2-5)。25~44 歳までの女子労働力率と合計特殊出生率をみると、日本とは異なり、高い労働力率を維持しながらも出生率も維持している(図表 2-6)。1990 年頃までにこの高い女子労働力率水準にほぼ達している(図表 2-7)。

図表 2-8 からわかるように、スウェーデンの女性の 4 割はパートタイム (時間短縮)で働いている。ただし、パートタイムと言っても、日本の非正規雇用とは全く異なり、スウェーデンのパートタイム労働者は、フルタイム労働者の雇用条件と同等に、その身分・待遇を保障されている (コラム 3 参照)。図表 2-9 に示しているように、女性にパートタイムが多く、育児等の理由による休業者も多い。さらに、休業者を除くと、日本の女子労働力率とさほど変わらないことがわかる (図表 2-10)。

ただし、休業者は必ずしも、育児休業者とはかぎらない(図表 2-9)。休業理由で最も多いのは、休暇である。休業者が多いこと自体が問題になることもあるものの、休暇をとりやすい職場の状況自体が、育児休業をとりやすくさせていると言える。

税については、スウェーデンではランスティング(県、州)やコミューン(市町村)が独自に所得税の課税権を持っており、地域によって異なるが、1998年平均では、ランスティング 9.28%、コミューン 21.18%、フォーサムリング(教区)1.19%で計 31.65%の所得税を個人は支払っている。したがって、コミューンも大きな予算規模を持ち、地域の福祉・教育などをまかなっている。コミューンの公務員の多くは、就学前教育、初等教育の教員やケアワーカーである。これらの仕事に多くの女性が雇用されて

おり、高い女子労働力率を支えている。民間企業の雇用者は、図表 2-11 にあるように、男性 62%に対し、女性 38%であり、女性の割合は低い。国家公務員では半々である。コミューンやランスティング職員では男性 20%、女性 80%と、圧倒的に女性が多い。

スウェーデンでは男女の賃金格差は非常に小さく、男性を 100 として女性 88.4 となっている。一方、日本では男性の賃金を 100 とすると女性の賃金は 65.3 と、格差がある。また、賃金が平均よりも低いケアワーカーなどの職において、女性労働者の割合が男性労働者の割合よりも高い。

#### 3 まとめ

日本と比べてスウェーデンは女性の就業率は高く、男女賃金格差も小さい。女性はコミューン(市町村)で多く雇用されている。さらに、スウェーデンの女性はパートタイマーであることが少なくないが、 パートタイマーのほとんどは正規雇用によるもので、日本とは全く異なっている。

#### コラム3 EUパートタイム労働指令とスウェーデンの状況

欧州連合(EU)の共同体立法の一つの形態として,「EU 指令(Directives)」がある。指令が採択された場合,EU 加盟国には,その目標を達成する義務が生じ,国内法や国内規定を制定又は改正しなければならない。EU 労働法の分野においても,指令は欧州加盟国の国内労働法に大きな影響を与えている。

EU では,1980年代から,パートタイム労働等非典型労働の問題が政策的に議論されていた。パートタイム労働については,当初,基本的にフルタイム労働者と同様の権利と義務を付与するべきという非差別原則を目標に議論されてきたが,その後20年の間に,家庭責任を有する労働者の職業生活と家庭生活の両立を可能にする働き方が重要であるという観点から,もう一つの論点である労働時間の柔軟性がむしろ強調されるようになった。このような議論の中,EUでの議論も,労働形態の柔軟化を推進するためにも,新しいタイプの柔軟な労働に従事する労働者の均等待遇が必要だという方向に変化していった。

1995 年, EU はパートタイム労働の立法手続に入り, 1997 年 12 月,「UNICE, CRRP 及び ETUC によって締結されたパートタイム労働に関する枠組み協約に関する指令」が決定され,成立した。同指令の概要は以下のとおりである。

#### (1)適用対象と定義

- ア. 「パートタイム労働者」とは,週労働時間又は年間労働時間が,比較可能なフルタイム労働者よりも短いものである。
- イ.「比較可能なフルタイム労働者」とは同一事業所内の労働者であって,同一類似の雇用契約又は 雇用関係を有する者,同一又は類似の職務に従事する者である。年功や資格,技能等を考慮す る。

#### (2) 非差別原則

- ア. 雇用条件に関しては、パートタイム労働者は、パートタイムで労働するというだけの理由で、比較可能なフルタイム労働者よりも不利益な取扱いを受けない。
- イ.「時間比例の原則」の適用による均等待遇の実現
- (3) フルタイム労働とパートタイム労働の相互転換
  - ア. 雇用対策及び職業生活と家庭生活の両立双方の観点から,パートタイム労働を促進する。
  - イ. 使用者は,労働者が,フルタイム労働からパートタイム労働,パートタイム労働からフルタイム 労働への転換を希望した場合はできるだけそれをかなえるよう努力する。
  - ウ. 使用者側から労働者に対して転換を要求し,労働者がそれを拒否しても解雇することはできない。

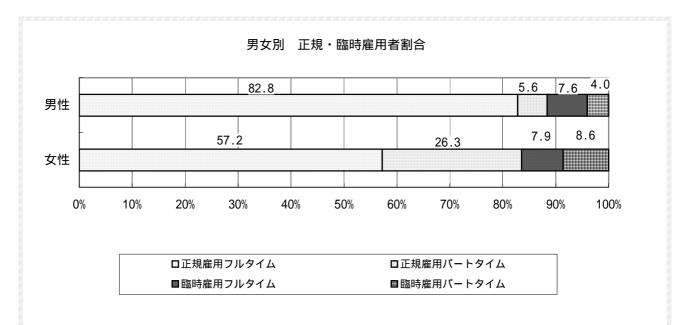
EU 労働指令の国内法制化の施行期日は指令の採択の日から2年後,労働協約による実施の場合は更に1年の猶予がある。

フルタイム労働とパートタイム労働の相互転換については,EU 指令では努力義務規定とされているが,ドイツでは,国内法でフルタイム労働からパートタイム労働への転換を労働者の権利として規定され,パートタイム労働からフルタイム労働への転換についても使用者は被用者の希望を優先的に考慮しなければならないことが規定されている。

スウェーデンにおいては,パートタイム労働者とフルタイム労働者には,労働時間の長短という相違しかなく,いずれも正規雇用者であり,社会保障制度に関する権利もフルタイム労働者と同じである。賃金についても,仕事の内容が同じであれば,基本的に時間当たり賃金は同水準である。正社員の身分のまま,パートタイム労働とフルタイム労働の相互転換も可能である。

出所: http://www.gender.go.jp/whitepaper/h15/danjyo/html/column/col01\_00\_03\_01.html

スウェーデンの臨時雇用者数は日本に比べて非常に少ない。日本労働研究機構の海外労働時報「スウェーデン 2001 年 12 月 1 . 短期雇用契約の増加」によれば、1990 年から 2001 年にかけてスウェーデンにおいて短期雇用契約が増加していることを報じているが、2001 年 8 月時点でも臨時雇用者は女性労働者の 2 割に満たない。

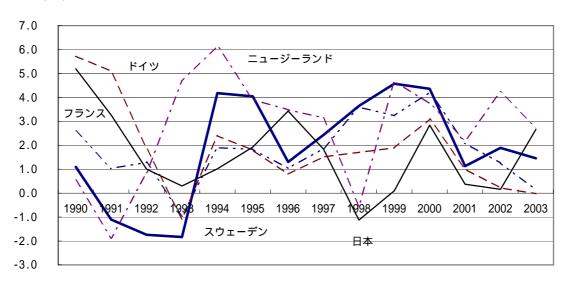


出所:<a href="http://www.jil.go.jp/jil/kaigaitopic/2001\_12/swedenP01.html">http://www.jil.go.jp/jil/kaigaitopic/2001\_12/swedenP01.html</a>

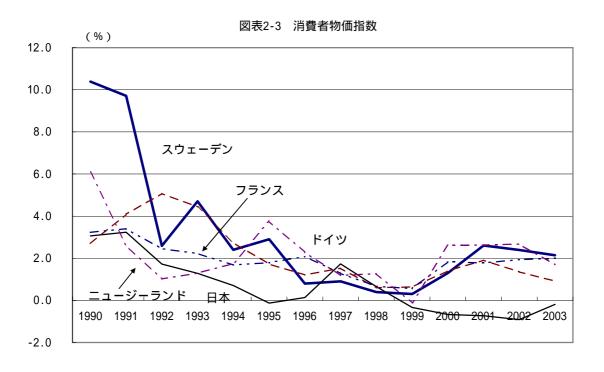
図表2-1.スウェーデン経済国際比較表

	人口(万 人)2001年	名目GDP (億ドル) 2001年	一人当たり 名目GDP (ドル) 2001年	GDP比(%)	社会保障 移転対 GDP比(%)	租税·社 会保障負 担対GDP 比‰ 2000年	R&D対 GDP比(%) 2001年	対内直接投 資額 (億ドル) 2002年
スウェーデン	890	2,188	24,784	27.2	17.4	54.2	4.27	111
日本	12,729	41,757	32,851	17.4	10.3	27.1	3.09	
米国	28,555	100,197	35,182	15.1	11.3	29.6	2.82	301
ドイツ	8,135	18,534	22,504	19	18.9	37.9	2.49	381
フランス	5,919	13,098	22,129	23.2	17.7	45.3	2.2	482
ニュージーランド	388	505	13,128	18.5	12.6	35.1	1.03	3

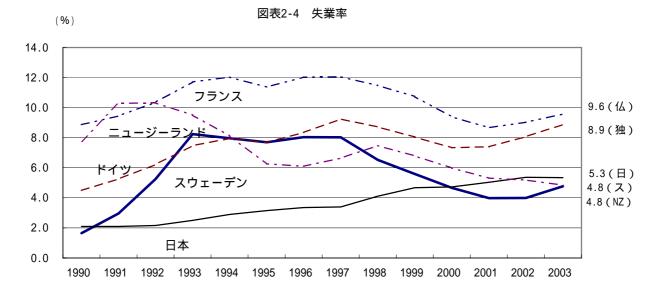
(出所)OECD, "OECD in Figures: Statistics on the Member Countries"(2003)、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」(平成15年版)



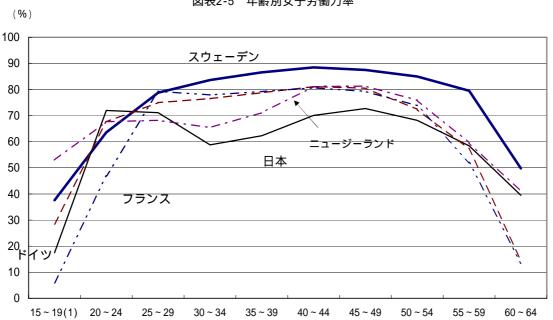
出所: OECD OUTLOOK 2003



出所: OECD OUTLOOK 2003



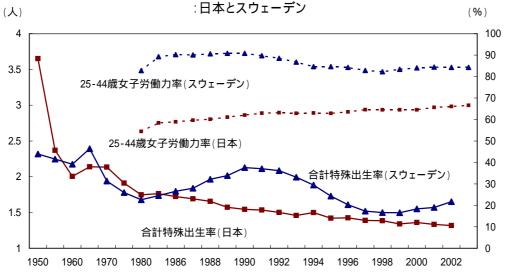
出所: OECD OUTLOOK 2003



図表2-5 年齢別女子労働力率

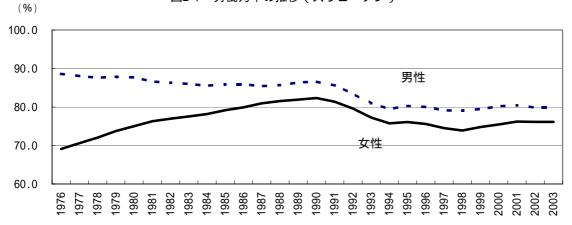
出所:International Labour Office, Yearbook of Labour Statistics 2002 (1)スウェーデンは16-19歳

図2-6 25~44歳女子労働力率と合計特殊出生率の長期的推移



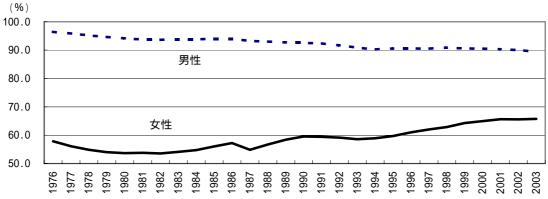
出所:Statistisk arsbok 2004, 人口動態統計

図2-7 労働力率の推移(スウェーデン)



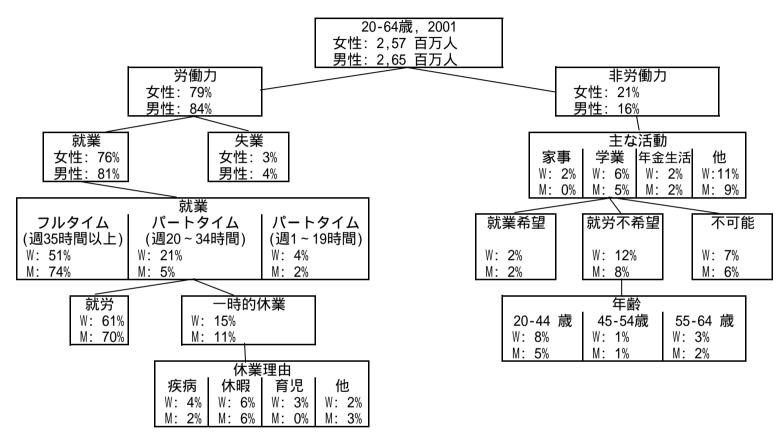
出所: SCB Labour Force Survey 2003

図2-8 労働力中のフルタイムの割合(スウェーデン)



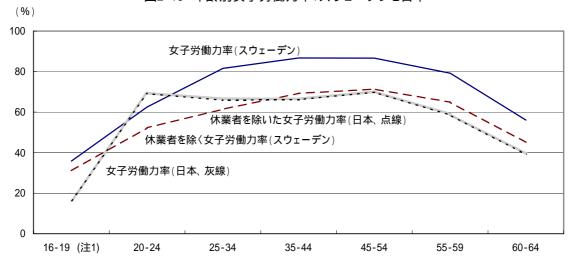
出所: SCB Labour Force Survey 2003

図表2-9 20-64歳人口の内訳(スウェーデン)



出典: SCB Labour Force Survey 2001

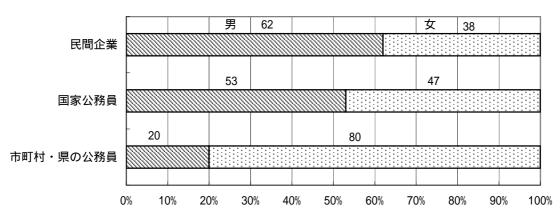
図2-10 年齢別女子労働力率:スウェーデンと日本



出所: SCB Labor Force Survey 2003, 総務省 労働力調査

注1:日本のデータは15-19歳

図表2-11 公務員・民間企業の男女比(スウェーデン)



出所: SCB Labour Force Survey 2001

## 第3章 家族政策と教育

## 1 家族政策

### (1)児童手当・住宅手当

スウェーデンの家族政策はもっとも手厚いとも言われ、利用しやすい育児休業制度、1歳からの完全な保育保障(就学前教育)、所得制限なしの児童手当などから構成されている。就学前教育に関しては、次節で述べることとし、ここでは育児休業と児童手当についてみてみよう。

児童手当(非課税)は16歳未満の子を持つすべての親に第1子から支給される。ただし、16歳以降も学業を続ける場合は、20歳になるまで支給が延長される。さらに、精神にハンディキャップがあり通学している場合は、23歳になるまで延長される。後述の両親保険給付は課税対象となるのに対し、児童手当は非課税なので、税率の高いスウェーデンでは可処分所得に占める割合が高くなる(図表3-1)。その金額は、第1子、第2子はそれぞれ月額750クローナ(1クローナ=16.6円:2003年10月)第3子950クローナ、第4子1,150クローナである。

この他に、さらに住宅手当などもある。そもそも、住宅手当は1930年代に行われた住宅調査により、もっとも望ましくない住宅に居住していたのは、子どもの多い、所得の低い世帯であったため、成長期の子どもの環境衛生及び健康状態を改善することを目的として1948年に導入されている(都村、1999)。現在の住宅手当は賃貸住宅居住者の家賃、持ち家居住者の住宅ローン利子を援助する制度であり、適用対象は低所得勤労者である。住宅手当の上限額は子どもの人数、家賃額、居住面積、所得額によって規定される。限度額以下であれば補助率は住居費の50~75%に児童加算を考慮した率となる。住宅手当の所得制限はかなり高く、平均所得を上回る世帯にまで支給されている。その結果、子どもがいる世帯の約3割が非課税の住宅手当を受給している。

「子どもが増えれば、所得が増えなくても住宅手当の増額のおかげで、子どもが伸び伸びと育ちうる 広さの住宅が「原則として」手に入る状況になっている」とされている(藤井,2002)。さらに、「子育 て最中の家庭の家計を補強しながら、費用をあまり気にせずとも大型住宅へ転居できるように考えられ・・・家賃相場をあらかじめ考慮した制度は、給付額を実費を食い違わない水準に保たせ、家庭側が思い思いに選べるようになっているが、同時に、住宅市場においては、大型住宅への需要拡大をもたらした」(竹崎,2002)

フランス、ドイツ、ニュージーランド、日本と比較してみたものが図表3-2である。日本やニュージーランドでは、児童手当支給対象の確定の際に所得制限をおいているのに対して、スウェーデン、ドイツ、フランスでは所得制限はなく、支給されている。

## (2)養育費支援制度

養育費支援制度とは、ひとりで子どもを育てている親の経済的負担を軽減するべく、子と離れて暮らす親に対し養育費の支払を義務づける制度である。子と離れて暮らす親は、法律婚カップルが離婚した場合はもちろんのこと、サムボカップルが離別した場合も、初めからシングルマザーであった場合(父親が確定できない場合はDNA鑑定によって確定する)でも、養育費を支払わなければならない。養育費の額は両親が自主的に決定するが、最低額は子ども1人当たり月額1173クローナと定められている。この額は、ひとり親世帯の平均可処分所得比でみると約6.9%、子どものいるカップル世帯の平均可処

分所得比で約 4.0% に当たる。負担能力が最低額を下回る場合は差額を国が負担する。この制度が導入されるに至った経緯は次の通りである。

スウェーデンでは、1910 年代に婚外子比率が 20%に達し、シングルマザーとその子どもの貧困が社 会問題になっていた。そこで、1937 年に当時の社会民主党が、これらの母子世帯支援策の一つとして 導入したのが「養育費立替払制度」という名の金銭給付であった。

導入当初は、父親が認知している子のみが支給対象であったが、1964 年に制度が改正され、すべてのひとり親世帯の0~16 歳の子どもが支給対象となった(現在は18 歳まで延長されている)。同時に、この改正では、子と離れて暮らすすべての親に養育費の負担が義務づけられた。養育費を支払わない場合は、社会保険事務所が子を養育する親の申請に基づいて立て替え支給し、その後、支払わない親から返済請求をする方式がとられたが、回収率は低かった。1990 年代には回収率が3割にも満たなくなったため、政府は1997 年に強制徴収を開始した。国税庁に返済の「強制執行」を委託し、賃金からの天引きや動産・不動産の差し押さえなどの方法で徴収する。未返済分は債務として蓄積される(遡及年数は5年)。

立て替え支給する額は養育費最低額(子ども一人当たり月額 1173 クローナ)で、支払わない親への 返済請求額も同額であるが、低所得者への請求額は所得に応じて減額され、差額は国が負担する。

なお、この制度は、強制徴収を開始した 1997 年に、従来の「養育費立替払制度」(Bidragsförskott) から「養育費支援制度」(Underhallsstöd)に改称している。

## (3)育児休業制度

次に、育児休業制度についてみてみよう。両親保険は1974年に導入された世界初の両性が取得できる育児休業の収入補填制度である。給付率は、導入当初は休業直前の収入の90%であったが、その後いったん、75%に削減されたものの、1998年から80%となった。収入がない者に対しては最低保証額(無職の者が390日まで受け取ることができる最低保証額は、1日あたり180クローナ)を給付している。

現在は出産10日前から8歳の誕生日までに、両親合わせて最大で480日取得することが可能である。ただし、給与の80%が支払われるのは390日のみであり、残りの90日は最低保証額(無職の者も含めて90日の最低保証額は1日あたり60クローナ)しか支給されない。390日の内訳は、パパクォーター・ママクォーター(配偶者に譲ることができない休業日数)はそれぞれ60日ずつ、両親が譲り合える(多くは父親の分を母親が使う)日数はそれぞれ135日ずつある。連続してとる必要はなく、また、全日でとる必要もない。親の事情にあわせて、出勤時間を全日、4分の3日、2分の1日、4分の1日で組み合わせて出勤できる(例:30日全休=60日2分の1出勤)。ひとり親家庭では480日分をひとりで取得することができる。双子以上の場合、子どもひとりにつき、180日が追加される。

通常、同じ期間内には父親か母親のどちらかしか休業をとることはできない。しかし、子どもの出産後、29日間は母親に無条件の受給権があるので、この29日間は、父親も母親と同時に休むことが可能である。さらに、出産前の両親教室に参加する場合にも、この両親保険受給権を行使することができる。

給付額は、休業直前の収入で決められるが、特例として次の子どもが2年6ヶ月以内に生まれた場合、いわゆるスピード・プレミアムが受けられる。すなわち、休業中やパートで復職中であっても、その前の子供を産む前にフルタイムであった人はそのフルタイムの給与から給付額が決められる。育児休業制度が導入された当初は、「1年以内」という短い期間であったので、制度による出生率上昇の効果はみられなかったが、1980年に「2年以内」へ条件を変更したことにより、出生率の上昇がみられた。

上記の両親保険以外にも、子どもや両親の病気、子どもの予防接種、健康診断などのために給付を受

けながら休暇をとる一時介護両親保険、父親が出産に立ち会ったり、家事や他の子どもの世話をするための父親出生休暇手当が保障され、利用者は多い。また、1歳半から8歳まで、もしくは小学校1年終了まで、労働時間を4分の1短縮できる権利などが認められている。

フランス、ドイツ、ニュージーランド、日本と比較したものが図表3-3である。日本やニュージーランドとは異なり、スウェーデンやドイツでは、育児休業を分割して取得することができ、育児休業を短縮労働に利用することもできるなど、柔軟な制度となっている。

なお、両親保険の財源は、事業主が支払う社会保険拠出(両親保険料率は2003年で支払い給与の2.20%) による。

## 2 教育

スウェーデンの大まかな教育制度は、図表 3-4 に示したとおりである。教育機関の多くは国公立であり、16 歳までが義務教育となっているが、職業訓練なども含めて 18 歳までは、学校に通っていることが多い。ひとたび仕事についても、しばしば、成人教育の一環として、スキルアップのために学校に戻ることは多い。教育にかかる費用は大学・大学院に至るまで、すべて公費でまかなわれ、親や本人の経済力にかかわらずすべての人に教育を受ける機会が開かれている。

高等教育に関しては、女性の方が多く進学している。2001 年時点で 25~44 歳の男女の高等教育進学率は、女性 37%、男性 32% である (SCB Labor Force Survey 2001)。

つぎに、スウェーデンの就学前教育について説明する。1996年にスウェーデンの保育所は社会省から 教育省の管轄へと移行した。それにより保育サービスは、就学前教育システムへと位置づけられるよう になる。

就学前学校(1~5歳:全日利用可)は日本の保育所に該当する。就学前クラス(6歳:半日利用)は小学校の中に置かれており、集団生活を学ぶことを目的としている。学童保育(6~12歳:始業前、放課後、休日)は、小学校に併設されているため、小学校に行く前や後などに子どもが立ち寄ることができ、両親ともにフルタイムの場合には貴重な施設である。公開児童センター(1~5歳:2~3時間利用)は、後述の保育ママや育児休業中の親が立ち寄る団らん場所として利用されている。家庭的保育(1~12歳:全日)では、子どもを4人まで保育ママが自宅で保育する制度である。上記のサービスを組み合わせることにより、仕事と子育ての調整を行うことが可能である。

フランス、ドイツ、ニュージーランド、日本と比較したものが図表3-5である。スウェーデンでは、1 歳以上の保育が完全に保障されているが、日本、ニュージーランド、ドイツでは保育サービスに不足が 目立つ。フランスの保育事情は、相対的に賃金の低い移民労働者によるベビーシッターに依存している のが現状である。

#### 3 まとめ

このような制度からもわかるように、スウェーデンは社会保障給付に多額を支出しており、その中でも特に家族への保障が手厚い。スウェーデンの家族現金給付・サービス費の GDP 比は 3.31 と極めて高い(図表 3-6:日本は 0.47 にすぎない)。家族子ども関連の社会保障給付の内訳の推移をみてみると、児童手当と両親保険それぞれはやや増加傾向にある(図表 3-7)。スウェーデンの家族政策は、こうした高

水準の財政支出に支えられている。

# [参考文献]

阿藤誠,2000,『現代人口学』,日本評論社.

高橋美恵子,2000,「スウェーデンにおける結婚とパートナー関係」善積京子編『結婚とパートナー関係・問い直される夫婦』ミネルヴァ書房,pp.289-309.

高橋美恵子,1997,「スウェーデンにおけるワンペアレント・ファミリーの実態と家族政策の動向」『季刊家計経済研究』通巻35号,pp.59-64.

竹崎孜,2002,『スウェーデンはなぜ少子国家にならなかったのか』,あけび書房.

都村敦子,1999,「家族政策・社会扶助・住宅手当など」丸尾直美・塩野谷祐一編『スウェーデン』, pp187-225.

図表3-1 スウェーデンの児童手当額

2001年現在

			対平均可処分所得比(%)				
		支給額(クローナ/月)	手当額 / 子どものいるカップ ル世帯の可処分所得	手当額/母子世帯の可処 分所得			
	第1子	950	3.3	5.6			
出生順位	第2子	950	3.3	5.6			
上順	第3子	1204	4.1	7.1			
位	第4子	1710	5.9	10.1			
•	第5子以降	1900	6.5	11.2			
_	1人	950	3.4	6.2			
子 ど	2人	1900	6.4	10.2			
ŧ	3人	3104	10.5	*			
数	4人	4814	15.5	*			
2.00	5人	6714	*	*			

注:\*はデータの制約上算出できない。 出所:SCB "Hushallens utgifter" (The Family Expenditure Survey) 1999-2001

図表3-2 給付制度等各国比較

	スウェーデン	日本	ドイツ	フランス	ニュージーランド
主な手当	児童手当	児童手当	児童手当	家族手当	家族支援金
支給対象及び 所得制限有無	第1子より。原則16歳未満。所 得制限なし。		第1子より。原則18歳未満。原 則所得制限なし。	第2子より。原則20歳未 満。所得制限なし。	第1子より。原則16歳未満。所 得制限あり。
支給月額	円)	第2子 0.5万円 第3子~1.0万円 非課税	第2子 250マルク(1.7万円) 第3子 300マルク(2.0万円)	子ども1人 ゼロ 子ども2人 113.15ユーロ (1.5万円) 3人目以降、子ども1人に つき 144.97ユーロ(1.9万円)	一人あたり週6NZドル(400円) 程度。 非課税
他の手当等	住宅手当、養育費立て替え払 い制度、障害児ケア給付	児童扶養手当、特別児童 扶養手当	児童扶養控除、住居に関す る児童加給	当、養育親手当、ひとり親	家族扶助税額控除、疑似バウチャー(保育システム利用券)、住宅補足制度、家賃補助制度、保育委託補助金、家事専従手当、寡婦手当

出所:内閣府 男女共同参画白書』(平成15年度)

汐見編『世界に学ぼう!子育て支援』

日本労働研究機構「JIL資料シリーズNO.105 諸外国における育児·介護休業制度」

小松・塩谷編 『先進諸国の社会保障2 オーストラリア・ニュージーランド』

古瀬・塩谷編『先進諸国の社会保障4 ドイツ』

丸尾・塩谷編『先進諸国の社会保障5 スウェーデン』

藤井・塩谷編『先進諸国の社会保障6 フランス』

ニュージーランド内国歳入庁 http://www.ird.govt.nz/familyassistance/

## 図表3-3 育児休業制度等各国比較

	スウェーデン	日本	ドイツ	フランス	ニュージーランド
法律名	親休暇法·国民保険法	育児·介護休業法	育児手当及び親時間の付与に関する法律(連邦育児手当法)	育児休業法	育休·雇用保険法
施行年	1974年	1992年(2002年改正)	1986年(2000年改正)	1977年	1987年(有給になったのは2002年)
取得の要件等	又は過去2年間の間で12か月。	勤続↑年以上の常用労働者	・2000年改正により、父親の取得促進を目的の一つとして改正。育児手当の支給期間及び育児休業期間も延長。事業主は、親時間終了後は、元の職場又は同価値の職場へ復帰させる義務、親時間中短時間労働をした労働者はフルタイム労働に戻すことを求める権利あり。		1年以上勤務した者。
休業対象期間	子の8歳の誕生日または小学1年終了時までの480日。		子が3歳に達するまで(最後の1年は子が8歳になるまで繰り延べ可能)。	原則1年、最長3年まで延長可能。	両親休暇は最長12週。無給の延長休暇 は夫婦で分割可能。
休業の柔軟性(短 時間制度)	可(子が8歳に達するまで、通常の労働 時間の4分の3まで短縮可)		なので、合計週60時間までの労働が可能。これにより両親とも就業継続のまま育児が可能になる。	可(子どもが3歳になるまで完全休業もしくは週あたり16時間からフルタイムの80%の時間での範囲で労働時間を選択できる権利、復職時ないしは復職前の職業訓練を受ける権利が認められている。)	可
分割取得	可	不可	可	-	不可
両親の取得	可(80%の所得保障付き休業期間390日 のうち、60日は父母の間で譲渡不可。し たがって、390日すべて利用するには父 親も60日取得しなければならない)。	न	可(同時に取得できる)	可(出産時の父親休暇は2週間)	可(無給の延長休暇は夫婦間で分け合うことができる休暇)
手当の支給	390日は80%の所得保障、残りの90日は 1日当たり定額(60クローナ)。所得制限 なし。課税対象。		益。	第1子には6ヶ月間、第2子以降については3歳になるまで、休業あるいは労働時間短縮の度合いに応じて養育親手当を支給(完全休業の場合504.11ユーロ、労働時間を50%以下に短縮した場合383.33ユーロ、50~80%の場合289.87ユーロ)。	賃金100%。ただし、上限は平均賃金の
子どもの病気への対応		看護休暇制度の導入の事業主への 努力義務を規定。	暇制度(社会法典)により傷病手当金を	1歳未満の子どもがいる場合、または16歳 未満の子どもが3人以上いる場合、病児看 護休暇制度の利用可。原則、年3日。	
取得状況	・女性はほぼ完全取得。		親の2.4%が育児休業を取得。	は1~2%。利用者のうち民間部門で女性	2002年の育児休業有給化以前は、女性でも育児休業取得者は、専門職などにかぎられており、女性労働者の3分の1程度。
	サ日会画白書 (亚式15年度)				•

出所:内閣府『男女共同参画白書』(平成15年度)

汐見編『世界に学ぼう!子育て支援』

日本労働研究機構「JIL資料シリーズNO.105 諸外国における育児·介護休業制度』

小松・塩谷編『先進諸国の社会保障2 オーストラリア・ニュージーランド』

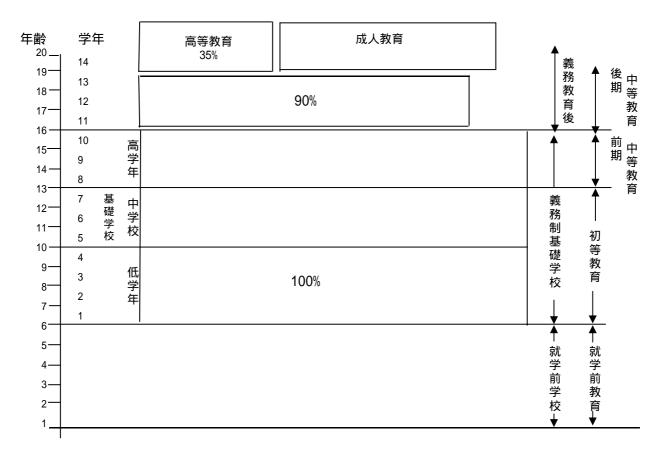
古瀬・塩谷編『先進諸国の社会保障4 ドイツ』

丸尾・塩谷編『先進諸国の社会保障5 スウェーデン』

藤井・塩谷編『先進諸国の社会保障6 フランス』

ニュージーランド労働省 http://www.ers.govt.nz/parentalleave/general\_print.html

図表3-4 学校制度(スウェーデン)



出所:岡沢・奥島 『スウェーデンの社会』

図表3-5 各国における保育の状況

	スウェーデン	日本	ドイツ	フランス	ニュージーランド
低年齢時の主要サー ビスの種類:施設型 保育	就学前学校、公開児童セン ター、就学前クラス、学童保育	保育所、幼稚園	幼稚園、乳児保育所、幼児保育所、学童保育所、昼間保育施設	保育学校、託児所、一時託児 所、保育園、親保育園、レジャー センター	保育園(私立のみ)、幼稚園、プレイセンター、プレイグループ
低年齢時の主要サー ビスの種類:家庭型 保育	家庭的保育(保育ママ)	家庭的保育(保育ママ)、ファミ リーサポートセンター	ベビーシッター	家庭保育園、ベビーシッター、オウペア	家庭的保育(保育ママ)、ベビー シッター
個別保育者、家庭保 育の位置付け等		家庭的保育事業を実施する市区 町村に対し、必要な経費を補助	州によっては個別保育者利用へ の補助制度あり	自治体が整備、育成	NPOによる運営、NPOの運営計 画が教育相に承認されると、補助 金が交付される
受給状況		3歳未満児数に対する保育所入 所児童数の割合 16%	旧西独の保育所が不足 3歳未満児数に対する保育所利 用可能人数の割合 6%(旧西 独2%:旧東独41%)	保育学校は2歳児で30%、3歳 児ではほぼ100%利用。	保育サービス全体が不足 5歳未満数に対する保育所・個別 保育者定員の割合 10数%程 度
利用料	就学前子校は親の収入と保育時間に比例してコミューンが決定、 家庭的保育も同様、ただし、就学	認可保育所は、親の所得と子の 年齢によって自治体が決定(月0~8万円)。 幼稚園は園ごとに年 齢で一律、全国平均公立年7万 4000円、私立年27万5000円。	全て有料	保育学校は利用料なし(主食を 利用する場合は給食費が必要) それ以外の施設型保育、家庭型 保育は有料。	保育園は有料、幼稚園は無料、 プレイセンターは会費程度、家庭 型保育はNPOと親で折半。
保育者:子の人数	就学前学校では保育者3人:子 10~15人、家庭的保育(主に0~ 2歳)では保育者1人:子4人	認可保育園では0歳児の場合、 保育者1人:子3人、1~2歳児の 場合、保育者1人:子6人、3~5 歳児の場合、保育者1人:子30 人。幼稚園では教諭1人:子35人 以下	-	保育学校は保育者1人:子20~ 30人(子の年齢によって異なる)、家庭型保育は統一基準なし	保育園では、子が2歳未満の場合、保育者1人:子5人、子が2歳以上の場合、保育者1人:子10人、幼稚園では、保育者2人:子30人もしくは保育者3人:子45人、家庭的保育では、子が6歳未満の場合、保育者1人:子4人以下、子が2歳未満の場合、保育者1人:保育者1人:子2人以下

出所:内閣府 男女共同参画白書』(平成15年度)

汐見編『世界に学ぼう! 子育て支援』

日本労働研究機構『JIL資料シリーズNO.105 諸外国における育児・介護休業制度』

小松・塩谷編『先進諸国の社会保障2 オーストラリア・ニュージーランド』

古瀬・塩谷編『先進諸国の社会保障4 ドイツ』

丸尾・塩谷編『先進諸国の社会保障5 スウェーデン』

藤井・塩谷編『先進諸国の社会保障6 フランス』

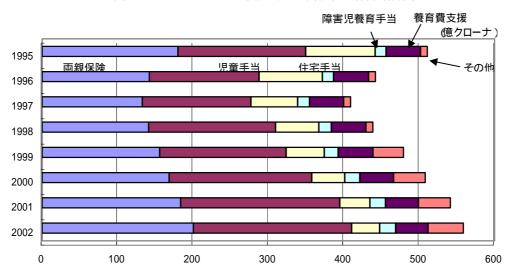
日本保育学会編『諸外国にお目留保育の現状と課題』

図表3-6 社会保障給付費対GDP比の国際比較(1998年)

	社会保障給付全体	
		家族現金給付 現物給付
日本	14.66	0.47
スウェーデン	30.98	3.31
アメリカ	14.59	0.51
フランス	28.82	2.69
ドイツ	27.29	2.73
イギリス	24.70	2.22

出所:社会保障·人口問題研究所HP

図表3-7 スウェーデンの家族・子ども関係社会保障給付費



注:社会保障給付=失業給付+労働災害·疾病手給付+老齢年金 障害年金+家族・子ども関係 給付 児童手当・養育費援助・住宅手当など)+その他

出所 Statistics Sweden "Statistical Yearbook of Sweden "2000,2004より作成。

# 第4章 スウェーデンの生活時間

## 1 生活時間調査"Time Use Survey: Tidsanvändningundersökningen" (TUS)の概要

本章の分析に用いる資料は、スウェーデンの"Time Use Survey: Tidsanvandningundersokningen"(TUS) (統計局(SCB: Statistics Sweden)) と、日本の『社会生活基本調査』(総務省統計局)である。大規模な『Time Use Survey』は1990/1991年に始められ、今回用いる2000/2001年のデータは第2回目の調査データである。『社会生活基本調査』は2000年に行われた調査データを用いる。

TUS は、住宅に居住する 20歳以上の人を対象として実施されている。ただし刑務所などの受刑者、一般住宅以外に居住している者、軍隊に所属している者は、対象から除外されている。調査対象は「全人口登録(RTB)」から、年齢と性別で層化され、個人サンプルを年齢(20~34歳、35~49歳、50~64歳)・性別で層化し、3,980 サンプルを抽出している。SCB は世帯サンプルを持っていないので、1,492ケースの個人サンプル(20~64歳)を世帯サンプルとしてサンプリングし、そのうちの夫/妻/パートナーがいたのは629ケースであった。高齢者サンプルも同様に年齢(65~74歳、75~84歳)と性別で層化した後、ランダムにサンプリングした。この時点でのサンプル数は、合計6,218ケースであるが、母集団特性を反映させるために、205ケースをおとし、最終的には6,013ケースで集計した。最終的な回答率は59%である。したがって、平均値など統計量には若干の誤差が含まれる。

## 2 スウェーデンと日本の生活時間比較

スウェーデンと日本の生活時間は大きく異なっている。男性の仕事時間と家事時間・育児時間、そして男女の通勤時間である。図表には示していないが、まずはおおまかにスウェーデンの20~64歳男女の平日仕事時間、通勤時間、家事時間、育児時間をみてみよう。スウェーデンの女性の平日仕事時間の平均は4時間19分、男性6時間9分、日本の女性有業者は5時間41分、男性有業者8時間2分である。スウェーデンの女性の平日通勤時間(往復)の平均は27分、男性40分、日本の女性有業者65分、男性有業者80分、スウェーデンの女性の平日家事・育児時間の平均は3時間28分、男性2時間11分、日本の女性有業者2時間49分、男性有業者18分となり、日本男性と比較して、スウェーデン男性の仕事時間は短く、家事・育児時間は長い。また、男女ともにスウェーデンの方が通勤時間は短い。日本の女性有業者の家事・育児時間はスウェーデン女性に比べて短いが、これは日本では育児期にある女性の多くが非就業で、この集計から除外されているためである。

次に、世帯類型別に、生活時間を比較しよう。図表 4-1 は、スウェーデンの  $20 \sim 44$  歳単身で子どものいない男性と女性の生活時間である。単身であっても女性の方が仕事時間は短い。図表 4-2 の日本と比較すると、仕事時間が大きく異なっている。女性の方が短いのは両国共通であるが、男女それぞれ日本の方が 1 日あたり 100 分ほど仕事時間が長い。

次に、スウェーデンの  $20 \sim 44$  歳の子どもがいないカップルの男女についてみてみよう(図表 4-3)。 年齢が上がり、学業についているものが減少することもあってか、前掲の単身よりも男女ともに仕事時間が長くなっている。日本をみてみると、日本は男性の仕事時間だけが単身よりも長くなっている (図表 4-4)。 その結果、日本は男性の仕事に関してはスウェーデンよりも 110 分ほど長く、女性は

60分ほど短い。スウェーデンの男性は、女性に比べて家事時間は短いものの、家事時間の男女差が小さい。スウェーデンの男性は平日は53分家事をし、休日は109分家事をしている。

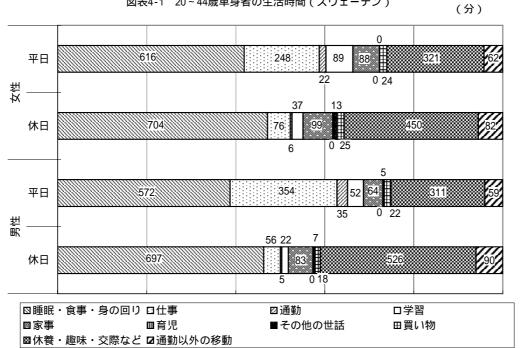
6歳未満の子がいるカップルについてみてみると、スウェーデンの男性は平日に家事を 96 分、育児を 64 分行っている。女性は平日、休日ともに家事、育児それぞれ2~3時間程度であり、男性よりは多く行っている。一方、日本では、女性は仕事時間は平均すると平日 88 分とスウェーデン女性(180分)よりも短く、男性(平日)は家事も育児も、それぞれ4分、17分と短い(図表 4-6)。

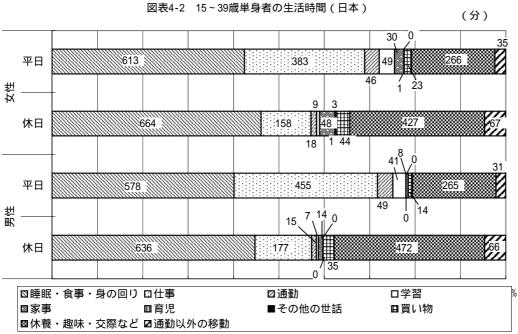
スウェーデンの7歳以上の子がいるカップルについては、男性も女性も家事時間は減少しないが、 育児時間は減少し、仕事時間は増加している(図表4-7)。一方、日本は男性の仕事時間は、子どもが 成長しても長い(図表4-8)。

# 3 まとめ

スウェーデンと日本の生活時間調査を用いて、両国の家族の労働時間、通勤時間、家事・育児時間を男女別、世帯類型別に比較分析した。スウェーデンでも女性の方が男性よりも家事・育児を行う時間は長いが、日本に比べてスウェーデンでは、男性の家事時間・育児時間が長く、仕事時間は短い。休日においてもスウェーデンの男性の方が日本の男性よりも家事・育児時間は長い。

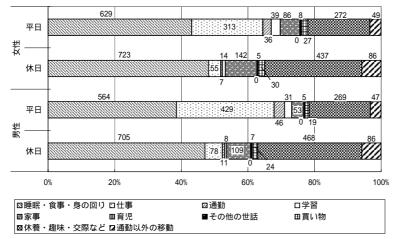
図表4-1 20~44歳単身者の生活時間(スウェーデン)





出所:総務省統計局 社会生活基本調查2001

図表4-3 20~44歳カップルのみ世帯の生活時間(スウェーデン) (分)

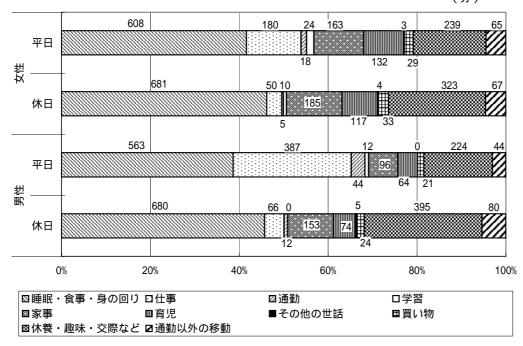


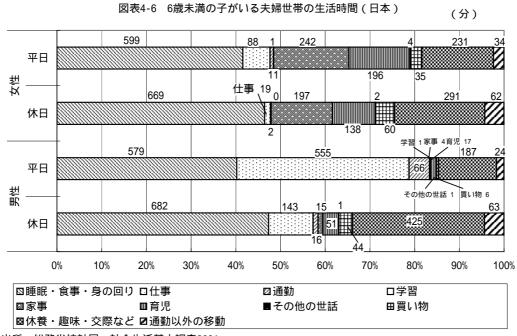
図表4-4 25~39歳夫婦のみ世帯の生活時間(日本) (分) 609 161 311 平日 35 667 333 休日 573 \_541 66 平日 その他の世話 0 676 142 13 450 休日 20% 40% 60% 80% 100%

③睡眠・食事・身の回り □仕事 ◎通勤 □学習 ◎家事 □育児 ■その他の世話 田買い物 ◎休養・趣味・交際など ☑通勤以外の移動

出所:総務省統計局 社会生活基本調査2001

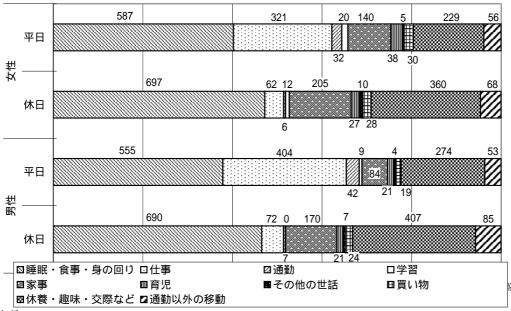
図表4-5 6歳以下の子がいるカップル世帯の生活時間(スウェーデン) (分)





出所:総務省統計局 社会生活基本調査2001

図表4-7 7歳以上の子がいるカップル世帯の生活時間(スウェーデン) (分)



図表4-8 6~14歳の子がいる夫婦世帯の生活時間(日本) (分) 586 255 254 143 平日 16 112 36 659 330 218 326 3 59 休日 80 3 学習 1家事 5 育児 9 578 547 平日 その他の世話 1 買い物 6 675 16 1 140 60 463 休日 ☑睡眠・食事・身の回り □仕事 ☑通勤 口学習 ■家事 ■育児 ■その他の世話 ■買い物 盤休養・趣味・交際など ☑通勤以外の移動

出所:総務省統計局 社会生活基本調査2001

# 第5章 スウェーデンの家計

本章では、政府統計を用いてスウェーデンの消費生活を分析し、日本との比較を行う。 使用する資料はスウェーデン統計局による家計支出調査 "Hushallens utgifter"(The Family Expenditure Survey)の88、92、96、1999-2001年版、日本の総務省統計局による「家計調査(2001年)」である。

# 1 スウェーデンの家計支出調査 "Hushallens utgifter "の概要

### (1) 調査実施年

スウェーデンでは、1990 年代初頭に初めて「世帯の消費状況」に関する研究が行われ、 それを引き継ぐ形で 1958 年から「家計支出調査」が開始された。その後は、1969、85、 88,92,95,96,99,00,01 に実施されている。また、89 年には食料費に限定した詳細な支出 調査 (The Family Food Expenditure Survey 1989) が行われている。

#### (2)調査対象

調査対象世帯は、「全人口登録(RTB-S)」を用いて無作為に抽出されている。この登録は世帯単位ではなく個人単位であるため、抽出に際しては、まず、0歳から 74歳の個人を抽出し、その人が含まれる世帯を調査の対象世帯としている。そのため、世帯員数の多い世帯の方が少ない世帯に比べて抽出される可能性が高くなるが、世帯規模の配分は調整されている。

抽出されたサンプル数は、調査年によって異なるが、1999年は3058人、2000年は3073人、2001年は3068人である。そのうち、それぞれ27人、27人、41人が個人世帯に分類できなかったため、アタック数は、1999年が3031世帯、2000年に3046世帯、2001年は3027世帯となっている。回収数は、1999年が1606世帯、2000年が1584世帯、2001年は1514世帯、回収率はどの年も約5割である。

#### (3)調査方法・内容

調査は、以下の4つの段階を踏んで行われる。

#### イ) 導入インタビュー

世帯状況・就業状況・住居等について電話でインタビューする。

### 口)支出記録(家計簿)

各世帯に2週間、家族全員の支出全てを記録する支出記録(家計簿)を付けてもらう。 調査対象世帯は無作為で52グループに区分されており、それぞれ、1年のうちの第1週 目から第52週目に記録を開始する。

## ハ)アンケート調査

2週間の支出記録だけでは捕捉できない支出を、アンケートによって調査する。調査項目は調査開始から 12 ヶ月間の支出を対象としたものと、2 ヶ月間の支出を対象としたも

のの2種類がある。

12 ヶ月間の支出を対象とした調査項目には、住居、別荘、車のガソリン、保険、外国旅行、家具代あるいは修理代、家電(洗濯機・冷蔵庫など)高額品が含まれる。2 ヶ月間を対象としたものには、衣服、靴、スウェーデン国内旅行が含まれる。

二)所得・資産のデータ収集

国の所得登録データより、調査対象世帯の収入、不動産税、土地所有権等の情報を収集する。

## (4)調査項目

図表 5-1 は支出項目を示したものである。図表のとおり、各項目の内訳があまり詳細に報告されていないので、後に行う日本家計との比較に際しては、より細かい分割が可能な日本の項目の方をスウェーデンの支出項目に合わせて再分類し比較分析している。なお、日本の調査項目のうち、「水道」「教育」「交際費」「こづかい(使途不明金)」「仕送り金」がスウェーデンの項目にはない。「交際費」のうちの食料・家具家事用品・被服及び履物・教養娯楽についてはそれぞれスウェーデンの当該項目に含め、他の項目については「その他」として扱った。なお、スウェーデンの支出項目に「教育費」が無いのは、教育にかかる費用が大学・大学院に至るまですべて公費でまかなわれるからである」。家計負担はない。

なお、スウェーデンの家計支出調査では収入が調査されていないため、収支バランスを みることができないという問題があったが、最新版(1999-2001)では「可処分所得」が報 告されるようになった。後の日本との比較では、この最新版を用いて分析を行っている。

## (5)用語の説明

子ども:20 歳未満の子を指す。20 歳以上の子が親と同居している場合は、「カップルと子」「ひとり親と子」の世帯ではなく、「その他」に含まれる。

世帯代表者:世帯内で最も高い収入を得ている者。

年齢:世帯代表者の年齢。

食料費:1999~2001 年の調査では食料費以外の日常の買い物、例えばトイレットペーパーや衛生用品なども含まれている可能性がある。また、国営酒類店以外の一般の小売店で販売されているビール(アルコール度が低い)も含まれている。

課税対象手当:自営業者が従業員に支給する手当・福利厚生(住居、営業車など)のこと。所得登録データより入手している。

### 2 スウェーデン家計の収入と支出

スウェーデンでは、1980年代後半のバブル経済が90年代に入って崩壊し、91年から93年までGDP成長率はマイナスとなった。94年以降は回復し、99年には4.6%、00年には4.4%の成長率を記録したが、2001年の成長率は1.1%台に低下している<sup>2</sup>。このようなスウェーデン経済の動向は家計にどのような影響を及ぼしたのであろうか。ここでは、1990年代以降の家計収支の推移をみることにしよう。

# (1) 収入と非消費支出

前述のとおり、家計支出調査では収入額が分からないので、"Statistical Yearbook of Sweden 2004"(スウェーデン統計局)で収入額をみてみよう。

図表 5-2 のとおり、90 年代後半の経済回復に伴い家計の収入額も上昇してきたが、2001年は前年に比べて減少し(対前年比-3.3%) 2001現在で年間 345,400クローナである。2001年の減少は要素所得(賃金所得・事業所得・財産所得など)の低下が原因であり、特に財産所得の低下が著しい(同-41.0%)

収入の内訳をみると、91 年以降その構造にほとんど変化はなく、賃金所得が収入の約6割で、課税対象となる移転(受取)が約2.5割、非課税の移転(受取)が約0.5割で、合わせると移転(受取)額は収入の約3割を占めている(図表5-2)。

移転(受取)の内訳は、多い順に、公的年金・個人年金、医療保険、労働市場現金補助、 児童手当、学生給付、両親保険給付、住宅手当、社会扶助、その他である。労働市場現金 補助とは、失業保険に包摂されない失業者の所得保障を目的に1974年に導入された制度で、 現在は失業保険と統合されている<sup>3</sup>。両親保険給付、住宅手当については第1部第2章を参 照していただきたい。

移転(支払)は年間 104,900 クローナで、収入の約3割にも達し、そのほとんどは税金である。スウェーデン家計の税負担は非常に高い。養育費が移転(支払)となっているのは、「養育費支援制度」による。養育費支援制度とは、子を持つカップルが離別した後、子と離れて暮らす親に養育費の支払いを義務づけ、自主的に支払わない場合は国が子を養育する親に立替払いし、後に支払義務のある親から徴収する制度である(第3章参照)。

収入額から移転(支払)を差し引いた額である可処分所得は、年間 240,600 クローナで前年より 1.8%の減少となっている。91 年以降の推移をみると、収入額と同様、90 年代後半から上昇傾向が続いてきた可処分所得も2001 年では減少している。

#### (2) 消費支出

ここでは家計支出調査によって消費支出額の推移をみる。図表 5-3 のとおり、バブル崩壊後 1996年まで低下傾向にあった消費支出額が 1999-2001年平均では上昇し、年間 247,800 クローナとなっている。家計支出調査は毎年調査でないため収入額の毎年変化とは比較できないが、1999-2001年平均可処分所得額の対 1996年比を算出すると + 17.8%になるのに対し、消費支出額の対同年比は + 17.9%であるから、可処分所得の上昇とほぼ連動した動きといえよう。なお、前述のとおり、1999-2001年版の調査報告書には可処分所得額が報告されている。それによると、1999-2001年平均の可処分所得は 253,700 クローナであるから、消費性向は 97.7%と高い。高福祉社会スウェーデンでは、生活上のリスクを保障する制度が整っているため、自助努力による備えとしての貯蓄率は低くて済むが、それと引き替えに、前項でみたとおり税負担は高い。スウェーデン国民は、生活のリスクを個人で保障するより、社会的に保障する道を選んでいるといえる。

消費構造をみると、いずれの年も最も多いのが住居費で全消費支出額の2割強を占めている(図表 5-4)。1996 年までは収入額の低下とともにその割合は上昇を続けていたが、1999-2001年平均では低下している。住居費の内訳は、図表5-1で示したとおり、家賃・修繕費・光熱費・ローン利子等からなっているが、最も高いウエイトを占めているのは家賃

である<sup>4</sup>。スウェーデンでは、第1部第3章で述べたとおり、早くから住宅政策を国の重要課題とし、すべての国民に良好な住環境を保障するべく、家賃支払い者には家賃に応じた一定割合を住宅手当として支給し、住宅ロ-ン支払者には利子補助を行っている。この住宅手当制度によって、スウェーデンの人々は所得制約に縛られることなく家族規模に応じた良質の住宅に住むことができる。しかし、それは、家計の家賃支出や住宅ローンの利子負担を押し上げることにもなり、それが住居費割合の高さの原因になっていると思われる。後の第8章で明らかにしているように、スウェーデンの人々は帰宅時間が早く、家での家族団らんを大切にしているので、くつろげる家にお金をかけるのを厭わないという面もあるかもしれない。

次いで多いのがレクリエーション・教養サービス費で2割弱、食料費がその後に続き、交通費とほぼ同じ約1.5割となっている。食料費の割合は近年低下傾向にあり、反対に増加傾向にあるのはレクリエーション・教養サービス費である。図表5-5に示す内訳のとおり、レクリエーション・教養サービス費のうち、最も多いのは旅行・ホテル料金と書籍・コミュニケーション(通信費)で、年々上昇している。スウェーデンでは、夏期などの長期休暇を利用してサマーハウスでの休養や国内外への旅行を楽しむ人が多いが、それが消費構造にもあらわれている。

このように、消費支出の割合は、まず第一が住居費、次いでレクリエーション費で、食料費は3番目にあらわれる。家での日常のくつろぎと休暇旅行を楽しむスウェーデンの人々の生活が、その消費構造からうかがえる。

## 3 スウェーデンと日本の家計収支比較

ここでは、スウェーデンの家計支出調査データ(1999-2001 年平均)と、日本の家計調査データ(2001 年)を用いて、家計収支の比較分析を行う。比較に際しては、全世帯データではなく世帯類型別のデータを用いる。第 1 部第 1 章で明らかなとおり、スウェーデンと日本では世帯構成に非常に大きな差がある。日本では約 1/4 に過ぎない「単身世帯」がスウェーデンでは 5 割弱もおり、日本では 3 割強を占める「カップルと子の世帯」はスウェーデンでは約 2 割しかいない。また、ひとり親世帯は日本では 2 %程度であるが、スウェーデンでは 7 %いる。このように明らかに世帯構成の異なる両国の家計を全世帯で比較しても得るものは少ないであろう。そこで、ここでは「カップルのみの世帯」「カップルと子の世帯」「ひとり親世帯」「単身世帯」の 4 つの世帯類型ごとに、スウェーデンと日本の家計構造を比較する。両国の各世帯類型は、図表 5-6 のとおり若干相違があるが、データの制約上、完全に同一の世帯類型を抽出することはできなかった。なお、以下ではスウェーデンの類型名を用いる。

## (1)可処分所得と消費支出

スウェーデン家計と日本家計の可処分所得・消費支出額を世帯類型別に示したのが図表 5-7,図表 5-8 である。両国とも「カップルと子の世帯」が可処分所得・消費支出額ともに最

も高く、次いで高いのが「カップルのみの世帯」である。「ひとり親世帯」の可処分所得額はスウェーデンでも日本でも低いが、日本では4つの類型のうち最も低くなっている。「カップルと子の世帯」の可処分所得額との格差をみると、同世帯を100とした場合、「ひとり親世帯」はスウェーデンでは58.3、日本では46.6 しかない。消費支出額の格差はそれぞれ62.5、69.5 で、両国にあまり差はないのに対し、可処分所得額の差は非常に大きい。この差の要因は、一つはスウェーデンの「ひとり親世帯」に含まれる父子世帯が可処分所得額を相対的に高めていること、もう一つはスウェーデンには母子世帯の生活を支援する様々な制度が整っていることが考えられる。養育費支援制度は母子世帯の養育費負担を軽減し、児童手当制度や住宅手当制度は母子世帯に限定した制度ではないが、低所得の多い母子世帯にとっては非常に重要な援助となる。とはいえ、両国とも「ひとり親世帯」の消費支出額は可処分所得額を上回っており、家計状況の厳しさは共通する問題である。

なお、スウェーデンの単身世帯の可処分所得額が非常に低いのは、高齢単身世帯比率の高さが原因と思われる。単身世帯に占める 65 歳以上比率は日本では 23.5%5であるのに対し、スウェーデンでは32.4%6である。

各世帯類型の消費性向を比較すると、図表 5-9 のとおり、日本では「ひとり親世帯」を除いて、どの世帯でも黒字で 70% 前後の消費性向であるが、スウェーデンではどの世帯も90%を超える高い消費性向を示している。 スウェーデンの消費性向の高さは前項でも指摘したとおりであるが、可処分所得の最も高い「カップルと子の世帯」でもその特徴はかわらない。

#### (2)消費構造

図表 5-10 は、世帯類型ごとの消費構造をスウェーデンと日本で比較したものである。ここでは日本の消費支出項目をスウェーデンの項目に合わせて再分類した消費支出構造(図表 5-1 参照)を比較する。前述のとおり一致しない項目は「その他」として日本のみの消費支出項目にあげているので、厳密な比較は困難であるが、その点を踏まえつつ比較してみよう。

まず、スウェーデン家計の全体的な傾向は、先に明らかにしたとおり、住居費が最大割合を占め、次いでレクリエーション・教養サービスで、食料費はその次にようやくあらわれる。

世帯類型別にみても、どの世帯でも住居費の割合が高い。「カップルのみの世帯」や「ひとり親世帯」「単身世帯」では持家率が低いので、それが原因とも考えられるが、図表5-11でわかるように、スウェーデンでは住居の所有形態による住居費の差はほとんどない。持ち家世帯は、家賃は低いものの光熱費やローン利子負担が重く、住居費全体としては借家世帯とさほど変わらない。したがって、スウェーデン家計の住居費の高さは持家率の低さによるのではなく、前述したように、住宅手当制度の影響と、生活スタイルの差によるものと思われる。

「カップルと子の世帯」と「ひとり親世帯」では、教育費割合の日本との差も大きい。 スウェーデン家計には学費負担はないのに対し、日本家計の方に教育費負担が発生しており、ひとり親世帯は赤字にもかかわらず非常に重い教育費負担をしている。たとえ赤字でも子の教育費を削ることができないのが日本の母子世帯の実情である。教育にかかる費用 がすべて公費でまかなわれ、親や本人の経済力にかかわらずすべての人に教育を受ける機会が開かれているスウェーデンとは大きな違いがある。

また、レクリエーション・教養サービス費の割合はどの世帯類型でもスウェーデン家計の方が日本家計よりも高い。レクリエーションを重視する生活スタイルが、すべての人々に浸透しているようである。

### 4 まとめ

本章では、1990年代以降におけるスウェーデン家計の推移を分析するとともに、利用可能な最新のデータを用いて日本家計との比較を行った。

#### (1)スウェーデン家計の時系列変化

スウェーデンではバブル崩壊後の不況を経て1990年代中頃には経済が回復し、それに伴って家計収入も上昇してきた。しかし、2001年には経済成長率が1%台に低下し、家計収入も低下している。この間、収入構造に大きな変化はなく、賃金所得は全収入の約6割で、社会保障給付等の移転(受取)が全収入の約3割を占めている。高福祉社会スウェーデンでは、当然のことながら家計の税負担は重く、対収入比は約3割にも達している。

消費支出額は、バブル崩壊後低下傾向にあったが、その後の収入額の上昇に伴って、1999-2001 年平均では消費支出額も上昇している。消費の内訳を見ると、最も多くを占めるのが住居費で、次いでレクリエーション・教養サービス費、食料費、交通費の順になっている。食料費の割合が低下傾向にあるのに対し、レクリエーション・教養サービス費は上昇傾向にある。

## (2)スウェーデン家計と日本家計の比較分析

スウェーデンと日本では世帯構成が全く異なるため、全世帯の比較ではなく世帯類型別に可処分所得と消費支出の比較分析を行った。

両国とも「カップルと子の世帯」が最も可処分所得が高い。最も低いのは、スウェーデンでは単身世帯であるが、日本では母子世帯であった。日本の単身世帯には現役世代の単身者が相対的に多いことも可処分所得を高めていると思われるが、スウェーデンが母子世帯支援制度を整えていることも両国の差の要因と考えられる。

消費性向をみると、スウェーデン家計の消費性向は可処分所得の高い「カップルと子の世帯」でも90%を超えており、日本に比べて非常に高い。スウェーデンでは、高負担と引き替えに生活上のリスクを保障する制度が整っているため、自助努力による備えとしての貯蓄率が低くなっている。また、母子世帯の家計は両国とも赤字であった。支援制度の整っているスウェーデンでも、ひとり親世帯の家計状況は非常に厳しい。

消費構造については、どの世帯類型でもスウェーデン家計の住居費の高さが目立っている。これは、住宅費負担が重いと解釈するのではなく、むしろ手厚い住宅手当制度がもたらした結果とみるべきであろう。一方、日本家計の消費構造の特徴は子をもつ世帯の教育費負担が重いことである。所得の低い母子世帯では特に重い負担になっている。家計負担

# の要らないスウェーデンとは大きな違いである。

<sup>1</sup> 二文字理明「教育 - 『個性重視型』共生社会の基礎」二文字・伊藤編『スウェーデンにみる個性重視社会』桜井書店,2002,17-50 頁。

 $<sup>^2</sup>$  SCB "Statistical Yearbook of Sweden 2004" Tab.405 & U  $_{\circ}$ 

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 訓覇法子「雇用関連の社会保険」丸尾・塩野谷編『先進諸国の社会保障⑤スウェーデン』 東京大学出版, 1999, p. 172.

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 図表には示していないが、家賃が住居費計に占める比率は1999-2001 年平均で57.7%である。

<sup>5</sup> 総務省統計局「国勢調査(平成12年)」より。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> SCB "Statistical Yearbook of Sweden 2004" Tab.70 より。

図表 5-1 スウェーデンと日本の家計調査項目対照表

フウェ	ーデンの			日本の支出項目	
7.71	-500	又山坝日	大費目	中·小費目	
食料			食料	酒類・外食を除くすべて	1.1 ~ 1.10
			その他の消費支出	交際費・食料	10.3.1
外食			食料	外食	1.12
酒類			食料	酒類	1.11
たばこ			その他の消費支出	たばこ	10.1.4
非耐久財	衛生用品		保健医療費	保健医療用品·器具	6.3
			その他の消費支出	理美容用品	10.1.2
	他の非	耐久財	その他の消費支出	身の回り用品	10.1.3
家庭用サービス					
	組合費	他の保険	その他の消費支出	その他の諸雑費	10.1.5
	他のサ	ービス	家具家事用品	家事サービス	4.6
	(掃除・)	先濯・美容院など)	被服及び履き物	被服関連サービス	5.8
			その他の消費支出	理美容サービス	10.1.1
被服・履き物	衣類	外出着	被服及び履き物	和服	5.1
		他の衣類		洋服	5.2
		(下着を除く)		シャツ・セーター類	5.3
				他の被服	5.6
				生地・糸類	5.5
		下着	被服及び履き物	下着類	5.4
	履き物		被服及び履き物	履き物類	5.7
			その他の消費支出	交際費・被服及び履物	10.3.3
住居費	家賃		住居	家賃地代	2.1
	保険		0.5	(工事その他サービス)	2.2.2
	修繕		住居	設備修繕·維持	2.2
	エネル=	ř–	水道·光熱	電気代	3.1
				ガス代	3.2
	- > 7		II 331/ <del></del>	他の光熱	3.3
	ローン和	11子	非消費支出	他の非消費支出	
家具·家事用品	家具	- 411	家具家事用品	一般家具	4.1.3
	テキスタ	イル		室内装備·装飾品	4.2
		_		寝具類	4.3
	家事用	<u> </u>	家具家事用品	家事用耐久財	4.1.1
				冷暖房器具	4.1.2
				家事雑貨 家事用消耗品	4.4
			その他の消費支出	交際費·家具家事用品	10.3.2
保健·医療			保健医療	医薬品	6.1
床匠 <b>占</b> /原			体性区源	健康保持用摂取品	6.2
				保健医療サービス	6.4
交通	自動車	<b>購</b> λ	交通·通信	自動車等購入	7.2.1
文	自動車維持 他の乗り物		文地 地口	自動車等維持	7.2.3
			交通·通信	交通	7.1
	旅行	7 1/3		自転車購入	7.2.2
レクリエーショ	10 - 1 1 0	険·修繕·維持費)	(住居)	(家賃地代)	2.1
ン・教養サービ	)33.I±(I)I	17 12 Ma Ma 3352)	(12/12)	(設備修繕・維持)	2.2
λ			(水道・光熱)	(電気代)	3.1
			1, 5 ,5,,	(ガス代)	3.2
				(他の光熱)	3.3
	ラジオ・	テレビ_	教養娯楽	教養娯楽用耐久財	9.1
	趣味・ス		教養娯楽	教養娯楽用品	9.2
		<b>フリエーション</b>		月謝類	9.4.3
	娯楽			他の教養娯楽サービス	9.4.4
	書籍·コ	ミュニケーション	教養娯楽	書籍・他の印刷物	9.3
			交通 通信	通信	7.3
	時計·態	鏡・カメラなど	(保健医療費)	(保健医療用品・器具)	6.3
	+/-/-	. = 11 1/1/ _	(その他の消費支出)	(身の回り用品)	10.1.3
	が行っか	テル料金	教養娯楽	宿泊料	9.4.1
	-		スの仏の沙声士山	パック旅行費	9.4.2
神机护色工业	1		その他の消費支出	交際費·教養娯楽	10.3.4
課税対象手当			ルキャス	してよび学生	0.4
			光熱水道	上下水道料	3.4
			教育	ーづもい	8
			その他の消費支出	こづかい	10.2 10.3.5
				交際費・他の物品サービス   交際費・贈与金	10.3.5
				文際員・贈与並 交際費・他の交際費	10.3.6
				仕送り金	10.3.7
				122111	10.7

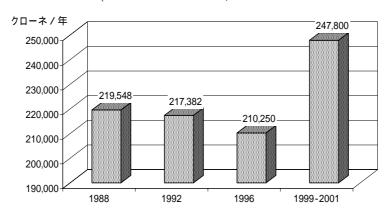
図表 5-2 スウェーデン家計の収入と可処分所得(2001年実質額)

単位:1000クローネ/年

					対 前	1 年 比						<u> </u>	. 10007	ローネ/年
	1 1	991	-	996	-	997		1998		1999		2000	2	2001
収入計	292.5		289.7		307.7	6.2%	310.7	1.0%	329.4	6.0%	357.1	8.4%	345.4	-3.3%
要素所得 (a)	203.6		194.9		212.9	9.2%	213.8	0.4%	229.3	7.2%	257.6	12.3%	245.0	-4.9%
賃金所得	177.5		171.3		180.3	5.3%	187.0	3.7%	194.6	4.1%	206.8	6.3%	211.4	2.2%
事業所得	4.6		4.5		5.4	20.0%	5.7	5.6%	5.4	-5.3%	7.1	31.5%	7.3	2.8%
財産所得	21.1		18.7		26.5	41.7%	20.7	-21.9%	28.8	39.1%	42.2	46.5%	24.9	-41.0%
その他	0.4		0.4		0.8	100.0%	0.4	-50.0%	0.6	50.0%	1.4	133.3%	1.5	7.1%
移転(受取):課税対象項目 (b)	74.7		78.8		79.2	0.5%	81.4	2.8%	84.7	4.1%	83.6	-1.3%	84.5	1.1%
公的年金·個人年金	51.7		56.8		57.3	0.9%	58.6	2.3%	60.4	3.1%	59.9	-0.8%	60.9	1.7%
医療保険	11.4		3.8		3.6	-5.3%	4.6	27.8%	6.5	41.3%	8.2	26.2%	9.3	13.4%
両親給付	4.8		3.5		3.1	-11.4%	3.5	12.9%	3.4	-2.9%	3.4	0.0%	3.7	8.8%
労働市場現金補助	5.1		12.9		13.2	2.3%	11.4	-13.6%	10.7	-6.1%	8.9	-16.8%	7.2	-19.1%
その他	1.8		1.8		2.1	16.7%	3.3	57.1%	3.6	9.1%	3.2	-11.1%	3.4	6.3%
移転(受取):非課税項目 (c)	14.2		16.0		15.6	-2.5%	15.5	-0.6%	15.4	-0.6%	15.9	3.2%	15.9	0.0%
児童手当	4.8		3.6		3.5	-2.8%	4.1	17.1%	4.1	0.0%	4.6	12.2%	4.8	4.3%
住宅手当	2.6		4.2		3.5	-16.7%	3.5	0.0%	3.5	0.0%	3.3	-5.7%	3.2	-3.0%
社会扶助	1.3		3.0		2.8 3.9	-6.7% 14.7%	2.3 4.1	-17.9%	2.3 3.9	0.0%	2.1 4.1	-8.7%	1.8 4.4	-14.3%
学生給付(学生ローンを含む) その他	2.8 2.7		3.4 1.9		1.9	0.0%	1.5	5.1% -21.1%	1.7	-4.9% 13.3%	1.8	5.1% 5.9%	17	7.3% -5.6%
移転(支払) (d)	75.9		89.5		98.3	9.8%	101.0	2.7%	107.1	6.0%	112.2	4.8%	104.9	-6.5%
税金	74.6		88.0		96.7	9.9%	99.4	2.8%	107.1	5.9%	110.3	4.7%	104.9	-6.9%
	1.4		1.5		1.6	6.7%	1.6	0.0%	1.9	18.8%	1.9	0.0%	2.1	10.5%
可処分所得(a+b+c-d)	216.5		200.2		209.5	4.6%	209.7	0.1%	222.3	6.0%	244.9	10.2%	240.6	-1.8%
,				•	横	成比								
収入計	292.5	100.0%	289.7	100.0%	307.7	100.0%	310.7	100.0%	329.4	100.0%	357.1	100.0%	345.4	100.0%
要素所得 (a)	203.6	69.6%	194.9	67.3%	212.9	69.2%	213.8	68.8%	229.3	69.6%	257.6	72.1%	245.0	70.9%
賃金所得	177.5	60.7%	171.3	59.1%	180.3	58.6%	187.0	60.2%	194.6	59.1%	206.8	57.9%	211.4	61.2%
事業所得	4.6	1.6%	4.5	1.6%	5.4	1.8%	5.7	1.8%	5.4	1.6%	7.1	2.0%	7.3	2.1%
財産所得	21.1	7.2%	18.7	6.5%	26.5	8.6%	20.7	6.7%	28.8	8.7%	42.2	11.8%	24.9	7.2%
その他	0.4	0.1%	0.4	0.1%	0.8	0.3%	0.4	0.1%	0.6	0.2%	1.4	0.4%	1.5	0.4%
移転(受取):課税対象項目 (b)	74.7	25.5%	78.8	27.2%	79.2	25.7%	81.4	26.2%	84.7	25.7%	83.6	23.4%	84.5	24.5%
公的年金·個人年金	51.7	17.7%	56.8	19.6%	57.3	18.6%	58.6	18.9%	60.4	18.3%	59.9	16.8%	60.9	17.6%
医療保険	11.4	3.9%	3.8	1.3%	3.6	1.2%	4.6	1.5%	6.5	2.0%	8.2	2.3%	9.3	2.7%
両親給付	4.8	1.6%	3.5	1.2%	3.1	1.0%	3.5	1.1%	3.4	1.0%	3.4	1.0%	3.7	1.1%
労働市場現金補助	5.1	1.7%	12.9	4.5%	13.2	4.3%	11.4	3.7%	10.7	3.2%	8.9	2.5%	7.2	2.1%
その他   移転(受取):非課税項目 (c)	1.8 14.2	0.6% 4.9%	1.8 16.0	0.6% 5.5%	2.1 15.6	0.7% 5.1%	3.3 15.5	1.1% 5.0%	3.6 15.4	1.1% 4.7%	3.2 15.9	0.9% 4.5%	3.4 15.9	1.0% 4.6%
	4.8	1.6%	3.6	5.5% 1.2%	3.5	1.1%	4.1	1.3%	4.1	1.2%	4.6	1.3%	4.8	1.4%
	2.6	0.9%	4.2	1.4%	3.5	1.1%	3.5	1.1%	3.5	1.1%	3.3	0.9%	3.2	0.9%
	1.3	0.4%	3.0	1.0%	2.8	0.9%	2.3	0.7%	2.3	0.7%	2.1	0.9%	1.8	0.5%
学生給付(学生ローンを含む	2.8	1.0%	3.4	1.2%	3.9	1.3%	4.1	1.3%	3.9	1.2%	4.1	1.1%	4.4	1.3%
その他	2.7	0.9%	1.9	0.7%	1.9	0.6%	1.5	0.5%	1.7	0.5%	1.8	0.5%	1.7	0.5%
移転(支払) (d)	75.9	100.0%	89.5	100.0%	98.3	100.0%	101.0	100.0%	107.1	100.0%	112.2	100.0%	104.9	100.0%
税金	74.6	98.3%	88.0	98.3%	96.7	98.4%	99.4	98.4%	105.3	98.3%	110.3	98.3%	102.7	97.9%
養育費・学生ローン返済	1.4	1.8%	1.5	1.7%	1.6	1.6%	1.6	1.6%	1.9	1.8%	1.9	1.7%	2.1	2.0%
移転(支払) / 収入計		5.9%		0.9%		1.9%		32.5%		32.5%		31.4%		0.4%
可処分所得(a+b+c-d)	2	16.5	2	00.2	2	09.5	2	209.7	2	22.3	2	244.9	2	40.6

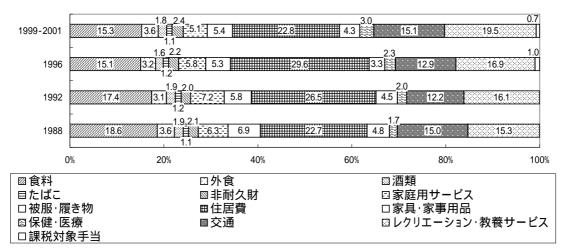
資料: スウェーデン統計局(SCB) "Statistical Yearbook of Sweden 2004" Tab.359より作成

図表 5-3 スウェーデン家計の消費支出計 (2001年CPIによる実質額)



資料: スウェーデン統計局(SCB) "Hushallens utgifter" 1988,1992,1996,1999-2001, および"Comsumer Price Index,Fixed Index Numbers(1980=100) "より作成。 http://www.scb.se/templates/tableOrChart\_\_33848.asp

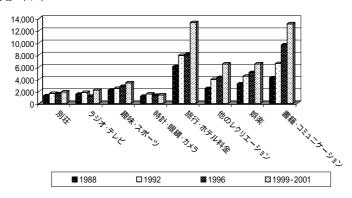
図表 5-4 スウェーデン家計の消費構造



資料:スウェーデン統計局(SCB)"Hushallens utgifter 1988,1992,1996,1999-2001"より作成。

図表 5-5 スウェーデン家計の「レクリエーション・教養サービス」消費

クローネ/年



資料:スウェーデン統計局(SCB) "Hushallens utgifter 1988,1992,1996,1999-2001"より作成。

図表5-6 スウェーデンと日本の各世帯類型

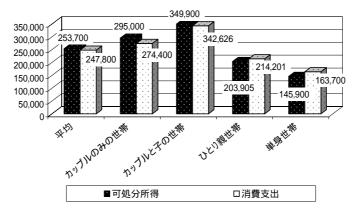
スウェーデン	日本			
カップルのみの世帯	夫婦のみの世帯			
カップルと子の世帯	夫婦と未婚の子の世帯			
ひとり親世帯	母親と20歳未満の子の世帯			
単身世帯	単身世帯			

備考:スウェーデンの「子」とは、20歳未満の子どもを指す。 日本の「未婚の子」には年齢の限定はない。 スウェーデンの「ひとり親」には父親も含まれる。ひとり親世帯に占める父子世帯の比率は、18.0%である[注] (2001年)。

[注] SCB"Statistical Yearbook of Sweden 2004"Tab.70より。

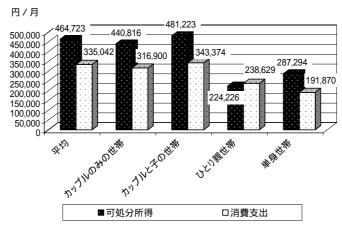
## 図表 5-7 スウェーデン家計の可処分所得と消費支出 (1999-2001年平均)

クローネ/年



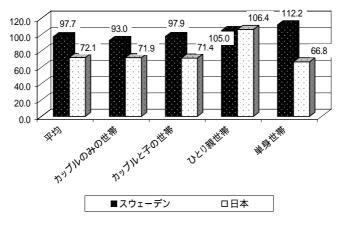
資料: スウェーデン統計局(SCB) "Hushallens utgifter 1999-2001"より作成

図表 5-8 日本家計の可処分所得と消費支出



資料:総務省統計局「家計調査(2001年)」より作成。全国勤労者世帯。

図表 5-9 消費性向



資料:スウェーデン統計局(SCB)"Hushallens utgifter 1999-2001"、 総務省統計局「家計調査(2001年)」より作成。全国勤労者世帯。

図表 5-10 スウェーデン家計と日本家計の消費構造 - 世帯類型別

	平均		カップルのみの世帯		カップルと子の世帯		ひとり親世帯		単身世帯	
	スウェーデン	日本	スウェーデン	日本	スウェーデン	日本	スウェーデン	日本	スウェーデン	日本
世帯人員(人)	2.2	3.2	2.0	2.0	3.7	3.7	2.5	2.6	1.0	1.0
持家率(%) (注)	41.0	76.1	58.9	79.7	70.5	70.0	14.7	27.9	14.2	41.0
消費支出計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
食料	15.3%	20.5%	14.5%	20.7%	16.3%	19.6%	16.6%	18.8%	13.8%	15.6%
外食	3.6%	3.9%	3.4%	3.4%	2.9%	4.2%	3.1%	4.4%	4.9%	9.4%
酒類	1.8%	1.1%	2.2%	1.3%	1.5%	1.1%	1.3%	0.5%	2.1%	1.0%
たばこ	1.1%	0.4%	1.1%	0.5%	0.9%	0.3%	1.3%	0.4%	1.4%	1.0%
非耐久財	2.4%	2.5%	2.2%	2.6%	2.6%	2.5%	2.8%	3.0%	2.2%	2.4%
家庭用サービス	5.1%	4.8%	4.2%	5.5%	6.9%	4.2%	6.0%	3.3%	4.0%	4.8%
被服・履き物	5.4%	4.9%	5.2%	4.8%	5.4%	5.0%	5.9%	6.0%	5.4%	4.6%
住居費	22.8%	11.8%	20.7%	12.5%	21.2%	11.5%	29.8%	17.0%	26.6%	19.1%
家賃·保険	13.2%	3.7%	11.1%	3.5%	8.6%	4.4%	23.1%	11.0%	20.9%	11.9%
修繕	1.4%	2.8%	1.5%	3.8%	1.8%	2.0%	0.3%	0.7%	0.9%	2.8%
エネルギー	3.8%	5.4%	4.2%	5.1%	4.1%	5.2%	3.3%	5.2%	2.9%	4.4%
ローン利子	4.4%		3.9%		6.8%		2.9%		2.0%	
家具·家事用品	4.3%	3.5%	5.0%	3.9%	4.8%	3.3%	3.2%	2.5%	3.4%	2.5%
保健·医療	3.0%	3.0%	4.3%	3.8%	2.0%	2.6%	1.8%	2.1%		2.4%
交通	15.1%	8.6%	16.0%	8.5%	16.6%	8.8%	9.5%	6.4%	12.8%	7.6%
レクリエーション·教 養サービス	19.5%	13.9%	20.8%	14.4%	18.1%	14.0%	18.2%	14.7%	20.0%	17.6%
課税対象手当	0.6%		0.5%		0.8%		0.2%		0.3%	
教育		4.1%		0.0%		6.2%		10.1%		0.1%
仕送り金		2.7%		3.0%		2.2%		4.2%		3.4%
こづかい(使途不明		6.5%		4.9%		7.8%		2.0%		0.0%
その他	/ <del></del>	7.8%		10.2%		6.6%		4.7%		8.3%

| CON | CO

図表5-11 住居の所有形態別にみた住居費 - スウェーデン家計(1999-2001平均)

						半世二	<u>/ローホ/ 牛</u>		
			カップル世帯		カップルと子の世帯				
		持家	借家	協同組合住宅	持家	借家	協同組合住宅		
住居費計		53,500	60,700	60,300	74,500	69,900	71,600		
	家賃 · 保険	13,400	57,400	46,600	14,600	65,700	52,700		
	修繕	6,300	0	3,100	8,200	200	3,800		
	エネルギー	17,800	2,700	3,100	18,500	3,600	4,000		
	ローン利子	16,100	0	7,500	33,200	0	11,100		

第 II 部 アンケート調査からみるスウェーデンの家族・家庭生活

# 第6章 調査の概要

## 1 目的

スウェーデンについては第 I 部で見たように、女性の就業率は日本と異なって非常に高いものの、スウェーデンの女性は男性よりも仕事時間が短く家事・育児時間が長いことが明らかになった。一方、日本と比較すれば、スウェーデンの男性は仕事時間が短く、家事時間、育児時間が長い。社会制度の違いを反映して、日本とスウェーデンの家計構造も大きく異なっていた。

そこで、スウェーデンの家族・家庭生活と日本のそれとの類似点と相違点をさらに明らかにするため、独自の「スウェーデン家族・家庭生活調査」(Family Life Survey、以下、スウェーデン調査)を行うこととした。

財団法人家計経済研究所では、1989年、1999年の2度にわたり「現代核家族調査」と称し家族生活の共同性と個別性に関する調査を東京30Km圏内で実施している<sup>1</sup>。婚姻率の低下、出生率の低下、離婚の増加などの統計データに加え、家族が共有する時間の減少、食事の個人別(「個食」)化、家計収支の個人別(「個計」)化などの現象が家族崩壊との関係から関心をよんでいたからである。

1999 年に実施された調査(以下、日本調査)からは以下のような結論が得られている。「.....以上 の結果から家族の生活はおおむね高い共同性を示していることが指摘できよう。夫妻の収入や夫の資 産に対する共同意識は高く、実際に収入の多くは家族共同の家計に入れられている。 月に1回以上は 家族共同のレジャーを楽しみ、夫妻の会話もあり、夫妻は互いに相手の能力や努力を評価している。 ......しかし、日々の食事、家事労働、社会的ネットワークに目を転ずると、性別役割分業を起因とす る共同性の低さが明らかになる。……性別役割分業がもたらす共同性の低さは、「性別役割分業的家族」、 すなわち専業主婦世帯や妻がパートで働く世帯を、妻が常勤で働く世帯と比較すると特に顕著にあら われる。妻常勤世帯では、共同の家計に入れず、自分個人のものとしてもつお金が夫妻ともに他の世 帯に比べて多い点では個別性が高いが、他の側面では高い共同性を示している。日々の家族揃っての 食事や時間の共有度が高く、夫の家事労働分担もわずかとはいえ相対的に多い。夫妻の会話も多く、 交際のネットワークを夫妻が共有する程度も高い。常勤で働く妻とその夫は、家族としての、あるい は夫婦としての生活の共同性を高めようとする志向をもち、おそらく、それを実現できる環境づくり を心がけているのではないだろうか」2)。このように日本は性別役割分業が顕著であり、夫妻間の依 存性が高いという意味での共同性が強く見られるものの、共同行動として食事や家事・育児に着目す ると共同性の低さが見られた。一方、妻がフルタイム勤務の世帯では、経済的には個別性が高い傾向 が見られたのに対して、共同行動として食事や家事・育児に着目してみると共同性が高かった。

この「現代核家族調査」をもとにした調査をスウェーデンで行うことにより、第I部で見られたスウェーデンの実情を知るとともに、日本の類似点と相違点について明らかにすることができるのではないかと考えられる。なお、東京で行った調査とあわせるために、スウェーデンでも首都ストックホルムを含む大ストックホルム地域を調査対象地とした。

### 2 方法

日本調査についての詳細は、財団法人家計経済研究所編『新 現代核家族の風景』(国立印刷局、2000年)をごらんいただきたい。ここでは、主にスウェーデン調査について説明する。

まず、2003 年 9 月 9 日から 9 月 14 日までの 6 日間に、デンマークとスウェーデンの 11 組のカップルに対し、男性、女性別々に、それぞれ約 1 時間のインタビューを行った。ここで行ったのは、2001年にニュージーランドで行った調査(家計経済研究所編、2003)で用いた調査票に基づく半構造化されたインタビューである。インタビュー対象者は、主に 30 歳代・40 歳代を中心としたカップルで、法律婚の者もサムボの者も含まれる。このインタビュー調査結果を参考に、本調査の質問内容を再検討し、巻末に掲載している調査票を作成した。なお、具体例として、第7章、第8章で、インタビュー結果を引用することがあるが、引用したケースはいずれもスウェーデンにおけるインタビューによるものである。

本調査は、Sifo (現在の正式名称 Research International Sweden)に委託し、2003 年 12 月に大ストックホルムで実施した。スウェーデン調査の調査票は巻末に掲載している。この調査票は日本調査の一部を用いて作成した。日本調査の調査票については『新 現代核家族の風景』(家計経済研究所編、2000)の巻末資料を参照いただきたい。

調査方法について図表6-1にまとめている。

#### イ)調査対象

調査対象者は大ストックホルム在住で  $35 \sim 44$  歳のパートナーのいる男女である。調査完了数は男女それぞれ 300 ケースである。日本調査では、 $35 \sim 44$  歳の有配偶女性とその夫、および小学校高学年から高校生の子を調査対象としている。ただし、本報告書では日本調査の妻もしくは夫の回答を用いて分析する。

#### 口)調査方法

サンプリングは、Swedish Telephone Book からのランダムサンプリングによって調査対象者を抽出し、2003年12月にCATI(コンピュータを用いた電話調査)で調査を実施した。調査会社によれば電話帳に名前を掲載している世帯数はかなり多い。

### 八)回収状況と分析上の表記

調査完了者数は 600人(回答率 49%)である。一方、日本調査の回答世帯数は 934 世帯(回答率 46%)である。以降の集計結果では、日本は妻に関する回答内容は「妻」、夫に関する回答内容は「夫」妻の回答によるものは「妻回答」、夫の回答によるものは「夫回答」と表記する。一方、スウェーデンでは、(男性回答者からの回答も女性回答者からの回答も合わせて)カップル内の女性に関する回答内容は「女性」、男性に関する回答内容は「男性」、女性回答者の回答によるものは「女性回答」、男性回答者の回答によるものは「男性回答」、男性回答者の回答を全て集計した項目については「男女回答」と表記する。

### 3 回答者の基本属性

#### (1) 年齢、エスニシティ、学歴

回答者の年齢は  $35 \sim 39$  歳 52.3%、 $40 \sim 44$  歳 47.7%と  $40 \sim 44$  歳の方が若干少ない(図表 6-2)。パートナーの年齢をみると、回答者よりも若干年齢層が広がっている。スウェーデン調査の女性回答者ならびに男性回答者のパートナーの最終学歴をみると、大学・大学院卒はそれぞれ 40%以上であり、男性の約 30%と比べると、女性の方が学歴が高いものが多い(図表 6-3)。

次に、エスニシティについて見てみると、回答者の 9 割がスウェーデン人であり、それ以外でもほとんどは他の北欧出身者であった(図表 6-4)。したがって、ほとんどの回答者は、人生の大半をスウェーデンで過ごしている(図表 6-5)。

一方、日本調査の回答者は、妻の学歴は短大を含めると大学卒が約半数、夫の学歴は4年生大学卒が半数を超え、若干高学歴に偏っている(図表 6-6)。

### (2)就業形態・収入

スウェーデンでは女性で無職・失業は6.3%、男性は3.2%となっている(図表6-7)。女性の無職の割合は少ないが、男性と比べてパートタイムの割合が多く35.1%を占める。男性でパートタイムで働いているのは4.1%にすぎない。一方、日本は専業主婦が44.2%を占めている。

スウェーデンにおいても日本においても、収入に関して男性と女性の差は大きい(図表 6-8、図表 6-9)。

#### (3)住居・家族

スウェーデンでは持家一戸建てが74.9%を占めている(図表 6-10)。賃貸住宅の割合は非常に低く、16.9%である。一方、日本は調査地の東京の特徴が現れており、持家一戸建てが 52.0%にとどまり、賃貸住宅は38.7%を占めている。

子ども人数はスウェーデン、日本ともほぼ同じで、2人が最も多い(図表 6-11)。末子年齢もスウェーデンと日本の間に大きな違いはない(図表 6-12)。

スウェーデンの家族構成は、カップルだけの家族は 6.8%、サムボも含んだカップルと二人の間の子からなる家族が大半を占め 72.8%、サムボも含んだステップ・ファミリー<sup>3)</sup>は 20.3%である

#### [注]

- 1) これらの調査の報告書は、大蔵省印刷局(2003 年 4 月から国立印刷局)から、財団法人家計経済研究所編『現代核家族の風景』(1991 年 ) 同編『新 現代核家族の風景』(2000 年 ) として刊行されている。
- 2) 財団法人家計経済研究所編『新 現代核家族の風景』財務省印刷局、2000年、3頁から引用。
- 3) 前のパートナーとの子が、同別居にかかわらず存在している場合は全て、このステップ・ファミリーに含めた。

# 図表6-1 調査方法

スウェーデン(スウェーデン家庭生活調査)			
調査時期	2003年12月		
調査地	大ストックホルム		
調査対象者	35~44歳の事実婚を含む有配男性・有配偶女性		
サンプリング方法	Swedish Telephone Book からのランダムサンプリング		
回収数	男性300、女性300		
調査方法	CATI(コンピュータを用いた電話調査)		
回収率	49%		
日本(現代核家族調査)			
調査時期	1999年 7 月		
調査地	東京		
調査対象者	妻年齢が35~44歳の核家族世帯中の夫、妻、子		
サンプリング方法	住民基本台帳から層化2段抽出法を用いたランダムサンプリング		
回収数	934世帯 (夫 934, 妻 934, 子 564)		
調査方法	訪問留置法		
回収率	46%		

# 図表6-2 回答者とパートナーの年齢

(%)

	スウェーデン		日本	
	回答者	パートナー	妻	夫
34歳以下	-	19.0	-	4.4
35~39歳	52.3	36.3	53.7	30.4
40~44歳	47.7	28.0	46.3	36.3
45歳以上	-	16.7	-	28.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

# 図表6-3 回答者とパートナーの学歴(スウェーデン)

(%)

				( /0 )
	回答者		パートナー	
	男性	女性	男性	女性
義務教育	8.7	7.7	13.1	7.7
高校(職業)	35.3	23.0	34.6	22.4
高校(普通)	24.7	26.3	21.5	29.4
大学	30.0	41.3	29.5	38.5
大学院	1.0	1.7	1.3	1.3
その他	0.3	0.0	0.0	0.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

# 図表6-4 回答者のエスニシティ(スウェーデン)

	(%)
スウェーデン	90.0
他の北欧諸国	6.5
他	3.5

# 図表6-5 回答者の在スウェーデン年数(スウェーデン)

	(%)
9年以下	1.8
10-19年	4.1
20-29年	1.7
30-39年	49.4
40年以上	42.9

# 図表6-6 夫妻の学歴(日本)

(%)

		\ ',* /
	妻	夫
中学校	2.5	5.6
高校 短大・高専	48.6	34.8
短大・高専	24.5	3.5
大学・大学院 その他	24.1	55.0
その他	0.1	0.9
不明	0.2	0.2
合計	100.0	100.0

# 図表6-7 就業形態

(%)

				( /0 )
	スウェーデン		日本	
	女性	男性	妻	夫
雇用者(パートタイム)	35.1	4.1	27.5	1.1
雇用者(フルタイム)	50.0	79.0	13.3	77.4
自営・家族従業者	3.4	11.9	15.0	20.8
無職・失業	6.3	3.2	44.2	0.7
その他	5.2	1.9	-	-
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

# 図表6-8 月収(スウェーデン)

(%)

		\ '-' /
	女性	男性
SEK 0-8,999	10.2	2.6
SEK 9,000-16,999	36.3	9.3
SEK 17,000-22,999	35.2	33.7
SEK 23,000-31,999	13.0	34.4
SEK 32,000-	5.3	19.9
合計	100.0	100.0

## 図表6-9 年収(日本)

(%)

		1,11
	妻	夫
なし	42.1	0.3
1~49万円	13.3	0.1
50~141万円未満	19.2	0.4
141~300万円未満	4.5	3.2
300~500万円未満	7.1	19.3
300~500万円未満	5.1	28.1
500~700万円未満	4.3	30.4
700万円~	4.3	18.1
合計	100.0	100.0

# 図表6-10 住居

(%)

		( /0 )
	スウェーデン	日本
一戸建て・持ち家	74.9	52.0
集合住宅・持ち家	7.0	9.3
一戸建て・借家	2.0	7.2
集合住宅・借家	14.9	31.5
その他	1.2	-
合計	100.0	100.0

図表6-11 子ども人数

(%)

		( 10 )
	スウェーデン <sup>1)</sup>	日本
なし	10.7	10.6
1人	16.8	21.7
2人	48.5	48.5
3人	19.3	17.4
4人以上	4.7	1.7
合計	100.0	100.0

<sup>1)</sup> 集計は同居している子どものみ

図表6-12 末子年齢

(%)

		( /0 )
	スウェーデン <sup>1)</sup>	日本
3歳以下	21.0	17.1
4-6歳	21.8	19.2
7-8歳	11.5	13.1
9-12歳	22.5	23.9
13-15歳	9.0	11.2
16歳以上	3.5	4.8
同居子なし	10.7	10.6
合計	100.0	100.0

<sup>1)</sup> 集計は同居している子どものみ

図表6-13 家族構成 (スウェーデン) (%)

	( /0 )
カップルのみ子どもなし	6.8
カップルと二人の間の子	72.8
ステップファミリー <sup>1)</sup>	20.3
合計	100.0

<sup>1)</sup> ここでは子どもが別居しているケースも含む

### 第7章 カップル形成・カップル関係

### 1 サムポと法律婚

スウェーデンでは、法律婚と同様に、サムボという事実婚も非常に一般的なカップルの形である。 図表 7-1 からわかるように、本調査の回答者カップルのうち調査時点で法律婚であるものは 64.2%、 サムボは 35.8% である。しかし法律婚をしている者の 9 割がサムボ経験者である。生涯サムボのままでいて法律婚をしないカップルもいるであろうが、多くのカップルはサムボを経て法律婚に至っている。 現在サムボのカップルも 3 分の 1 は結婚を予定している。

では、法律婚をするのはどういった理由からであろうか。最も多いのは、愛情を確認できたからという理由である(図表 7-1)。現在サムボのカップルが法律婚をしようとする理由では、「法律上の手続きが面倒で」も高い。法律婚であれば、自動的に夫婦の財産は夫婦のものになるが、サムボの場合には、財産を法律婚と同じようにカップルで共有するために様々な書類を出す必要があるためである。スウェーデンではサムボは定着したパートナー関係であり、法律婚への移行過程という側面も少なからずもっている。以下では、サムボと法律婚のカップルには違いがないのかどうかという視点も含めて分析していく。

#### 2 パートナーからのサポート

法律婚とサムボで、パートナーからのサポートを重要視しているかどうかを比較してみた。図表 7-2 をみると、男性、女性にかかわらず、法律婚の方がサムボよりもパートナーからのサポートは重要だと考えている。男性では、法律婚で「非常に重要」66.9%、サムボ 49.2%、女性では法律婚では「非常に重要」69.5%、サムボ 55.7%である。

では、どのようなサポートを重要だと考えているのだろうか。男性も女性も、法律婚とサムボの間に大きな違いはみられない(図表 7-3、図表 7-4)。しかし、男性と女性との間には違いがあるようだ。女性の方が全般的に、重要だと思っているサポートを多く挙げている。中でも、特に女性の方が男性よりも多く挙げていること、いいかえれば女性が男性のサポートとして重要だと思っていることは、「育児」、「家事」、「経済」、「気遣い」である。「気遣い」の解釈は難しいが、概して、女性は男性により具体的、実質的なサポートを望んでおり、それを重要だと考えているのであろう。

### 3 性別役割分業意識

性別役割分業意識をたずねる項目として代表的な項目は、「夫は外で妻は内」であるが、近年、性別役割分業意識の中でも。稼得役割、家事・育児役割、母親役割の3類型からたずねることが一般的になっているので、本調査でもこれを用いた。

まず、「妻は子どもが小さいうちは育児に専念すべきだ」については、男女間に違いはなく、サムボと法律婚の間に違いがみられる(図表 7-5)。 賛成の割合が法律婚男性で 31.4%、法律婚女性 31.2%で

あるのに対して、サムボ男性 25.9%、サムボ女性 16.1%と低くなっている。「夫は収入を得る責任を持つべきだ」でも、同様に、男女間に違いはなく、サムボと法律婚の間に違いがみられた(図表 7-6)、反対の割合が法律婚男性で 47.5%、法律婚女性 46.7%であるのに対して、サムボ男性 53.4%、サムボ女性 64.2%と高くなっている。「妻は家事や育児に責任を持つべきだ」に関しては、男女間においても、サムボと法律婚の間においても違いはみられなかった(図表7-7)。

これらの調査項目について女性の就業形態別にみてみた。「妻は子どもが小さいうちは育児に専念すべきだ」については、スウェーデンでは女性の就業形態別の違いは見られないが、日本では妻の就業形態によって大きく異なる(図表 7-8、図表 7-9)。日本の専業主婦世帯の妻も夫も、スウェーデンの男女よりも遙かに肯定的であるが、日本の妻フルタイム世帯の男女は否定的である。

「夫は収入を得る責任を持つべきだ」に関しては、スウェーデンと日本を比べると、日本の方が肯定しているものの割合が高い。肯定している割合の程度の差はあるものの、女性の就業形態別の違いはスウェーデンでも日本でも見られた。スウェーデンでも、日本でも、女性(妻)フルタイム世帯では、パートタイム世帯と比べると夫も妻も肯定するものの割合は少なかった(図表7-10、図表7-11)

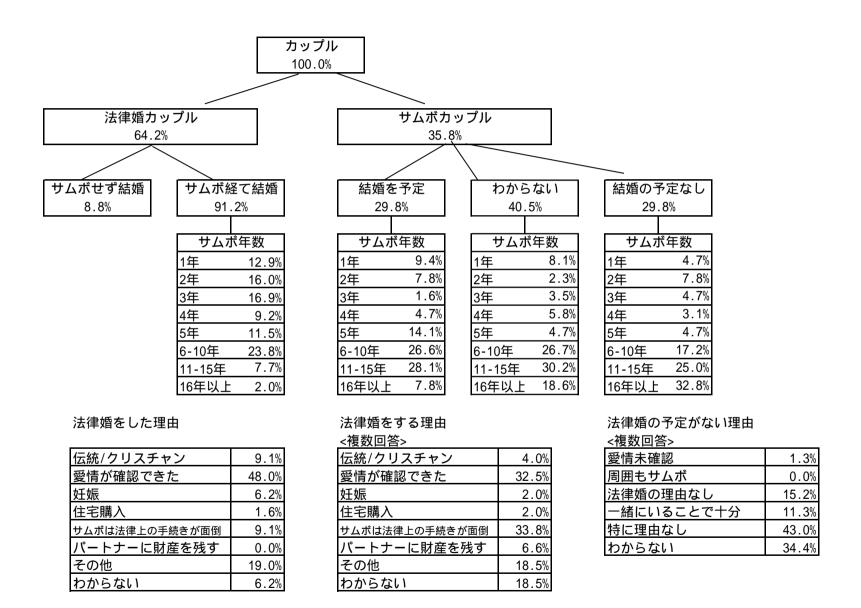
「妻は家事や育児に責任を持つべきだ」は、スウェーデンの方が日本に比べて否定的である(図表 7-12、図表 7-13)。そしてやはり、スウェーデンでは就業形態別の違いは見られないが、日本では就業 形態による違いは明確である。

最後に、「妻は子どもが小さいうちは育児に専念すべきだ」について、末子年齢別に女性の回答をみてみると、全体的に、日本の方が賛成の割合は多い(図表 7-14、図表 7-15)。日本では末子年齢別の違いが明確ではないが、スウェーデンでは子どもがいない者に、賛成の割合は低い。同様に、男性の回答を見てみると、スウェーデンで末子年齢別の違いがなく、日本で子どもがいない者に賛成の割合がやや少ない。また、スウェーデンでは女性回答と男性回答に大きな違いはないが、日本では、女性回答よりも男性回答に賛成の割合が多い(図表 7-16、図表 7-17)。

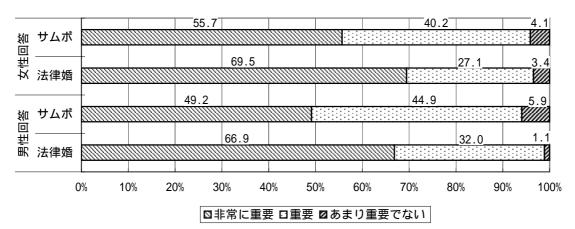
### 4 まとめ

スウェーデンでは一般的なカップルの形になっているサムボの実態を明らかにした。また、法律婚とサムボのカップル関係を比較した。調査時点では法律婚の者が多かった。しかし、法律婚をしている者のほとんどにサムボ経験があり、多くの人にとって、サムボは法律婚への移行過程である。ただし、サムボカップルよりも法律婚カップルの方が、パートナーからのサポートを重要だと考えており、妻は子どもが小さいうちは育児に専念すべきだという考え方に対して、肯定的な者の割合が多かった。スウェーデンの法律婚カップルと日本の夫妻を比較すると、日本の夫妻の方が、性別役割分業意識が強く、特に男性(夫)の稼得責任について肯定している割合が高かった。スウェーデンの女性の就業率は非常に高く、パートタイムといってもフルタイムとほぼ同じ権利が守られていることを反映して、スウェーデンでは女性の就業形態別に意識の違いはなかった。しかし、日本では専業主婦はもちろんのこと、パートタイムとフルタイムの間にも大きな違いがあった。

図表7-1 法律婚カップル、サムボカップルの割合

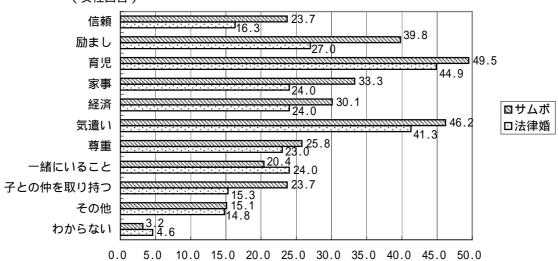


図表7-2 パートナーのサポートの重要性(スウェーデン)



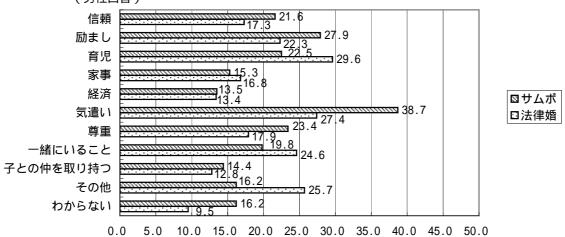
図表7-3 パートナーのサポートとして重要なこと(スウェーデン)

(女性回答)

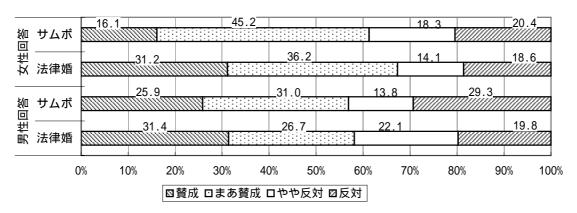


図表7-4 パートナーのサポートとして重要なこと(スウェーデン)

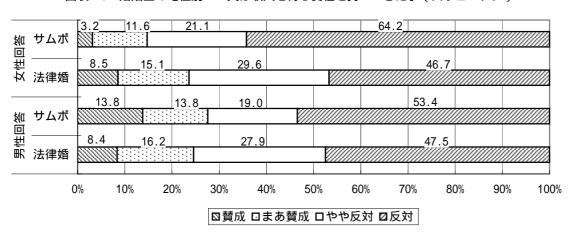
(男性回答)



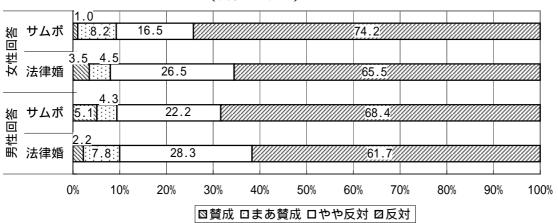
図表7-5 婚姻上の地位別 「妻は子どもが小さいうちは育児に専念すべきだ」 (スウェーデン)



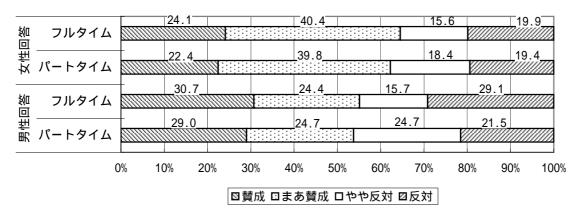
図表7-6 婚姻上の地位別 「夫は収入を得る責任を持つべきだ」(スウェーデン)



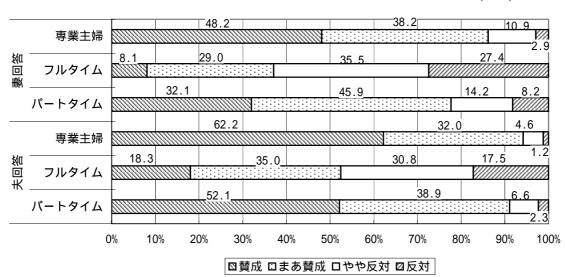
図表7-7 婚姻上の地位別 「妻は家事や育児に責任を持つべきだ」 (スウェーデン)



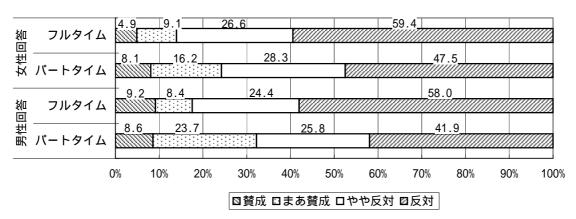
図表7-8 女性の就業形態別 「妻は子どもが小さいうちは育児に専念すべきだ」 (スウェーデン)



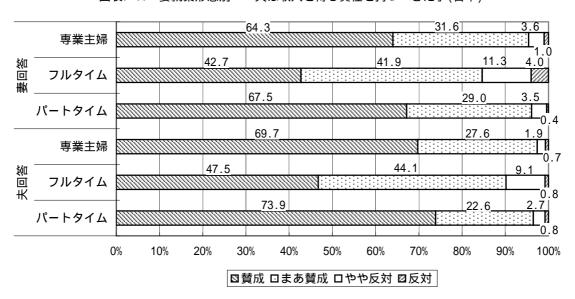
図表7-9 妻就業形態別 「妻は子どもが小さいうちは育児に専念すべきだ」(日本)



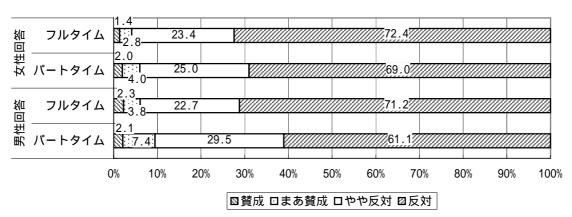
図表7-10 女性の就業形態別 「夫は収入を得る責任を持つべきだ」 (スウェーデン)



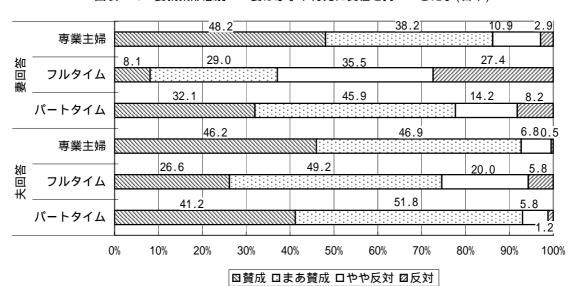
図表7-11 妻就業形態別 「夫は収入を得る責任を持つべきだ」(日本)



図表7-12 女性の就業形態別 「妻は家事や育児の責任を持つべきだ」 (スウェーデン)

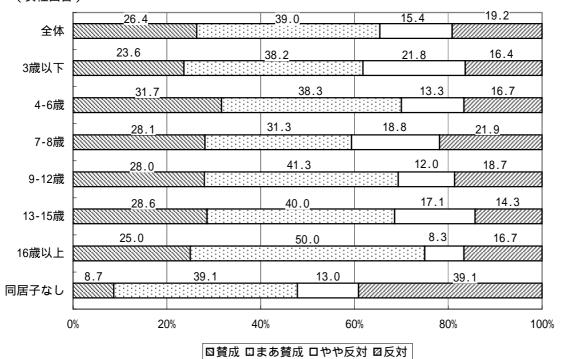


図表7-13 妻就業形態別 「妻は家事や育児に責任を持つべきだ」(日本)

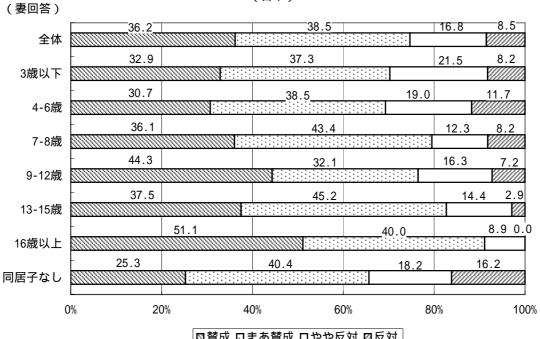


「妻は子どもが小さいうちは育児に専念すべきだ」 (スウェーデン) 図表7-14 末子年齢別

(女性回答)

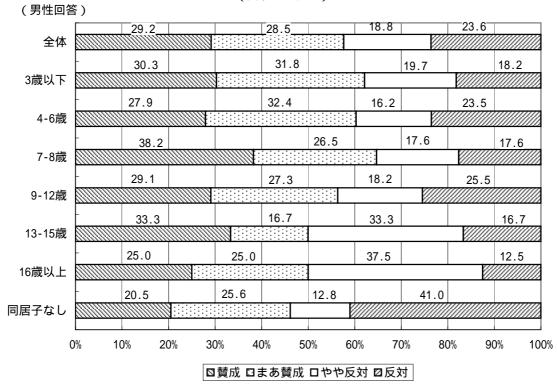


図表7-15 末子年齢別 「妻は子どもが小さいうちは育児に専念すべきだ」 (日本)

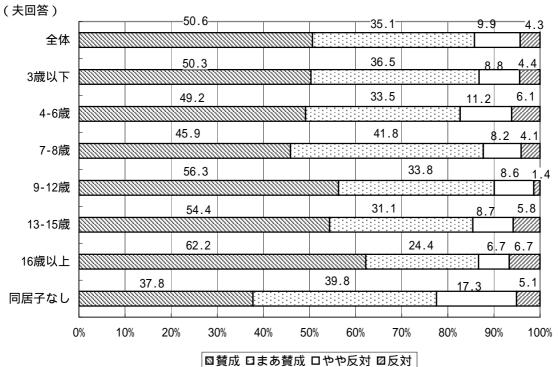


□賛成 □まあ賛成 □やや反対 □反対

図表7-16 末子年齢別 「妻は子どもが小さいうちは育児に専念すべきだ」 (スウェーデン)



図表7-17 末子年齢別 「妻は子どもが小さいうちは育児に専念すべきだ」 (日本)



### 第8章 仕事と家庭生活

### 1 現在の労働時間と育児休業取得状況

スウェーデンは労働時間が短い国である。男性でも週あたり 40 時間より多く働いている者は 28.0% である。では、末子年齢別にみてみよう。図表8-1 に示されているように、末子が小さいほど週 20~34 時間、いわゆるパートタイムの割合が上昇している。女性全体では 35~40 時間のいわゆるフルタイムの者の方が多い。一方、男性でパートタイムはほとんどいない(図表 8-2)、スウェーデンでも男女の働き方の違いは、かなり大きいといえよう。とはいえ、週あたり 46 時間以上働く者もいるが、多くは 35~40 時間で働いているのは、日本とは全く異なっている。

では、回答者たちのこれまでの育児休業取得状況はどうなっているのであろうか。1990年から調査時点までに出産した全ての子どもについての情報を集計すると、ほとんど女性がほとんどの出産において育児休業をとっており、その日数も非常に長い(図表8-3)。321日以上(全日で取得したとして、休日も入れるとほぼ 15ヶ月に相当)が 43.5%も占めている。一方、男性は育児休業を全くとっていない割合は低いものの、女性と比較してはるかに短い(図表8-4)。61日以上取得した者も20.4%にはなるが、やはり女性よりも少ない。

女性の育児休業あけ復職直後の働き方をみると、フルタイムで復職しているものは38.0%、ついで多いのは、労働時間をフルタイムの75%程度に短縮しての復帰である(図表 8-5)。子育てとの両立が図りやすい状況で復職していると言えるだろう。図表には示していないが、男性のほとんどがフルタイムでの復職であった。スウェーデンでも育児は女性が中心となって行われていることがわかる。

### 2 帰宅時間と家族そろっての食事

スウェーデン社会は帰宅時間が早いことも有名である。これも男女や末子の年齢で異なるのだろうか。末子年齢にかかわらず、女性の多くは 17:00 までに帰宅している(図表 8-6)。子どもがいない場合には、17:00 頃が多くなっているが、それ以外ではさらに早く帰宅している。

男性の帰宅時間も末子年齢にさほど関係がない(図表8-7)。男性と女性を比べると、女性の方が男性よりも1時間程度早く帰ってきているようである。男女ともに「決まっていない」が多いのは、消防士、警察官、看護士などのシフト勤務の者がここに含まれているからである。

一般に始業時間が早いとはいえ、ほとんどの者は 17:00 や 18:00 に帰宅している。これはスウェーデンの保育施設が開かれている時間帯であり、 1 歳からの保育は保障されているので、両親の帰宅時間は末子年齢とは関係がないと考えられる。

女性の働き方と女性の帰宅時間をみてみたところ、労働時間が異なるので、当然、帰宅時間の分布は異なっている。しかし、フルタイムであっても半数以上のものは 17:00 までに帰宅している(図表 8-8)、女性、つまりパートナーがフルタイムであるか、パートタイムであるかは、スウェーデンの男性の帰宅時間にはあまり関連が見られなかった(図表 8-9)。

では、日本の帰宅時間はどうだろうか。まず、末子年齢別に妻の帰宅時間を見てみると、末子年齢が低いほど、専業主婦が多くなり「家にいることが多い」とする回答が大半を占める(図表 8-10)。

夫の帰宅時間と末子年齢とのあまり関連は見られなかった(図表 8-11)。妻の就業形態別に、妻の帰宅時間をみてみると、パートタイムの場合は半数以上の者が 18:00 頃までに、フルタイムでも 19:00 頃までに大体の者が帰ってきている(図表 8-12)。スウェーデンと多少時間の違いはあるもののさほど大きくは違っていない。一方、夫の帰宅時間は概して遅い。19:00 までに帰宅する夫はまれで、22:00 以降に帰宅する者も少なくない(図表 8-13)。とくに、専業主婦世帯では34.4%にものぼる。

次に、家族の団らんの象徴として取り上げられることの多い夕食について、1週間に家族全員で夕食をとった回数についてみてみる。図表 8-14 に示しているように、末子年齢が低い方が毎日一緒に夕食をとっている割合がやや高い。全体でみると、35.3%が毎日家族全員で夕食をとっている。このような夕食回数は、パートタイムとフルタイム間での違い、法律婚・サムボ間での違いはみられなかった。日本では毎日夕食を家族全員でとっているのは、16.8%にすぎない(図表 8-15)。スウェーデンの方が、帰宅時間が早いこともあり、家族全員で夕食をとる頻度は高い。

### 3 家事分担

スウェーデンでも仕事の仕方に男女差があったが、家事分担はどうであろうか。女性就業形態別性別に、「料理」「食事の後かたづけ」、「掃除」、「洗濯」について1週間あたり何日くらい行うかをたずねた。

それぞれの家事項目について、図表 8-16~図表 8-23 に示している。全般的に、スウェーデンでも、男性と女性では女性の方が多く行い、4項目の中でも「料理」と「洗濯」で顕著に違いがあらわれている。女性の中でフルタイムとパートタイムを比べると、フルタイムの方が行う頻度がやや少ない。とくに「料理」では、毎日行う人の割合に10ポイント以上の違いがある。同様に、男性が家事を行う頻度も、女性の就業形態による違いがあり、やはり「料理」で顕著に表れている。日本の家事分担の状況を見てみると、ほとんどの項目でも、妻は「ほとんど毎日」行う割合が高く、夫は「全くしない」割合が最も高い。ただし、日本でも妻がフルタイムの場合に、夫が家事を行う頻度はやや高い。

家事分担について、スウェーデンでも男女差はみられたが、日本に比べるとその違いは、はるかに小さい。

### 4 収入の共有

専業主婦や低賃金パートタイムの妻が多い日本では、夫の収入を夫妻で共有しなければ、妻の生活 は成り立たない。共働きカップルが多く女性の賃金が比較的高いスウェーデンでは、それぞれの収入 をどのくらい共有しているのだろうか。

### (1)収入の帰属意識

まず、カップルがそれぞれの個人の収入を個人のものとみなしているか、二人の共有とみなしているかをみてみよう。図表8-24,8-25 は、自分とパートナーそれぞれの収入を誰のものと認識しているか

を女性の就業形態別、婚姻関係別に示したものである。図表のとおり、「私の収入もパートナーの収入もカップルのもの」と考える者が非常に多いが、婚姻関係によって意識に差がみられる(図表8-25)。 サムボカップルでは「カップルのもの」と考えているのは約6~7割であるのに対し、法律婚カップルは男女とも約8.5割がそのように考えており、法律婚カップルの方が二人の共有と考えている者が多い。では、日本のカップルの意識はどうだろうか。日本のカップルはすべて法律婚であるが、「妻の収入も夫の収入も夫婦のもの」とする者がスウェーデンの法律婚カップルよりやや少ない(図表8-26)。 その大きな原因は、妻の収入は妻本人のもので夫の収入は夫婦のものと認識する者がスウェーデンに比べて非常に多いことにある。特に、専業主婦世帯とパートタイム世帯の夫妻に多い。スウェーデンでは女性の就業形態による差はない(図表8-24)。

#### (2)収入の共有の仕方

日本では、夫の収入が妻に預けられて夫妻共有のお金になることが多いが、スウェーデンでは二人の収入を共同名義の口座(以下、共同口座)に入れるカップルが多い。共同口座は、勤め先給与の振込先を予め共同口座に指定しておくか、あるいは一旦自分名義の個人口座に振り込まれた給与の一部を拠出し合って作る。図表 8-27 のとおり、女性の就業形態にかかわらず、男女ともに給与を直接共同口座に振り込んでいるカップルが約3割、それぞれが拠出し合って作っているカップルが約3割で、合計約6割が共同口座をもっている。こうして彼らは二人の収入を一つに取りまとめ、すぐ後でみるように「家計費用の財布」として用いている。

なお、収入の帰属意識と同様に、共同口座の所有割合にも婚姻関係による差がある。図表 8-28 のとおり、法律婚カップルのほうがサムボカップルよりも共同口座をもつケースが多い。その背景には次に述べる二つの要因があると思われる。一つは、パールが指摘する「結婚の共同性イデオロギー」である¹。パールによれば、法律婚カップルにとって、共同口座をもつことは単にお金を共有するという事実を超えて、夫妻関係の共同性を象徴する意味を持つのだという。また、サイも、共同口座は夫妻間の「合同、信頼、一体感、コミットメント、共有」を可視化すると述べている²。収入の帰属意識や共同口座の所有割合にみられる法律婚とサムボとの差は、サムボが一般化しているスウェーデンでさえ結婚のイデオロギーがカップルの行動に影響を及ぼしていることを示唆している。

もう一つの要因は、カップルの経済的権利を定める法律が法律婚とサムボで異なることである。スウェーデンでは、カップルの経済的権利に関して、法律婚カップルには婚姻法が、サムボカップルにはサムボ法が適用される(コラム 1 ・ 2 参照)。両法律間の最も大きな相違点は、離別や死別時の財産分割に関するものである。法律婚カップルが離婚する場合、夫妻は相手の財産の半分を得る権利があるのに対し、サムボが離別する場合は、住居と家財道具は平等に分割されるものの、その他の財産はすべてその名義者の所有になる。死別の場合も、法律婚の場合はすべてが配偶者に相続されるが、サムボの場合は住居と家財道具の半分が残された者に相続されるだけであり、金融資産や別荘などは定められた額以上は相続の対象とならない。したがって、サムボカップルにとっては、特に金融資産の名義が離別・死別後の生活に大きくかかわってくるのに対し、法律婚カップルにとっては、実物資産も金融資産もその名義はさほど重要な意味を持たない。これらの要因によって、法律婚カップルはサムボカップルよりもお金を共有するケースが多いものと思われる。

なお、個人口座から拠出し合って共同口座を作っているカップルについて、それぞれの拠出額とその対収入比をみると、図表 8-29 のとおり、女性の拠出額の平均が約 4200 クローナ / 月で収入の約 20%、男性の拠出額は約 7900 クローナ / 月で収入の約 29%で、金額も対収入比も男性の方が多い。

#### 5 家計管理

家計管理の責任は、日本では家事の一つとして妻に任されることが多い<sup>4</sup>。男性の家事分担が日本に 比べてはるかに多いスウェーデンでは、家計管理責任をどのように分担しているのだろうか。

分析結果を述べる前に、スウェーデンの家計管理事情を説明しておこう。スウェーデンでは、家計管理上最も重要な仕事は請求書の管理である。公共料金等の各種支払の自動引落システムが日本のようには普及しておらず、ほとんどの家庭が、毎月送付されてくる請求書に対し個々に支払い手続きを行っているからである。支払い手続きは、インターネットの普及により、自宅のコンピューターを用いた振込によって行われている。この作業も家計管理の一部になる。振込には、男女それぞれの個人口座かカップルの共同口座が用いられる。我々は当初、家計管理に関しても日本と同じ質問項目を用いる予定であった。しかし、事前のインタビュー調査で家計管理について尋ねたところ、上記のとおり、その実態は日本の習慣とは全く異なるものであった。そこで、調査項目の設計にあたっては、上記の実態を踏まえ、通常日本で用いる「夫の収入をすべて妻が預かり管理するか」といった質問項目ではなく「請求書の管理を誰がしているか」、「請求書の支払実務を誰がしているか」、「支払に用いる口座は誰の名義か」を尋ねた。

まず、請求書の管理を誰がしているかをみると、図表 8-30 のとおり、二人で管理しているケースが約  $4 \sim 5$  割で最も多く、次いで、女性が管理するケース(約 3.5 割)、男性が管理するケース(約  $2 \sim 3$  割)の順である。請求書の支払い実務を担当するのは、最も多いのは女性で約 4 割、男性が担当するケースと二人共同で担当するケースが約  $2.5 \sim 3$  割ずつであった(図表 8-31)、以上のとおり、スウェーデンでは、家計管理の責任は二人共同で担うケース、女性が担うケース、男性が担うケースに分散している。一方、日本では、前述のとおり妻が家計管理をするケースが非常に多いことがわかっている。日本の調査の結果でも、「妻が管理する」と回答するものが非常に多い(図表 8-32)。日本の実情に合わせた質問項目 5 を用いているので厳密な比較はできないが、家事分担と同様に家計管理も日本ではほとんど女性が担っているのに対し、スウェーデンでは男性の関与がかなりあることがわかる。日本では、特に専業主婦世帯やパートタイム世帯で妻が家計管理責任を担うケースが多い。

請求書の振込手続きに用いられる口座は、図表 8-33 のとおり、約6割が共同口座である。先に述べたように、カップルが直接給与を振り込むか拠出し合うかして作る共同口座は「家計費用の財布」として請求書の支払に用いられている。男女両方の個人口座を用いるケースは約2割、男性だけあるいは女性だけの口座を使うケースは1~2割で、妻の就業形態による差はない。

共同口座をもたない4割のカップルは請求書の支払をどのように分担しているのだろうか。例えば、男性の口座から家賃を、女性の口座から光熱費をいうような分担はあるのだろうか。調査では質問数の都合で尋ねることはできなかったが、我々が事前に行った面接調査では、次のような実態が明らかになった。すなわち、誰の口座からどの費用を振り込むというルールは特に作っておらず、両者の口座残高を見比べて適当に請求書を割り振っている家計が多かった。このようなケースでは実態としての共同口座はなくても、実質上、各人の個人口座は共同口座と同じ機能を果たしている。あくまでも数ケースを対象にした面接調査なので一般化することはできないが、上記の図表8-33で男性または女性の個人口座から振り込むと回答しているカップルの中には、このようなケースも含まれていると思われる。

### 6 まとめ

本章では、スウェーデンカップルの仕事と家庭生活について、特に労働時間、育児休業取得状況、 帰宅時間と家族そろっての食事、家事分担、収入の共有、家計管理に焦点を当てて明らかにし、日本 との比較を行った。

その結果、スウェーデンでも男女の働き方に違いがあることがわかった。男性に比べて、女性はパートタイム労働に就いている者が多く、帰宅時間も早い。育児休業の取得日数も女性の方がはるかに多く、休業が明けると多くの女性がパートタイムで復職しているのに対し、男性はほとんどがフルタイム復職している。家事育児従事時間は女性の方が多いが、日本に比べると男女差ははるかに小さい。もう一つの大きな特徴は、国民のライフスタイル選択に対する中立性である。サムボを法的に承認し、法律婚カップルのみに与えられていた優遇措置や非嫡出子差別も取り払われている(コラム1・2参照)。この中立性政策によって、サムボカップルは法律婚カップルとほぼ同等の法的権利を有するようになったが、財産分割や相続における差異が、カップルの家計に影響を及ぼしている。

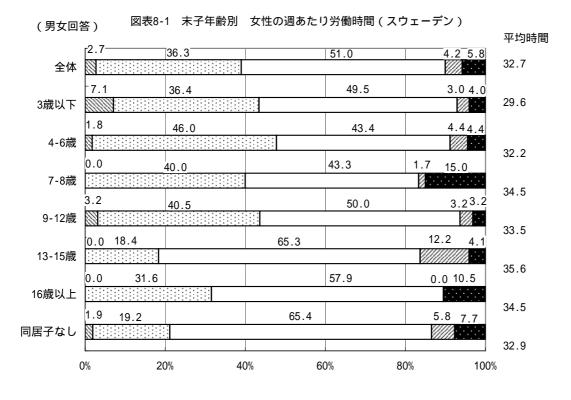
<sup>1</sup> Pahl, J., 1989, Money and Marriage, Macmillan, p.83

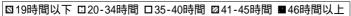
<sup>2</sup> Singh, S., 1996, "The cultural Distinctiveness of Money", Sociological Bulletin, 45-1, pp. 55-85.

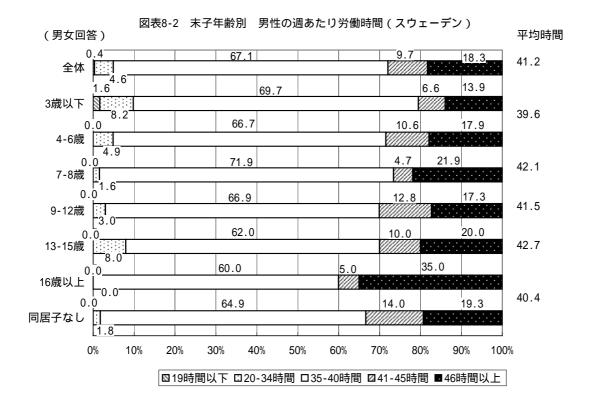
<sup>3</sup> 実際には、住居や車を半分にすることはできないので、資産価値の合計額を算出し、その半分の額に相当する資産を分け合うことになる。その際に、どの資産を誰が受け取るかは名義人の意志が最優先されるので、その意味では名義が全く意味を持たないわけではない。ユーラン・アーネ / クリスティーン・ロマーン著、2001、『家族に潜む権力・スウェーデン平等社会の理想と現実』青木書店、pp.132-133.

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 木村清美,2001,「家計の共同性と夫妻関係」『季刊家計経済研究』通巻第49号,(財)家計経済研究所,pp.14-24

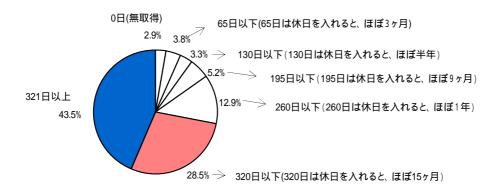
<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 木村清美・重川純子,2000,「第2章 家計とこづかい」(財)家計経済研究所編『新・現代核家族の風景 - 家族生活の共同性と個別性』国立印刷局,pp.45-64.を参照。







図表8-3 女性の育児休業取得日数(労働日):スウェーデン



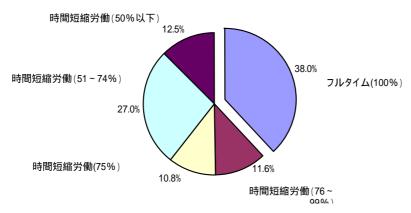
注:1990年(回答者22-31歳)~2003年(回答者35-44歳)の14年間に子供を産んだ延べ697人の取得日数の分布

図表8-4 男性の育児休業取得日数(労働日):スウェーデン

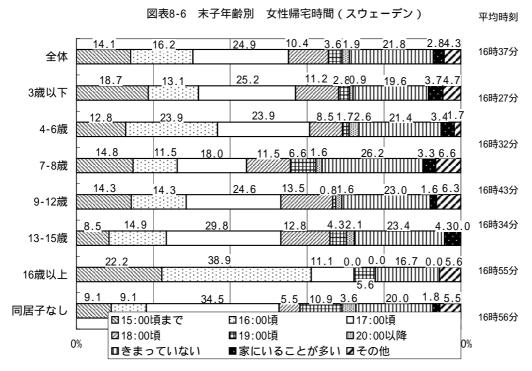


注:1990年(回答者22-31歳)~2003年(回答者35-44歳)の14年間にパートナーが子どもを産んだ延べ705人の休業取得日数の分布

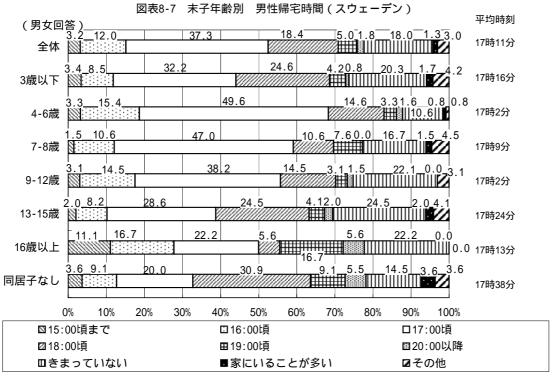
図表8-5 女性の復職後の働き方:スウェーデン



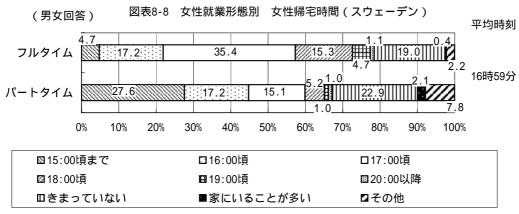
注1:1990年(回答者22-31歳)~2003年(回答者35-44歳)の14年間に子供を産んだ延べ697人の復職後の働き方注2:()内の%は、フルタイムの労働時間に比較した労働時間



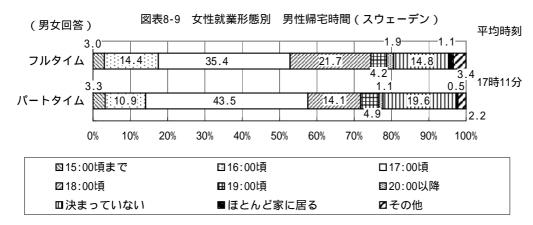
注:平均時刻は「きまっていない」、「家にいることが多い」、「その他」を除いて計算。



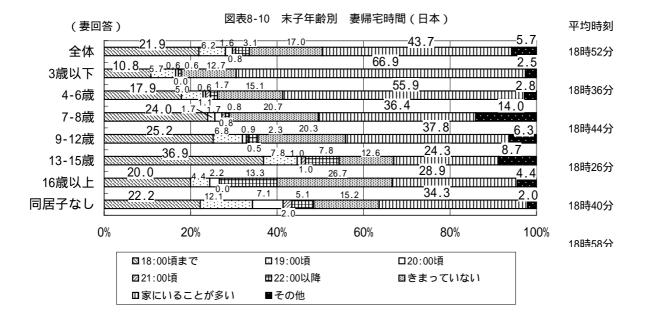
注:平均時刻は「きまっていない」、「家にいることが多い」、「その他」を除いて計算。

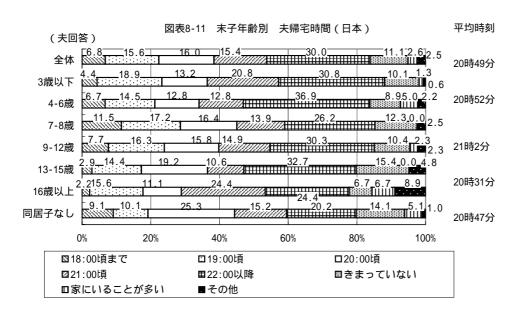


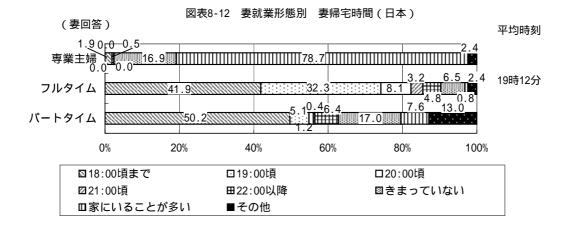
注:平均時刻は「きまっていない」、「家にいることが多い」、「その他」を除いて計算。

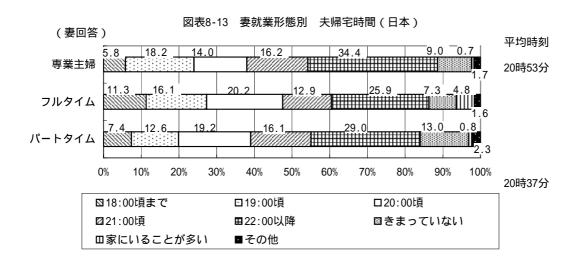


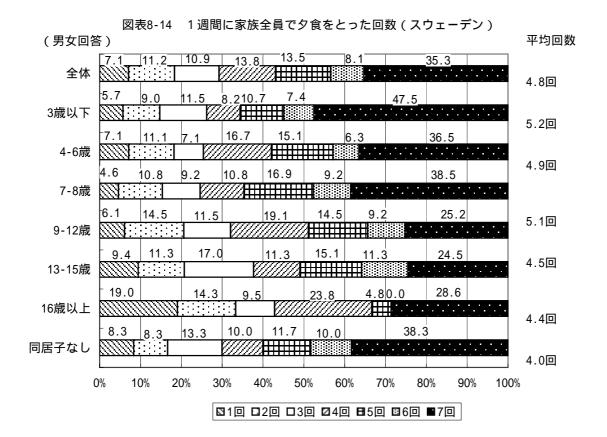
注:平均時刻は「きまっていない」、「家にいることが多い」、「その他」を除いて計算。

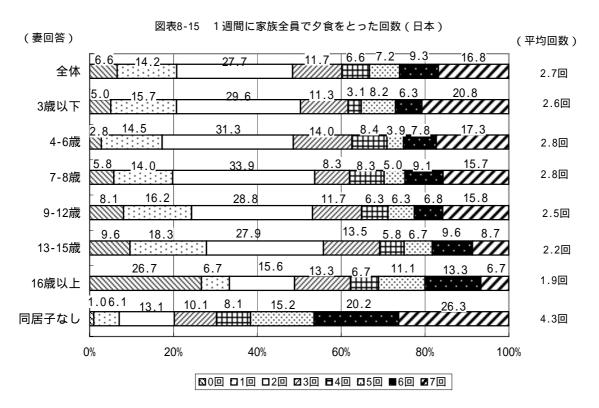




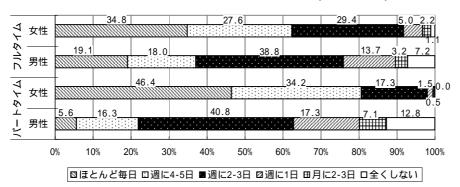




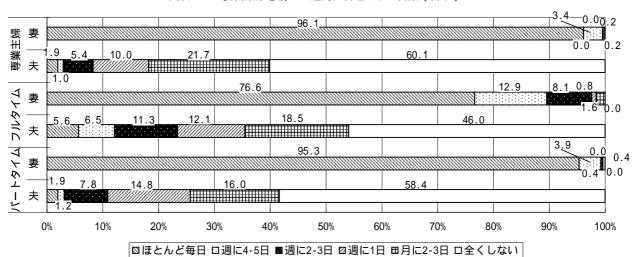




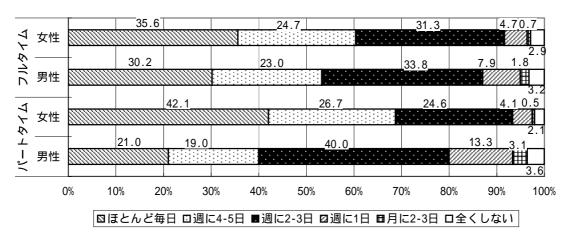
図表8-16 女性の就業形態別 1週間に料理を行う日数(スウェーデン)



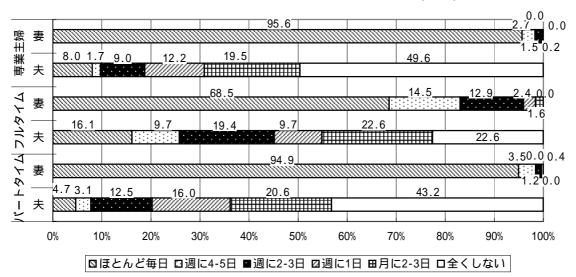
図表8-17 妻就業形態別 1週間に料理をする日数(日本)



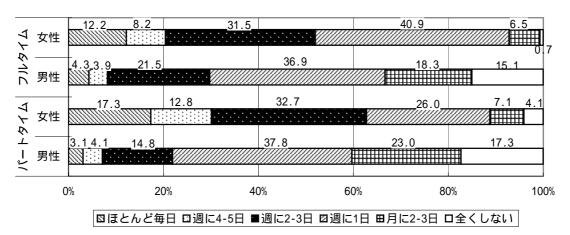
図表8-18 女性の就業形態別 1週間に後かたづけをする日数(スウェーデン)

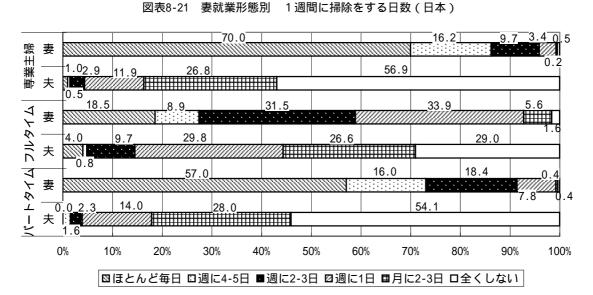


図表8-19 妻就業形態別 1週間に後かたづけをする日数(日本)

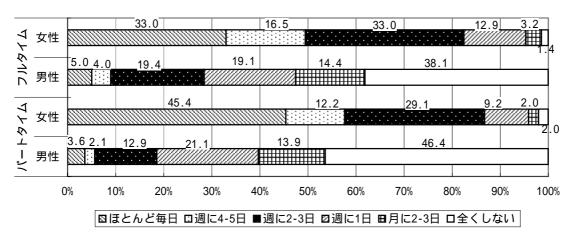


図表8-20 女性の就業形態別 1週間に掃除をする日数(スウェーデン)

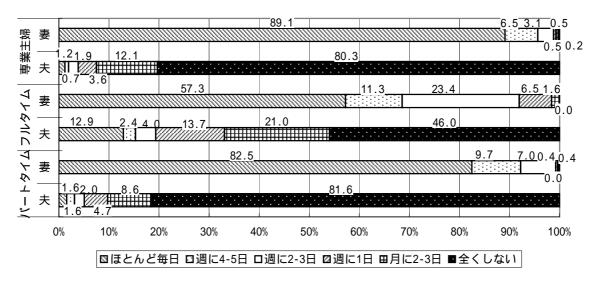




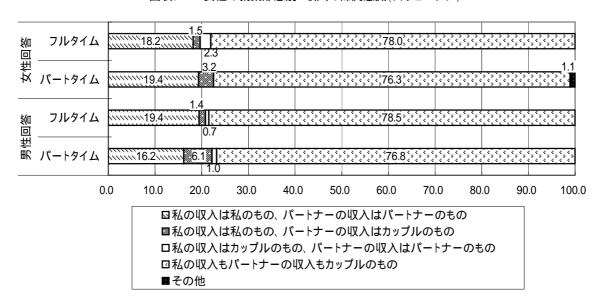
図表8-22 女性の就業形態別 1週間に洗濯をする日数(スウェーデン)



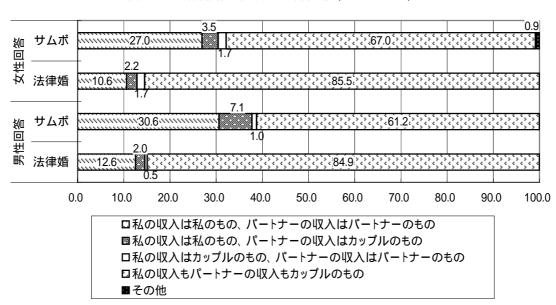
図表8-23 妻就業形態別 1週間に洗濯をする日数(日本)



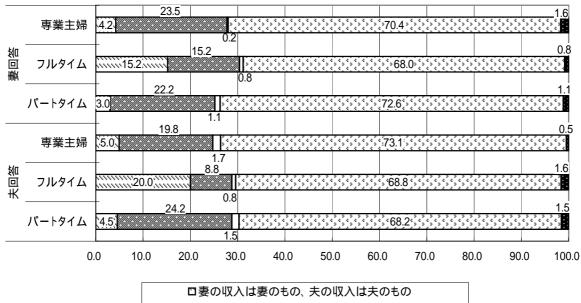
図表8-24 女性の就業形態別 収入の帰属意識(スウェーデン)



図表8-25 婚姻関係別 収入の帰属意識(スウェーデン)



図表8-26 妻就業形態別 収入の帰属意識(日本)



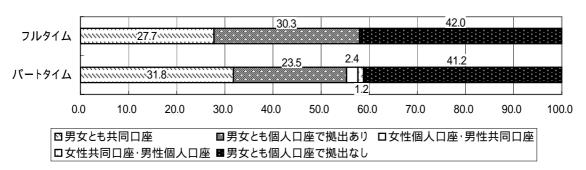
■妻の収入は妻のもの、夫の収入は夫婦のもの

口妻の収入は夫婦のもの、夫の収入は夫のもの

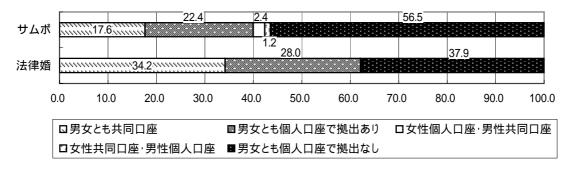
□妻の収入も夫の収入も夫婦のもの

■その他

図表8-27 女性の就業形態別 給与の振込口座(スウェーデン)



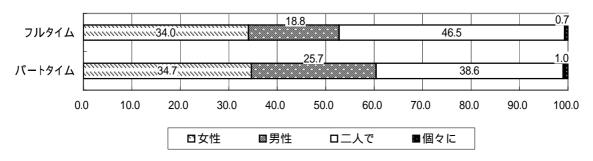
図表8-28 婚姻関係別 給与の振込口座(スウェーデン)



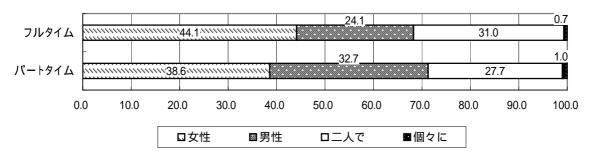
図表8-29 共同口座に拠出する金額と対収入比(スウェーデン)

	拠出金額 / 月 (クロー	(SD)	対収入比 (%)
女性	4,194.3	(3459.6)	20.1
男性	7,922.7	(6081.8)	28.6

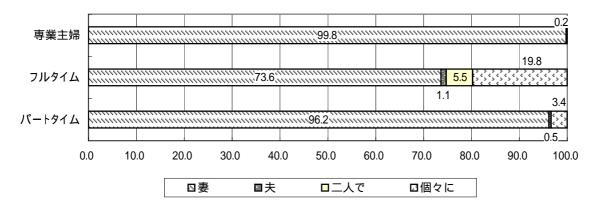
図表8-30 女性の就業形態別 請求書の管理者(スウェーデン)



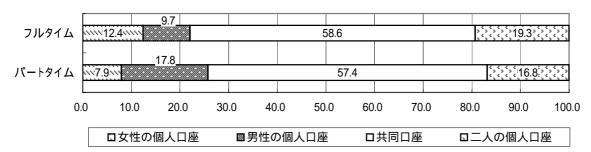
図表8-31 女性の就業形態別 請求書の支払実務担当者(スウェーデン)



図表8-32 妻就業形態別 家計管理者(日本)



図表8-33 女性の就業形態別 請求書の支払口座(スウェーデン)





## Family Life Study

Q2C3 'Tredje personens ÅLDER'

1 'Förskola'

Q2C4 'Tredje personens sysselsättning? ## Läs upp 1-6'

```
Hej, jag heter ...och jag ringer från Sifo.
Just nu håller vi på med en nationell undersökning som handlar om hushållsekonomi.
Undersökningen kommer att vara en del av en internationell undersökning som görs om
hushållsekonomi.
Kan jag få prata med en person i åldern 35 till 44, som är gift eller sammanboende.
Ditt telefonnummer är slumpmässigt utvalt och dina svar kommer att behandlas strikt
konfidentiellt. Tillhör du den här åldersgruppen 35 till 44, och är du villig att
deltaga i den här undersökningen?
Intervjun tar i genomsnitt 20 minuter.
## OM DET INTE FINNS NÅGON I HUSHÅLLET I RÄTT ÅLDER - TA UT PÅ UTANFÖR MÅLGRUPPEN
## OM DET INTE FINNS NÅGON GIFT ELLER SAMMANBOENDE - GÅ IN I FORMULÄR OCH MARKERA
## PÅ FÖRSTA FRÅGAN SÅ AVSLUTAS INTERVJUN.
IO 'Är du för närvarande.... ## LÄS UPP 1-2'
 1 'Gift'
 2 'Eller sambo'
 3 'Osäker ---> ## INTERVJUN AVSLUTAS'
 4 'Vill ej svara ---> ## INTERVJUN AVSLUTAS'
 5 'Annat ---> ## INTERVJUN AVSLUTAS'
SEX '## Markera kön'
 1 'Man'
 2 'Kvinna'
Q1 'Hur många medlemmar är det i Ert hushåll? (Antalet medlemmar som bor i hushållet, med dig själv inräknad)'
Q2A3 'Din ålder (den 31 december, 2003) ## 35 TILL 44'
Q2B2 'Kan du berätta lite om de andra som bor i hushållet? Vi börjar med din make¥maka¥partner... ## MARKERA
KÖN PÅ DIN MAKE¥MAKA¥PARTNER'
 1 'Man'
 2 'Kvinna' /
Q2B3 'Din partners ålder(den 31 december, 2003)'
Q2C1 'Vad är Tredje personens relation till dig..... ## LÄS UPP 1-7'
 1 'Barn från tidigare förhållande'
 2 'Barn till nuvarande förhållande'
 3 'Barn till din partner(från tidigare förhållande)'
 4 'Barn adopterad¥fosterbarn'
 5 'Din eller din partners förälder'
 6 'Annan släktning'
 7 'Annan'
 8 'Vill ej svara' /
Q2C2 'Tredje personens kön. ## MARKERA KÖN'
 1 'Man'
 2 'Kvinna'
 3 'Vill ej svara' /
```

```
2 'Grundskola'
 3 'Gymnasie'
 4 'Universitet\Högskola'
 5 'Anställd\Egen företagare'
 6 'Vuxenutbildning'
 7 'Ej lämpligt¥ej svar'
 8 'Osäker(LÄS EJ)'
 9 'Annat, vad?' /
Q2C5 'Bor ni tillsammans eller separat på grund av skola eller arbete?'
 1 'Bor tillsammans'
 2 'Bor hos min tidigare partner och hos mig¥oss'
 3 'Separat'
 4 'Vill ej svara' /
Q2D1 'Vad är Fjärde personens relation till dig..... ## LÄS UPP 1-7'
 1 'Barn från tidigare förhållande'
 2 'Barn till nuvarande förhållande'
 3 'Barn till din partner(från tidigare förhållande)'
 4 'Barn adopterad¥fosterbarn'
 5 'Din eller din partners förälder'
 6 'Annan släktning'
 7 'Annan'
 8 'Vill ej svara' /
Q2D2 'Fjärde personens kön. ## MARKERA KÖN'
 1 'Man'
 2 'Kvinna'
 3 'Vill ej svara' /
Q2D3 'Fjärde personens ÅLDER'
Q2D4 'Fjärde personens sysselsättning?'
 1 'Förskola'
 2 'Grundskola'
 3 'Gymnasie'
 4 'Universitet\Högskola'
 5 'Anställd\Egen företagare'
 6 'Vuxenutbildning'
 7 'Ej lämpligt¥ej svar'
 8 'Osäker(LÄS EJ)'
 9 'Annat, vad?' /
Q2D5 'Bor ni tillsammans eller separat på grund av skola eller arbete?'
 1 'Bor tillsammans'
 2 'Bor hos min tidigare partner och hos mig¥oss'
 3 'Separat'
 4 'Vill ej svara' /
Q2E1 'Vad är Femte personens relation till dig...... ## LÄS UPP 1-7'
 1 'Barn från tidigare förhållande'
 2 'Barn till nuvarande förhållande'
 3 'Barn till din partner(från tidigare förhållande)'
 4 'Barn adopterad¥fosterbarn'
 5 'Din eller din partners förälder'
 6 'Annan släktning'
 7 'Annan'
 8 'Vill ej svara' /
Q2E2 'Femte personens kön. ## MARKERA KÖN'
```

```
1 'Man'
 2 'Kvinna'
 3 'Vill ej svara' /
Q2E3 'Femte personens ÅLDER'
Q2E4 'Femte personens sysselsättning?'
 1 'Förskola'
 2 'Grundskola'
 3 'Gymnasie'
 4 'Universitet\Högskola'
 5 'Anställd\Egen företagare'
 6 'Vuxenutbildning'
 7 'Ej lämpligt¥ej svar'
 8 'Osäker(LÄS EJ)'
 9 'Annat, vad?' /
Q2E5 'Bor ni tillsammans eller separat på grund av skola eller arbete?'
 1 'Bor tillsammans'
 2 'Bor hos min tidigare partner och hos mig¥oss'
 3 'Separat'
 4 'Vill ej svara' /
Q2F1 'Vad är Sjätte personens relation till dig...... ## LÄS UPP 1-7'
 1 'Barn från tidigare förhållande'
 2 'Barn till nuvarande förhållande'
 3 'Barn till din partner(från tidigare förhållande)'
 4 'Barn adopterad¥fosterbarn'
 5 'Din eller din partners förälder'
 6 'Annan släktning'
 7 'Annan'
 8 'Vill ej svara' /
Q2F2 'Sjätte personens kön. ## MARKERA KÖN'
 1 'Man'
 2 'Kvinna'
 3 'Vill ej svara' /
Q2F3 'Sjätte personens ÅLDER'
Q2F4 'Sjätte personens sysselsättning?'
 1 'Förskola'
 2 'Grundskola'
 3 'Gymnasie'
 4 'Universitet\Högskola'
 5 'Anställd\Egen företagare'
 6 'Vuxenutbildning'
 7 'Ej lämpligt¥ej svar'
 8 'Osäker(LÄS EJ)'
 9 'Annat, vad?' /
Q2F5 'Bor ni tillsammans eller separat på grund av skola eller arbete?'
 1 'Bor tillsammans'
 2 'Bor hos min tidigare partner och hos mig¥oss'
 3 'Separat'
 4 'Vill ej svara' /
Q3A1 'I hur många år har du bott tillsammans med din partner?'
Q3A2 'Tänker Ni gifta er?'
 1 'Ja'
 2 'Nej'
```

```
8 'Tveksam, vet ej' /
SQ1A_1 'Det är vår tradition¥Jag är kristen.'
 0 'Ej Vald'
 1 'Vald' /
SQ1A_2 'Om vi kan bekräfta vår kärlek'
SQ1A_3 'Om jag¥min partner blir gravid¥Om vi väntar barn'
SQ1A_4 'Om jag¥min partner köper hus'
SQ1A_5 'För att ordna legala procedurer, så som arv enklare,'
SQ1A_6 'För att kunna lämna mina tillgångar till min partner'
SQ1A_7 'Annat'
SQ1A_8 'Vet ej'
SQ1B_1 'För vi är inte säkra på vår kärlek ännu.'
SQ1B_1 TO SQ1B_8
 0 'Ej Vald'
 1 'Vald' /
SQ1B_2 'För människor i omgivningen har inte gift sig ännu.'
SQ1B_3 'För jag har ingen särskild orsak till att gifta mig.'
SQ1B_4 'För jag är tillräckligt lycklig genom att vara tillsammans med min partner.'
SQ1B_5 'Det är ingen särskild orsak till det.'
SQ1B_8 'Vet ej'
Q3B1 'I hur många år har Ni varit gifta.?'
Q3B2 'Bodde ni tillsammans innan Ni gifte er?'
 1 'Ja'
 2 'Nej' /
SQ1 'I hur många år bodde ni tillsammans innan Ni gifte er?'
SQ2 'Vad var orsaken till att Ni gifte er?'
 1 'Det är vår tradition. Jag är kristen.'
 2 'För att bekräfta vår kärlek.'
 3 'Jag blev gravid¥Vi väntade barn.'
 4 'Jag¥min partner köpte hus.'
 5 'För att kunna ordna legala procedurer, så som arv, enklare.'
 6 'För att kunna lämna mina tillgångar till min partner.'
 7 'Annat.'
 8 'Vet ej' /
Q4 'Vilken typ av bostad bor Ni för närvarande i? ## LÄS UPP 1-4'
 1 'Fristående villa'
 2 'Radhus'
 3 'Fristående tvåfamiljshus'
 4 'Hyreshus'
 5 'Annat, vad?' /
S1_2 'Vilken typ av besittningsrätt har du till din bostad? ## LÄS UPP 1-5'
 1 'Ägare med lån'
 2 'Ägare utan lån'
 3 'Bostadsrätt med lån'
 4 'Bostadsrätt utan lån'
 5 'Hyresrätt'
 6 'Annat'
 7 'Osäker' /
SQ2_2 'Vem betalar bostadslånet? ## LÄS UPP 1-4'
1 'Make¥maka eller partner (från egen inkomst)'
2 'Jag (från egen inkomst)'
3 'Make¥maka¥partner och jag(från bådas inkomst)'
```

```
4 'Annan'
5 'Osäker' /
SQ3A 'Vilken procentsats av bostadslånet betalar du och vilken procentsats betalar Hin make¥maka¥partner?
Din betalning'
SQ3B 'MakeYmakenYpartners betalning.'
SQ4 'Under vems namn är huset\bostaden registrad?'
 1 'Mig'
 3 'Jag och min make¥maka¥partner'
 8 'Vet ej' /
SQ4A 'Hur ser fördelningen ut?'
 1 'Likvärdigt delad'
 3 'Min make¥maka(partners del är större än min'
 8 'Tveksam, vet ej' /
SQ5 'Vad var det som gjorde att ni köpte huset?'
 1 'Jag och min maka¥make¥partner började att bo tillsammans.'
 2 'Jag och min make¥maka gifte oss.'
 3 'Vi fick barn.'
 4 'Vi hittade vårat önskehus.'
 5 'Huset vi bodde i skulle säljas.'
 6 'Annat'
 8 'Tveksam, vet ej' /
Q5 'Vänligen tala om din nuvarande arbetssituation när jag läser följande... Om du är barnledig och säkert
kommer att återgå till ditt arbete så nämner du den typ av arbete som du kommer att återgå till. Om du har
mer än ett arbete så'
 1 'Hemarbetande eller utan arbete'
 2 'Offentliga sektorn'
 3 'Privat anställning'
 4 'Tillfälligt arbete(inklusiv sidejobb och arbetsförmedlingsti'
 5 'Egen företagare eller freelansare'
 6 'Arbetare i eget familjeföretag eller hemindustri'
 7 'Pensionerad'
 8 'Arbetslös'
 9 'Annat, vad?'
 10 'Tveksam, vet ej' /
Q6 'Hur många timmar jobbar du totalt per vecka, räkna alla jobb? ## Om mera än ett jobb: Räkna det totala
för alla jobb du är anställd i.'
Q7 'När kommer du i vanliga fall hem från arbetet? ## LÄS UPP 1-9'
 1 'Innan 15:00.eller Ungerfär. 15:00.'
 2 'Ungefär. 16:00'
 3 'Ungefär. 17:00'
 4 'Ungefär. 18:00'
 5 'Ungefär. 19:00'
 6 'Ungefär. 20:00'
 7 'Ungefär. 21:00 eller senare'
 8 'Ingen speciell tid'
 9 'Hemma mestadels av tiden'
 10 'Osäker'
 11 'Annan tid, vilken?' /
SQ1_3 'Vad är din befattning ?'
 1 'Anteckna Vad IP säger'
```

```
8 'Tveksam, vet ej' /
Q8 'Vänligen tala om din make¥maka¥partners nuvarande befattning när jag läser följande. Om föräldraledig
och säkert kommer att återgå till arbetet, vänligen nämn den befattning man återgår till. Om arbetar på
fler än ett ställe så vä'
 1 'Arbetslös eller hemarbetande'
 2 'Offentliga sektorn'
 3 'Privat anställning'
 4 'Tillfälligt arbete (inklusiv sidejobb och arbetsförmedlingst'
 5 'Egen företagare eller freelansare'
 6 'Arbetare i eget familjeföretag eller hemindustri'
 7 'Pensionerad'
 8 'Osäker'
 9 'Annat, vad?'
 10 'Tveksam, vet ej' /
SQ1_4 'Vad är din make¥maka¥partners befattning?'
 1 'Anteckna vad IP säger'
 8 'Tveksam, vet ej' /
Q9 'Hur många timmar totalt arbetar din make¥maka¥partner per vecka? ## (OM FLERA JOBB: Vänligen tala om
de totala arbetstimmar för samtliga anställningar.'
1 'Innan 15:00.eller Ungefär. 15:00.'
 2 'Ungefär 16:00'
 3 'Ungefär 17:00'
 4 'Ungefär 18:00'
 5 'Ungefär 19:00'
 6 'Ungefär 20:00'
 7 'Ungefär 21:00 eller senare'
 8 'Ingen speciell tid'
 9 'Är hemma för det mesta'
 10 'Osäker'
 11 'Annan tid, vilken?' /
Q11 'Hur många gånger hade ni middag tillsammans förra veckan (kvällsmåltid), alla ni som för närvarande
bor tillsammans?'
 1 '1'
 2 '2'
 3 '3'
 4 '4'
 5 '5'
 6 '6'
 7 '7'
 8 'Tveksam, vet ej' /
Q12_A1 'Hur gammalt är ditt första barn ## VID TVEKSAM, VET EJ TRYCK ENTER'
Q12_A2 'Hur länge var du Havandeskapsledig med första barnet? ## DAGAR ## VID TVEKSAM, VET EJ TRYCK ENTER'
Q12_A3 'Hur länge var du Barnledig med första barnet? ## DAGAR ## VID TVEKSAM, VET EJ TRYCK ENTER'
Q12_A4 'Efter återgång till arbete, hur mycket arbetade du? ## TRYCK ENTER UTAN ATT MARKERA SVAR OM IP EJ
ÅTERGÅTT TILL ARBETET'
 1 'heltid (=100%)'
 2 'deltid' /
Q12_A5 'Hur många procent arbetade du då? ## TRYCK ENTER VID TVEKSAM, VET EJ'
Q12_A6 'Efter hur många dagar Återgick du till heltidsarbete? ## TRYCK ENTER VID TVEKSAM, VET EJ'
Q12_B1 'A Hur gammalt är ditt andra barn?'
```

Q12\_B2 'Hur länge var du Havandeskapsledig med andra barnet? ## DAGAR'

- Q12\_B3 'Hur länge var du Barnledig med andra barnet? ## DAGAR'
- Q12\_B4 'Efter återgång till arbete, hur mycket arbetade du? ## TRYCK ENTER UTAN ATT MARKERA SVAR OM IP EJ ÅTERGÅTT TILL ARBETET'
  - 1 'heltid (=100%)'
  - 2 'deltid' /
- Q12\_B5 'Hur många procent arbetade du då? ## TRYCK ENTER VID TVEKSAM, VET EJ'
- Q12\_B6 'Efter hur många dagar Återgick du till heltidsarbete? ## TRYCK ENTER VID TVEKSAM, VET EJ'
- Q12\_C1 'A Hur gammalt är ditt tredje barn?'
- Q12\_C2 'Hur länge var du Havandeskapsledigt med tredje barnet? ## DAGAR'
- Q12\_C3 'Hur länge var du Barnledig med tredje barnet? ## DAGAR ## TRYCK ENTER VID TVEKSAM, VET EJ'
- Q12\_C4 'Efter återgång till arbete, hur mycket arbetade du? ## TRYCK ENTER UTAN ATT MARKERA SVAR OM IP EJ ÅTERGÅTT TILL ARBETET'
  - 1 'heltid (=100%)'
  - 2 'deltid' /
- Q12\_C5 'Hur många procent arbetade du då? ## TRYCK ENTER VID TVEKSAM, VET EJ'
- Q12\_C6 'Efter hur många dagar Återgick du till heltidsarbete? ## TRYCK ENTER VID TVEKSAM, VET EJ'
- Q12\_D1 'A Hur gammalt är ditt fjärde barn'
- Q12\_D2 'Hur länge var du Havandeskapsledig med det fjärde barnet? ## DAGAR ## TRYCK ENTER VID TVEKSAM, VET ET'
- Q12\_D3 'Hur länge var du Barnledig med det fjärde barnet? ## DAGAR ## TRYCK ENTER VID TVEKSAM, VET EJ'
- Q12\_D4 'Efter återgång till arbete, hur mycket arbetade du? ## TRYCK ENTER UTAN ATT MARKERA SVAR OM IP EJ ÅTERGÅTT TILL ARBETET'
  - 1 'heltid (=100%)'
  - 2 'deltid' /
- Q12\_D5 'Hur många procent arbetade du då? ## TRYCK ENTER VID TVEKSAM, VET EJ'
- Q12\_D6 'Efter hur många dagar Återgick du till heltidsarbete? ## TRYCK ENTER VID TVEKSAM, VET EJ'
- Q13\_A1 'Hur gammalt är din maka¥make¥partners första barn'
- Q13\_A2 'Hur länge var din maka¥make¥partner Havandeskapsledig med första barnet? ## DAGAR'
- Q13\_A3 'Hur länge var din maka¥make¥partner Barnledig med första barnet? ## DAGAR ## TRYCK ENTER FÖR ´´TVEKSAM, VET EJ´´'
- - 1 'heltid (=100%)'
  - 2 'deltid' /
- Q13\_A5 'Hur många procent arbetade din maka¥make¥partner då?'
- Q13\_A6 'Efter hur många dagar Återgick din maka¥make¥partner till heltidsarbete? ## TRYCK ENTER FÖR ´´TVEKSAM, VET EJ´´'
- Q13\_B1 'A Hur gammalt är din maka¥make¥partners andra barn?'
- Q13\_B2 'Hur länge var din maka¥make¥partner Havandeskapsledig med andra barnet? ## DAGAR'
- Q13\_B3 'Hur länge var din maka¥make¥partner Barnledig med andra barnet? ## DAGAR ## TRYCK ENTER FÖR ´´TVEKSAM, VET EJ´´'
- - 1 'heltid (=100%)'
  - 2 'deltid' /
- Q13\_B5 'Hur många procent arbetade din maka¥make¥partner då?'
- Q13\_B6 'Efter hur många dagar Återgick din maka¥make¥partner till heltidsarbete? ## TRYCK ENTER FÖR ´´TVEKSAM, VET EJ´´'
- Q13\_C1 'A Hur gammalt är din makaYmakeYpartner tredje barn?'
- Q13\_C2 'Hur länge var din maka\*make\*partner Havandeskapsledigt med tredje barnet? # DAGAR'

```
Q13_C4 'Efter återgång till arbete, hur mycket arbetade din maka¥make¥partner? ## TRYCK ENTER UTAN ATT MARKERA
SVAR OM IP EJ ÅTERGÅTT TILL ARBETET'
 1 'heltid (=100%)'
 2 'deltid' /
Q13_C5 'Hur många procent arbetade din maka¥make¥partner då?'
Q13_C6 'Efter hur många dagar Återgick din maka¥make¥partner till heltidsarbete? ## TRYCK ENTER FÖR ´´TVEKSAM,
Q13_D1 'A Hur gammalt är din maka¥make¥partners fjärde barn'
Q13_D2 'Hur länge var din maka¥make¥partner Havandeskapsledig med det fjärde barnet? ## DAGAR'
Q13_D3 'Hur länge var din maka¥make¥partner Barnledig med det fjärde barnet? ## DAGAR ## TRYCK ENTER FÖR
'TVEKSAM, VET EJ''
Q13_D4 'Efter återgång till arbete, hur mycket arbetade din maka¥make¥partner? ## TRYCK ENTER UTAN ATT MARKERA
SVAR OM IP EJ ÅTERGÅTT TILL ARBETET'
 1 'heltid (=100%)'
 2 'deltid' /
Q13_D5 'Hur många procent arbetade din maka¥make¥partner då?'
Q13_D6 'Efter hur många dagar Återgick din maka¥make¥partner till heltidsarbete? ## TRYCK ENTER FÖR ´´TVEKSAM,
VET EJ'''
Q14A 'Efter det yngste barnet var född, ville du haft längre havandeskapsledig\u00e4barnledigt?'
 1 'Ja'
 2 'Jag önskade det inte'
 3 'Jag hade tillräcklig ledighet.'
 8 'Tveksam, vet ej' /
SQ1_5 'Innan såväl som efter det yngsta barnet var född, var det på din arbetsplats till större delen kvinnor
eller till större delen män?'
 1 'Till större delen män'
 2 'Lite flera män'
 3 'Hälften kvinnor, hälften män'
 4 'Lite flera kvinnor'
 5 'Till större delen kvinnor'
  8 'Tveksam, vet ej' /
SQ2_3 'På den tiden, hade du samma befattning som nuvarande befattning?'
 1 'Ja'
 2 'Nei'
 3 'Jag hade inget jobb'
 8 'Tveksam, vet ej' /
SQ2_4 'Vilken befattning hade du då?'
 1 'Anteckna vad IP säger'
 8 'Tveksam, vet ej' /
SQ14B 'Efter det yngsta barnet var född, ville du då att din maka¥make¥partner skulle tagit längre
havandeskapsledigt\barnledigt?'
 1 'Ja'
 2 'Jag ville inte det'
 3 'Han¥Hon tog tillräcklig lång ledighet'
  8 'Tveksam, vet ej' /
SQ1_6 'Innan så väl som efter det yngsta barnet föddes, hade din maka¥make¥partners arbetsplats till större
delen kvinnor eller till större delen män?'
 1 'Till större delen män'
 2 'Lite flera män'
 3 'Hälften kvinnor, hälften män'
 4 'Lite flera kvinnor än män'
 5 'Till större delen kvinnor'
```

```
8 'Tveksam, vet ej' /
SQ2_5 'På den tiden, hade han¥hon samma befattning som den nuvarande befattningen?'
 1 'Ja'
 2 'Nej'
 3 'Hon¥han hade inget arbete'
 8 'Tveksam, vet ej' /
SQ2_6 'Vilken befattning Hade han¥hon då?'
 1 'Anteckna vad IP säger'
 8 'Tveksam, vet ej' /
Q15 'Vänligen tala om din ungefärliga brutto månadsinkomst. (Inkomst före skatt, inklusive pensioner, andra
sociala förmåner, ränteinkomster, inkomster från fastigheter, från vanliga och återkommande källor endast)
## (LÄS UPP- ENDAST'
 1 'Förlust eller Inget upp till SEK 4,999'
 2 'SEK 5,000-6,999'
 3 'SEK 7,000-8,999'
 4 'SEK 9,000-10,999'
 5 'SEK 11,000-12,999'
 6 'SEK 13,000-14,999'
 7 'SEK 15,000-16,999'
 8 'SEK 17,000-19,999'
 9 'SEK 20,000-22,999'
 10 'SEK 23,000-26,999'
 11 'SEK 27,000-31,999'
 12 'SEK 32,000-34,999'
 13 'SEK 35,000-39,999'
 14 'SEK 40,000-44,999'
 15 'SEK 45,000-49,999'
 16 'SEK 50,000 or over'
 17 'Vill ej svara'
 18 'Osäker' /
Q16 'Vänligen tala om din make¥maka¥partners ungefärliga brutto månadsinkomst. (Inkomst före skatt, inklusive
pensioner, andra sociala förmåner, ränteinkomster, och inkomster från fastigheter, från vanliga och
återkommande källor endas'
 1 'Förlust eller Inget upp till SEK 4,999'
 2 'SEK 5,000-6,999'
 3 'SEK 7,000-8,999'
 4 'SEK 9,000-10,999'
 5 'SEK 11,000-12,999'
 6 'SEK 13,000-14,999'
 7 'SEK 15,000-16,999'
 8 'SEK 17,000-19,999'
 9 'SEK 20,000-22,999'
 10 'SEK 23,000-26,999'
 11 'SEK 27,000-31,999'
 12 'SEK 32,000-34,999'
 13 'SEK 35,000-39,999'
 14 'SEK 40,000-44,999'
 15 'SEK 45,000-49,999'
 16 'SEK 50,000 or over'
 17 'Vill ej svara'
 18 'Osäker' /
Q17 'Har ni båda gemensamt bank-konto?'
```

```
1 'Ja'
 2 'Nej' /
Q18A 'Till vilket konto blir din lön utbetald?'
 1 'Till mitt eget bank konto.'
 2 'Till det gemensamma kontot .'
 8 'Tveksam, vet ej' /
SQA 'Hur mycket sätter du in på det gemensamma kontot per månad? (Om ni har mera än ett konto, angiv den
totala summan.)'
Q18B 'Till vilket konto blir din make¥maka¥partners lön utbetalt? ## LÄS UPP 1-2'
 1 'Till hans\hennes eget konto.'
 2 'Till det gemensamma kontot.'
 8 'Tveksam, vet ej' /
SQB 'Hur mycket sätter din make¥maka¥partner in på det gemensamma kontot per månad? (Om ni har mera än ett
konto, vänligen uppge den totala summan)'
Q19_1 'Om vi börjar med... dina egna tillgångar:'
Q19_3 'Som gemensamt ägda tillgångar till dig och din maka¥make¥partner:'
Q20A 'Har du egna tillgångar?'
 1 'Ja'
 2 'Nej'
 8 'Tveksam, vet ej' /
Q20B 'Har din make\maka\maka\maka\maka\text{partner egna tillg\dangar?'}
 1 'Ja'
 2 'Nej'
 3 'Jag vet inte' /
Q21 'Vem tar hand om räkningarna(t.ex. hyran,el,vatten) ?'
 1 'Jag själv'
 2 'Min maka¥make¥partner'
 3 'Båda'
 4 'Separat'
 8 'Tveksam, vet ej' /
Q22 'Vem utför betalningarna i vanliga fall?'
 1 'Jag själv'
 2 'Min maka¥make¥partner'
 3 'Båda'
 4 'Separat'
 8 'Tveksam, vet ej' /
Q23 'Vilkens\vilkas bankkonton används för att betala räkningarna??'
 1 'Mitt konto'
 2 'Min make\makas\makas\partners konto'
 3 'Vårat gemensamma konto'
 4 'Våra respektiva konton'
 8 'Tveksam, vet ej' /
Q24A1 'Vilken procent av din egen inkomst använder hushållet för hushållskostnader? (Ejpersonliga kostnader) '
 1 'Ingen inkomst'
 2 'Inget'
 3 'Mindre än 40%'
 4 'Ungefär 50%'
 5 'Ungefär 60%'
 6 'Ungefär 70%'
 7 'Ungefär 80%'
 8 'Ungefär 90%'
```

```
9 'Ungefär 100%'
 10 'Osäker' /
1 'Ingen inkomst'
 2 'Inget'
 3 'Mindre än 40%'
 4 'Ungefär 50%'
 5 'Ungefär 60%'
 6 'Ungefär 70%'
 7 'Ungefär 80%'
 8 'Ungefär 90%'
 9 'Ungefär 100%'
 10 'Osäker' /
Q25 'Kan din maka¥make¥partner använda sina besparingar, (som står i hans¥hennes namn), när och hur han¥hon
så önskar? ## LÄS UPP 1-6'
 1 'Ja, hon¥han kan använda pengarna utan att rådfråga mig först'
 2 'Ja, men han¥hon måste tala om det för mig senare'
 3 'Ja, trots lite motstånd från min sida.'
 4 'Ja, om jag samtycker.'
 5 'Nej'
 7 'Annat, vad?'
 8 'Tveksam, vet ej' /
Q26 'Kan du använda dina besparingar(som står i ditt namn), när och hur du så önskar? ## LÄS UPP 1-6'
 1 'Ja. Jag kan använda mina besparingar utan att rådfråga min m'
 2 'Ja, men jag måste berätta det för honom¥henne senar.'
 4 'Ja, om min make¥maka¥partner samtycker.'
 5 'Nei.'
 6 'Sen jag är ointresserad av mina tillgångar så planerar han¥h'
 7 'Annat, vad?'
 8 'Tveksam, vet ej' /
Q27 'Vem tror du äger din inkomst och din make¥maka¥partners inkomst? (Förutsätt att du och din
maka¥make¥partner har inkomst, även om fallet är att endast den ena ut av er har en inkomst). ## LÄS UPP
 2 'Min inkomst tillhör mig och min maka¥make¥partners inkomst t'
 4 'Båda min inkomst och min make¥maka¥partners inkomst tillhör '
 5 'Osäker'
 6 'Annat, vad?' /
Q28A1 'Hur ofta gör du följande hushållsgöromål per vecka? Lagar mat ## LÄS UPP 1-6'
 1 'Ungefär dagligen'
 2 '4-5dagar'
 3 '2-3dagar'
 4 '1dag'
 5 '2-3 dagar i månaden'
 6 'Aldrig'
 7 'Osäker' /
Q28A2 '(Hur ofta gör du följande husgöromål per vecka?) Diskar, gör i ordning efter matlagningen ## LÄS
TIPP 1-6'
 1 'Ungefär dagligen'
```

```
2 '4-5dagar'
 3 '2-3dagar'
 4 '1dag'
 5 '2-3 dagar i månaden'
 6 'Aldrig'
 7 'Osäker' /
Q28A3 '(Hur ofta gör du följande husgöromål per vecka?) Städar ## LÄS UPP 1-6'
 1 'Ungefär dagligen'
 2 '4-5dagar'
 3 '2-3dagar'
 4 '1dag'
 5 '2-3 dagar i månaden'
 6 'Aldrig'
 7 'Osäker' /
Q28A4 '(Hur ofta gör du följande husgöromål per vecka?) Tvättar ## LÄS UPP 1-6'
 1 'Ungefär dagligen'
 2 '4-5dagar'
 3 '2-3dagar'
 4 '1dag'
 5 '2-3 dagar i månaden'
 6 'Aldrig'
 7 'Osäker' /
Q28B1 'Och din make¥maka¥partner? Lagar mat ## LÄS UPP 1-6'
 1 'Ungefär dagligen'
 2 '4-5dagar'
 3 '2-3dagar'
 4 '1dag'
 5 '2-3 dagar i månaden'
 6 'Aldrig'
 7 'Osäker' /
Q28B2 'Och din make¥maka¥partner? Diskar, gör iordning efter matlagningen ## LÄS UPP 1-6'
 1 'Ungefär dagligen'
 2 '4-5dagar'
 3 '2-3dagar'
 4 '1dag'
 5 '2-3 dagar i månaden'
 6 'Aldrig'
 7 'Osäker' /
Q28B3 'Och din make¥maka¥partner? Städar ## LÄS UPP 1-6'
 1 'Ungefär dagligen'
 2 '4-5dagar'
 3 '2-3dagar'
 4 '1dag'
 5 '2-3 dagar i månaden'
 6 'Aldrig'
 7 'Osäker' /
Q28B4 'Och din make¥maka¥partner? Tvättar'
 1 'Ungefär dagligen'
 2 '4-5dagar dagar i veckan'
 3 '2-3dagar dagar i veckan'
 4 '1 dag i veckan'
 5 '2-3 dagar i månaden'
```

```
6 'Aldrig'
 7 'Osäker' /
1 'Mycket viktigt'
 2 'Viktigt'
 3 'Inte så viktigt'
 4 'Inte viktigt'
 8 'Tveksam, vet ej' /
SQ1_7_1 'Att lita på mig'
 0 'Ej Vald'
 1 'Vald' /
SQ1_7_2 'Att uppmuntra mig'
 0 'Ej Vald'
 1 'Vald' /
SQ1_7_3 'Att ha omsorg för barnen och deras uppfostran'
 0 'Ej Vald'
 1 'Vald' /
SQ1_7_4 'Att engagera sig i husarbete'
 0 'Ej Vald'
 1 'Vald' /
SQ1_7_5 'Att ge ekonomiskt stöd'
 0 'Ej Vald'
 1 'Vald' /
SQ1_7_6 'Att bry sig om mig'
 0 'Ej Vald'
 1 'Vald' /
SQ1_7_7 'Att respektera mina omdömen'
 0 'Ej Vald'
 1 'Vald' /
SQ1_7_8 'Att vara tillsammans som en kamrat eller vän'
 0 'Ej Vald'
 1 'Vald' /
SQ1_7_9 'Att bry sig om förhållandet till våra barn'
 0 'Ej Vald'
 1 'Vald' /
SQ1_7_10 'Annat'
 0 'Ej Vald'
 1 'Vald' /
SQ1_7_11 'Tveksam, vet ej'
 0 'Ej Vald'
 1 'Vald' /
Q301 'När jag läser upp följande påståenden, som har med familjen att göra, vänligen tala om för mig om
du är enig, ganska enig, ganska oenig eller oenig i påståenden? Kvinnan bör stanna hemma och engægera sig
i mammarollen när barnen ä'
 1 'Enig'
 2 'Ganska enig'
 3 'Ganska oenig'
 4 'Oenig'
 5 'Osäker' /
Q302 'Mannen ansvarar för familjens inkomst.'
 1 'Enig'
 2 'Ganska enig'
```

```
3 'Ganska oenig'
 4 'Oenig'
 5 'Osäker' /
Q303 'Kvinnan bör ansvara för hushållsarbete och barnpassning'
 1 'Enig'
 2 'Ganska enig'
 3 'Ganska oenig'
 4 'Oenig'
 5 'Osäker' /
Q31A 'Vad var den högste utbildning som följande personer i hushållet har avlagt examen i (inte om ej avlagt
examen) Vi börjar med.... Din partner? ## LÄS UPP - ENDAST ETT SVAR'
 1 'Grundskola'
 2 'Gymnasieskola(yrkesinriktning)'
 3 'Gymnasieskola(teoretisk inriktning)'
 4 'Universitet\Högskola(akademisk examen)'
 5 'Universitet\text{H\"ogskola(doktorand)'
 6 'Osäker'
 7 'Annat, vad?' /
Q31B '(Vad var den högste utbildning som följande personer i hushållet har avlagt examen i (inte om ej avlagt
examen)) Och du själv? ## LÄS UPP - ENDAST ETT SVAR'
 1 'Grundskola'
 2 'Gymnasieskola(yrkesinriktning)'
 3 'Gymnasieskola(teoretisk inriktning)'
 4 'Universitet\Högskola(akademisk examen)'
 5 'Universitet\text{H\"ogskola(doktorand)'
 6 'Osäker'
 7 'Annat, vad?' /
D1_1 'Sverige'
 0 'Ej Vald'
 1 'Vald' /
D1_2 'Nordiska länderna'
 0 'Ej Vald'
 1 'Vald' /
D1_3 'Annan europé'
 0 'Ej Vald'
 1 'Vald' /
D1_4 'Asien'
 0 'Ej Vald'
 1 'Vald' /
D1_5 'Annan, vilken?'
 0 'Ej Vald'
 1 'Vald' /
D2 'I hur många år har du bott i Sverige??'
```

## スウェーデン家庭生活調査

- 10 現在あなたは、法律婚していますか、サムボですか。
  - 1 法律婚
  - 2 **サムボ**
  - 3 わからない ---> 調査終了
  - 4 答えたくない ---> 調査終了
  - 5 他 ---> 調査終了
- SEX 性別は。
  - 1 男性
  - 2 女性
- Q1 家族は何人ですか。一緒に住んでいる人の人数をお答えください。
- Q2A3 あなたは何歳ですか。
- Q2B2 パートナーの性別は。
  - 1 男性
  - 2 女性
- Q2B3 パートナーは何歳ですか。(2003年12月31日時点)
- Q2C1 3 人目の世帯員の続柄は何ですか。
  - 1 前のパートナーとの間の子
  - 2 今のパートナーとの間の子
  - 3 今のパートナーの子
  - 4 養子
  - 5 あなたやパートナーの親
  - 6 その他の親戚
  - 7 その他
  - 8 わからない
- Q2C2 その人の性別は。
  - 1 男性
  - 2 女性
  - 3 わからない
- Q2C3 その人は何歳ですか。
- Q2C4 その人の就学状況は。
- 1 未就学
- 2 義務教育
- 3 高校
- 4 大学
- 5 就労
- 6 成人教育
- 7 無回答
- 8 わからない
- 9 その他
- Q2C5 その人は同居していますか。学校や仕事などの理由で別居していますか。
  - 1 同居
  - 2 前のパートナーの家と自分の家
  - 3 別居
  - 4 答えたくない
- Q2D1 4 人目の世帯員の続柄は何ですか。
  - 1 前のパートナーとの間の子
  - 2 今のパートナーとの間の子
  - 3 今のパートナーの子

- 4 養子
- 5 あなたやパートナーの親
- 6 その他の親戚
- 7 その他
- 8 わからない
- Q2D2 その人の性別は。
  - 1 男性
  - 2 女性
  - 3 わからない
- Q2D3 その人は何歳ですか。
- Q2D4 その人の就学状況は。
  - 1 未就学
  - 2 義務教育
  - 3 高校
  - 4 大学
  - 5 就労
  - 6 成人教育
  - 7 無回答
  - 8 わからない
  - 9 その他
- Q2D5 その人は同居していますか。学校や仕事などの理由で別居していますか。
  - 1 同屋
  - 2 前のパートナーの家と自分の家
  - 3 別居
  - 4 答えたくない
- Q2E1 5人目の世帯員の続柄は何ですか。
  - 1 前のパートナーとの間の子
  - 2 今のパートナーとの間の子
  - 3 今のパートナーの子
  - 4 養子
  - 5 あなたやパートナーの親
  - 6 その他の親戚
  - 7 その他
  - 8 わからない
- Q2E2 その人の性別は。
  - 1 男性
  - 2 女性
  - 3 わからない
- Q2E3 その人は何歳ですか。
- Q2E4 その人の就学状況は。
  - 1 未就学
  - 2 義務教育
  - 3 高校
  - 4 大学
  - 5 就労
  - 6 成人教育
  - 7 無回答
  - 8 わからない
  - 9 その他
- Q2E5 その人は同居していますか。学校や仕事などの理由で別居していますか。
- 1 同居

- 2 前のパートナーの家と自分の家
- 3 別居
- 4 答えたくない
- Q2F1 6人目の世帯員の続柄は何ですか。
  - 1 前のパートナーとの間の子
  - 2 今のパートナーとの間の子
  - 3 今のパートナーの子
  - 4 養子
  - 5 あなたやパートナーの親
  - 6 その他の親戚
  - 7 その他
  - 8 わからない
- Q2F2 その人の性別は。
  - 1 男性
  - 2 女性
  - 3 わからない
- Q2F3 その人は何歳ですか。
- Q2F4 その人の就学状況は。
  - 1 未就学
  - 2 義務教育
  - 3 高校
  - 4 大学
  - 5 就労
  - 6 成人教育
  - 7 無回答
  - 8 わからない
  - 9 その他
- Q2F5 その人は同居していますか。学校や仕事などの理由で別居していますか。
  - 1 同居
  - 2 前のパートナーの家と自分の家
  - 3 別居
  - 4 答えたくない
- (サムボの方に伺います)
- Q3A1 パートナーと一緒に住んで何年になりますか。
- Q3A2 法律婚を考えていますか
- 1 はい
- 2 いいえ
- 8 わからない
- (法律婚を考えている方に伺います)
- SQ1A\_1 それは伝統・クリスチャンだからですか。
- 0 いいえ
- 1 はい
- SQ1A\_2 互いの愛情が確認できたからですか。
- SQ1A\_3 妊娠したからですか。
- SQ1A\_4 パートナーと家を購入したからですか。
- SQ1A\_5 法律上の手続きを簡単にするためですか。
- SQ1A\_6 パートナーに資産を残すためですか。
- SQ1A\_7 その他
- SQ1A\_8 わからない
- (法律婚をする予定のない方に伺います)
- SQ1B\_1 それは愛情がまだ確認できないからですか

- 0 いいえ
- 1 はい
- SQ1B\_2 周りの人たちもサムボだから。
- SQ1B\_3 法律婚をする理由がないから。
- SQ1B\_4 二人が一緒にいればそれでいいから。
- SQ1B\_5 特に理由はない。
- SQ1B\_8 わからない。
- (法律婚の人に伺います)
- Q3B1 法律婚をして何年ですか。
- Q3B2 法律婚をする前にサムボの期間はありましたか。
  - 1 はい
  - 2 いいえ
- SQ1 サムボ期間はどのくらいですか。
- SQ2 なぜ法律婚したのですか。
  - 1 伝統・クリスチャンだから
  - 2 互いの愛情を確認できたから
  - 3 妊娠したから
  - 4 家を購入するから
  - 5 法的手続きが簡単になるから
  - 6 資産をパートナーに残したいから
  - 7 その他
  - 8 わからない
- Q4 お住まいの住宅形態は。
  - 1 1戸建て
  - 2 テラスハウス
  - 3 2戸建て
  - 4 集合住宅
  - 5 その他
- S1\_2 **家の**所有形態は。
  - 1 持家ローンあり
  - 2 持家ローンなし
  - 3 協同組合住宅ローンあり
  - 4 協同組合住宅ローンなし
  - 5 借家
  - 6 その他
  - 7 不明
- SQ2\_2 住宅ローンの支払い者
- 1 パートナー
- 2 私
- 3 二人で
- 4 その他
- 5 不明
- SQ3A 住宅ローンの支払い割合/本人
- SQ3B 住宅ローンの支払い割合/パートナー
- SQ4 住宅の名義
- 1 自分の名義
- 2 パートナーの名義
- 3 共有名義
- 8 無回答
- SQ4A 共有割合
  - 1 同じ

- 2 自分の方が多い
- 3 パートナーの方が多い
- 8 無回答・わからない
- SQ5 住宅購入の動機
  - 1 同居を始めた
  - 2 法律婚した
  - 3 子供が産まれた
  - 4 望ましい家が見つかった
  - 5 前の家が売れた
  - 6 その他
  - 8 無回答・わからない
- Q5 就業形態
  - 1 失業・主婦・主夫
  - 2 公務員
  - 3 民間企業雇用者
  - 4 臨時雇用者
  - 5 自営・自由業
  - 6 家族従業者
  - 7 退職者
  - 8 無職
  - 9 その他
  - 10 無回答・わからない
- Q6 通常のあなたの週労働時間
- Q7 通常のあなたの帰宅時間
  - 1 15:00 頃まで
  - 2 16:00 頃
  - 3 17:00 頃
  - 4 18:00 頃
  - 5 19:00 頃
  - 6 20:00頃
  - 7 21:00 以降
  - 8 決まっていない
  - 9 ほとんど家に居る
  - 10 不明
  - 11 その他
- SQ1\_3 職種
  - 1 自由回答
  - 8 無回答・わからない
- Q8 パートナーの就業形態
  - 1 失業・主婦・主夫
  - 2 公務員
  - 3 民間企業雇用者
  - 4 臨時雇用者
  - 5 自営・自由業
  - 6 家族従業者
  - 7 退職者
  - 8 無職
  - 9 その他
  - 10 無回答・わからない
- SQ1\_4 パートナーの職種
  - 1 自由回答

- 8 無回答・わからない
- 09 通常のパートナーの週労働時間
- Q10 通常のパートナーの帰宅時間
  - 1 15:00 頃まで
  - 2 16:00 頃
  - 3 17:00 頃
  - 4 18:00 頃
  - 5 19:00 頃
  - 6 20:00 頃
  - 7 21:00 以降
  - 8 決まっていない
  - 9 ほとんど家に居る
  - 10 不明
  - 11 その他
- Q11 先週家族全員で夕食をとった回数
  - 8 無回答・わからない
- Q12\_A1 (あなたの第1子に関して)現在の年齢
- Q12\_A2 第1子誕生時の産休取得日数
- Q12\_A3 第1子誕生後の育休取得日数
- Q12\_A4 第1子誕生後、復職したか。フルタイムで復職したか、パートタイムで復職したか。
  - 1 フルタイム(100%)
  - 2 パートタイム (1~99%)
- Q12\_A5 パートタイムの場合、何%で復帰したか。
- Q12\_A6 フルタイムに復帰するまでの日数
- Q12\_B1 (あなたの第2子に関して)現在の年齢
- Q12\_B2 第 2 子誕生時の産休取得日数
- Q12\_B3 第 2 子誕生後の育休取得日数
- Q12\_B4 第2子誕生後、復職したか。フルタイムで復職したか、パートタイムで復職したか。
  - 1 フルタイム(100%)
  - 2 パートタイム (1~99%)
- Q12\_B5 パートタイムの場合、何%で復帰したか。
- Q12\_B6 フルタイムに復帰するまでの日数
- Q12\_C1 (あなたの第3子に関して)現在の年齢
- Q12\_C2 第 3 子誕生時の産休取得日数
- Q12\_C3 第 3 子誕生後の育休取得日数
- Q12\_C4 第3子誕生後、復職したか。フルタイムで復職したか、パートタイムで復職したか。
  - 1 フルタイム (100%)
  - 2 パートタイム (1~99%)
- Q12\_C5 パートタイムの場合、何%で復帰したか。
- Q12\_C6 フルタイムに復帰するまでの日数
- Q12\_D1 (あなたの第4子に関して)現在の年齢
- Q12\_D2 第 4 子誕生時の産休取得日数
- Q12\_D3 第 4 子誕生後の育休取得日数
- Q12\_D4 第4子誕生後、復職したか。フルタイムで復職したか、パートタイムで復職したか。
  - 1 フルタイム (100%)
  - 2 パートタイム (1~99%)
- Q12\_D5 パートタイムの場合、何%で復帰したか。
- Q12\_D6 フルタイムに復帰するまでの日数
- Q13\_A1 (あなたの第1子に関して)現在の年齢
- Q13\_A2 第1子誕生時のパートナーの産休取得日数
- Q13\_A3 第1子誕生後のパートナーの育休取得日数

- Q13\_A4 第1子誕生後、パートナーは復職したか。フルタイムで復職したか、パートタイムで復職したか。
  - 1 フルタイム (100%)
  - 2 パートタイム (1~99%)
- Q13\_A5 パートタイムの場合、何%で復帰したか。
- Q13\_A6 フルタイムにパートナーが復帰するまでの日数
- Q13\_B1 (あなたの第2子に関して)現在の年齢
- Q13\_B2 第2子誕生時のパートナーの産休取得日数
- Q13\_B3 第2子誕生後のパートナーの育休取得日数
- Q13\_B4 第2子誕生後、パートナーは復職したか。フルタイムで復職したか、パートタイムで復職したか。
  - 1 フルタイム (100%)
  - 2 パートタイム (1~99%)
- Q13\_B5 パートタイムの場合、何%で復帰したか。
- Q13\_B6 フルタイムにパートナーが復帰するまでの日数
- Q13\_C1 (あなたの第3子に関して)現在の年齢
- Q13\_C2 第3子誕生時のパートナーの産休取得日数
- Q13\_C3 第3子誕生後のパートナーの育休取得日数
- Q13\_C4 第3子誕生後、パートナーは復職したか。フルタイムで復職したか、パートタイムで復職したか。
  - 1 フルタイム (100%)
  - 2 パートタイム (1~99%)
- Q13\_C5 パートタイムの場合、何%で復帰したか。
- Q13\_C6 フルタイムにパートナーが復帰するまでの日数
- Q12\_D1 (あなたの第4子に関して)現在の年齢
- Q13\_D2 第 4 子誕生時のパートナーの産休取得日数
- Q13\_D3 第4子誕生後のパートナーの育休取得日数
- Q13\_D4 第4子誕生後、パートナーは復職したか。フルタイムで復職したか、パートタイムで復職したか。
  - 1 フルタイム(100%)
  - 2 パートタイム (1~99%)
- Q13\_D5 パートタイムの場合、何%で復帰したか。
- Q13\_D6 フルタイムにパートナーが復帰するまでの日数
- Q14A 末子出産時にあなたはもっと育休を取りたかったか。
  - 1 そう思った
  - 2 そうは思わなかった
  - 3 十分に休業した
  - 8 無回答・わからない
- SQ1\_5 末子出産時の職場の男女比は。
  - 1 男が非常に多い
  - 2 男がやや多い
  - 3 男女同じくらい
  - 4 女がやや多い
  - 5 女が非常に多い
  - 8 無回答・わからない
- SQ2\_3 末子出産時の職種は現職と同じか。
  - 1 はい
  - 2 いいえ
  - 3 無職だった
  - 8 無回答・わからない
- SQ2\_4 末子出産時の職種
  - 1 自由回答
  - 8 無回答・わからない
- SQ14B 末子出産時パートナーにもっと産休・育休を取ってほしかったか。
  - 1 そう思った

- 2 そうは思わなかった
- 3 十分に休業した
- 8 無回答・わからない
- SQ1\_6 末子出産時のパートなーの職場の男女比は。
  - 1 男が非常に多い
  - 2 男がやや多い
  - 3 男女同じくらい
  - 4 女がやや多い
  - 5 女が非常に多い
  - 8 無回答・分からない
- SQ2\_5 末子出産時のパートナーの職種は現職と同じか。
  - 1 はい
  - 2 いいえ
  - 3 無職だった
  - 8 無回答・わからない
- SQ2\_末子出産時の職種は。
  - 1 自由回答
  - 8 無回答・わからない
- Q15 本人前年年収(税込み)
  - 1 SEK 4,999以下
  - 2 SEK 5,000-6,999
  - 3 SEK 7,000-8,999
  - 4 SEK 9,000-10,999
  - 5 SEK 11,000-12,999
  - 6 SEK 13,000-14,999
  - 7 SEK 15,000-16,999
  - 8 SEK 17,000-19,999
  - 9 SEK 20,000-22,999
  - 10 SEK 23,000-26,999
  - 11 SEK 27,000-31,999
  - 12 SEK 32,000-34,999
  - 13 SEK 35,000-39,999
  - 14 SEK 40,000-44,999
  - 15 SEK 45,000-49,999
  - 16 SEK 50,000 以上
  - 17 回答拒否
  - 18 不明

## Q16 パートナーの前年年収(税込み)

- 1 SEK 4,999以下
- 2 SEK 5,000-6,999
- 3 SEK 7,000-8,999
- 4 SEK 9,000-10,999
- 5 SEK 11,000-12,999
- 6 SEK 13,000-14,999
- 7 SEK 15,000-16,999 8 SEK 17,000-19,999
- . ----
- 9 SEK 20,000-22,999 10 SEK 23,000-26,999
- 11 SEK 27,000-31,999
- 12 SEK 32,000-34,999
- 13 SEK 35,000-39,999

- 14 SEK 40,000-44,999
- 15 SEK 45,000-49,999
- 16 SEK 50,000 以上
- 17 回答拒否
- 18 不明
- Q17 共同口座を持っているか。
  - 1 はい
  - 2 いいえ
- O18A 給与が振り込まれる口座は。
  - 1 自分の口座
  - 2 共同口座
  - 8 無回答・わからない
- SQA あなたは共同口座にいくら入れるか(月当たり)
- Q18B パートナーの給与が振り込まれる口座は。
  - 1 パートナーの口座
  - 2 共同口座
  - 8 無回答・わからない
- SQB パートナーは共同口座にいくら入れるか(月当たり)
- Q19\_1 昨年一年間の貯蓄額:自分名義
- Q19\_2 昨年一年間の貯蓄額:パートナー名義
- Q19\_3 昨年一年間の貯蓄額:共有名義
- Q20A あなたは自分名義の資産を持っているか。
  - 1 はい
  - 2 いいえ
  - 8 無回答・わからない
- Q20B パートナーはパートナー名義の資産を持っているか。
  - 1 はい
  - 2 いいえ
  - 3 その他
- Q21 請求書の管理者は。
  - 1 私
  - 2 パートナー
  - 3 二人で
  - 4 個々に
  - 8 無回答
- Q22 請求書の支払いをする人は。
  - 1 私
  - 2 パートナー
  - 3 二人で
  - 4 個々に
  - 8 無回答・わからない
- Q23 請求書の支払い口座は。
  - 1 私の口座
  - 2 パートナーの口座
  - 3 共同口座
  - 4 個々の口座
  - 8 無回答・わからない
- Q24A1 自分の収入の何%を家計費に使っているか。
  - 1 収入がない
  - 2 使わない
  - 3 40%以下

- 4約50% 5 約 60% 6約70%
- 7約80%
- 8約90%
- 9約100%
- 10 不明
- Q24A2 パートナーの収入の何%を家計費に使っているか。
  - 1 収入がない
  - 2 使わない
  - 3 40%以下
  - 4約50%
  - 5 約 60%
  - 6約70%

  - 7 約 80%
  - 8約90%
  - 9約100%
  - 10 不明
- Q25 パートナーはパートナー自身の名義の貯蓄を自由に使えるか。
  - 1 回答者へ相談・報告なく使用可
  - 2 使えるが事後報告必要
  - 3 多少回答者が反対しても使用可
  - 4 回答者が賛成すれば使える
  - 5 使えない
  - 6 パートナーは無関心なので回答者が配慮
  - 7 その他
  - 8 無回答・わからない
- Q26 あなたはあなた自身の名義の貯蓄を自由に使えるか。
  - 1 回答者へ相談・報告なく使用可
  - 2 使えるが事後報告必要
  - 3 多少回答者が反対しても使用可
  - 4 回答者が賛成すれば使える
  - 5 使えない
  - 6 パートナーは無関心なので回答者が配慮
  - 7 その他
  - 8 無回答・分からない
- Q27 収入は誰のものか。
  - 1 私の収入は私のもの、パートナーの収入はパートナーはのもの
  - 2 私の収入は私のもの、パートナーの収入はカップルのもの
  - 3 私の収入はカップルのもの、パートナーの収入はパートナーはのもの
  - 4 私の収入もパートナーの収入もカップルのもの
  - 5 不明
  - 6 その他
- Q28A1 1週間に料理をする日数は。
  - 1 ほとんど毎日
  - 2 週に 4-5 日
  - 3 週に 2-3 日
  - 4 週に1日
  - 5 月に 2-3 日
  - 6 全くしない
  - 7 不明

## Q28A2 1週間に食事の後かたづけをする日数は。 1 ほとんど毎日 2 週に 4-5 日 3 週に 2-3 日 4 週に1日 5 月に 2-3 日 6 全くしない 7 不明 Q28A3 1週間に掃除をする日数 1 ほとんど毎日 2 週に 4-5 日 3 週に 2-3 日 4 週に1日 5 月に 2-3 日 6 全くしない 7 不明 Q28A4 1週間に洗濯をする日数 1 ほとんど毎日 2 週に 4-5 日 3 週に 2-3 日 4 週に1日 5 月に 2-3 日 6 全くしない 7 不明 Q28B1 パートナーが1週間に料理をする日数 1 ほとんど毎日 2 週に 4-5 日 3 週に 2-3 日 4 週に1日 5 月に 2-3 日 6 全くしない 7 不明 Q28B2 パートナーが1週間に食事の後かたづけをする日数 1 ほとんど毎日 2 週に 4-5 日 3 週に 2-3 日 4 週に1日 5 月に 2-3 日 6 全くしない 7 不明 Q28B3 パートナーが1週間に掃除をする日数 1 ほとんど毎日 2 週に 4-5 日 3 週に 2-3 日 4 週に1日 5 月に 2-3 日 6 全くしない 7 不明 Q28B4 パートナーが1週間に洗濯をする日数 1 ほとんど毎日 2 週に 4-5 日

- 3 週に 2-3 日
- 4 週に1日
- 5 月に 2-3 日
- 6 全くしない
- 7 不明
- Q29 パートナーのサポートは重要か。
  - 1 非常に重要
  - 2 重要
  - 3 あまり重要でない
  - 4 重要ではない
  - 8 無回答・わからない
- SQ1\_7\_1 どのようなサポート:信頼
  - 0 無回答
  - 1 回答
- SQ1\_7\_2 どのようなサポート:励まし
  - 0 無回答
  - 1 回答
- SQ1\_7\_3 どのようなサポート: 育児
- 0 無回答
- 1 回答
- SQ1\_7\_4 どのようなサポート:家事
  - 0 無回答
  - 1 回答
- SQ1\_7\_5 どのようなサポート:経済
  - 0 無回答
  - 1 回答
- SQ1\_7\_6 どのようなサポート: 気遣い
  - 0 無回答
  - 1 回答
- SQ1\_7\_7 どのようなサポート: 尊重
  - 0 無回答
  - 1 回答
- SQ1\_7\_8 どのようなサポート: 一緒にいる
  - 0 無回答
  - 1 回答
- SQ1\_7\_9 どのようなサポート:子との仲を取り持つ
  - 0 無回答
  - 1 回答
- SQ1\_7\_10 どのようなサポート: その他
  - 0 無回答
  - 1 回答
- SQ1\_7\_11 どのようなサポート:無回答・分からない
  - 0 無回答
  - 1 回答
- Q301 性別役割分業意識:子供が小さいうちは妻は育児に専念すべき
  - 1 替成
  - 2 まあ賛成
  - 3 やや反対
  - 4 反対
  - 5 不明
- Q302 性別役割分業意識: 夫は家計を支える責任がある

- 1 賛成
- 2 まあ賛成
- 3 やや反対
- 4 反対
- 5 不明
- Q303 性別役割分業意識:妻は家事育児の責任がある
  - 1 賛成
  - 2 まあ賛成
  - 3 やや反対
  - 4 反対
  - 5 不明
- Q31A パートナーの教育水準
  - 1 義務教育
  - 2 高校(職業)
  - 3 高校(普通)
  - 4 大学
  - 5 大学院
  - 6 その他
  - 7 不明
- Q31B **教育水準** 
  - 1 義務教育
  - 2 高校(職業)
  - 3 高校(普通)
  - 4 大学
  - 5 大学院
  - 6 その他
  - 7 不明
- D1\_1 エスニック・グループ: スウェーデン
  - 0 無回答
  - 1 回答
- D1\_2 エスニック・グループ: ノルディック
  - 0 無回答
  - 1 回答
- D1\_3 エスニック・グループ:他のヨーロッパ
  - 0 無回答
  - 1 回答
- D1\_4 エスニック・グループ:アジア
  - 0 無回答
  - 1 回答
- D1\_5 エスニック・グループ:その他
  - 0 無回答
  - 1 回答
- D2 スウェーデンに何年暮らしているか